

壮警町議会予算審査特別委員会会議録

令和3年3月10日（水曜日）

○出席委員（8名）

委員長	佐藤	恣	君	委員	真鍋	盛	男	君		
委員	菊地	敏	法	君	”	毛利	爾	君		
”	松本	勉	君	”	森	太	郎	君		
”	加藤	正	志	君	議長	長	内	伸	一	君
”	山本	勲	君							

○欠席委員（0名）

○説明員

町	長	田	鍋	敏	也	君	
副	町	長	黒	崎	嘉	方	君
監委	事務局	長(兼)	小	林	一	也	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局	長	小	林	一	也	君
-----	---	---	---	---	---	---

◎開会の宣告

○佐藤委員長 これより令和3年壮警町議会予算審査特別委員会を開会いたします。

◎開議の宣告

○佐藤委員長 直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名委員の指名

○佐藤委員長 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長において松本勉委員、加藤正志委員を指名いたします。

◎審査日程の決定

○佐藤委員長 第1回定例会において本特別委員会に付託された審査事件は、議案第13号から第18号までの令和3年度各会計予算についての6件であります。

◎延会の宣告

○佐藤委員長 お諮りいたします。

本日の会議は、都合により延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

次回の開催は別途通知いたします。

本日はこれにて延会いたします。

(午前10時01分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

委員長

署名委員

署名委員

壮警町議会予算審査特別委員会会議録

令和3年3月11日（木曜日）

○付託事件 議案第13号 令和3年度壮警町一般会計予算について

○出席委員（8名）

委員長	佐藤 恣 君	委員	真鍋 盛男 君
委員	菊地 敏法 君	”	毛利 爾 君
”	松本 勉 君	”	森 太郎 君
”	加藤 正志 君	議長	長内 伸一 君
”	山本 勲 君		

○欠席委員（0名）

○説明員

町 長	田鍋 敏也 君
副町長	黒崎 嘉方 君
教育長	谷坂 常年 君
会計管理者	阿部 正一 君
税務会計課長	
総務課長	庵 匡 君
企画財政課長	上名 正樹 君
住民福祉課長	齊藤 英俊 君
商工観光課長	三松 靖志 君
産業振興課長	木下 薫 君
建設課長	澤井 智明 君
生涯学習課長	河野 圭 君
選管書記長(兼)	庵 匡 君
農委事務局長	齋藤 誠士 君
監委事務局長(兼)	小林 一也 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長	小林 一也 君
-------	---------

◎開議の宣告

- 佐藤委員長 直ちに本日の会議を開きます。
(午前10時00分)

◎会議録署名委員の指名

- 佐藤委員長 会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、委員長において山本勲委員、真鍋盛男委員を指名いたします。

◎審査日程の決定

- 佐藤委員長 お諮りいたします。
本特別委員会の本日以後の審査日程は、お手元に配付しました案のとおりといたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。
よって、本特別委員会の本日以降の審査日程は、お手元に配付した案のとおりに決しました。

◎議案第13号

- 佐藤委員長 議案第13号 令和3年度壮警町一般会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。

予算に関する説明書、最初に事項別明細書、歳出について見開きページごとに行います。
一般会計、見開き34、35ページ、議会費について。

〔「なし」と言う人あり〕

- 佐藤委員長 次に、36、37ページ、総務費、一般管理費について。

〔「なし」と言う人あり〕

- 佐藤委員長 引き続き、38、39ページ、一般管理費について。

○松本委員 2点ありますが、役場庁舎維持管理の修繕料ですが、説明がございまして庁舎発電機のバッテリーの交換だということでもあります。庁舎の発電機というのは災害と停電が起きた際のエネルギーの根源となるものなのでしょうけれども、その動力というのはガソリン、よく分かりませんが、化石燃料を入れてエンジンをかけて、それで電力を放出するというふうに理解しますけれども、そういった意味では車と一緒にのかもしれないけれども、そういった車両も定期的にバッテリーは交換しなければ駄目なのでしょうし、また農機具もそうですけれども、駆動していないとバッテリーが減ってしまうとか、なくなってしまうとかということも多々あることなのですからけれども、この種の停電用の規模の大きな発電機のバッテリーというのはどのような、今回交換するのは年次のな、もともと

決まっている何年かの寿命があるので行うものなのか、作動しないで置いておくことが劣化というのかバッテリー能力を下げている、能力低下によってそういう交換が生じるのかということをお伺いしたかったということでもあります。

それから、もう一つは同じ役場庁舎の維持管理で清掃費であります。新年度については101万円、前年対比4.6%のアップということになっています。微妙にこの二、三年上がっているのですけれども、4%、5%。この理由ということなのですが、以前行政改革だからというわけではないのでしょうか、自主的な歳出削減の努力ということでは、いわばシンボライズというか、職員が自ら庁舎内の清掃を場所を決めて行いましょうということがたしか平成31年から始められて、30年度の当初の清掃予算は140万円ぐらいだったかと思えますけれども、それをいきなり90万円台に下げ、たしか50万円ぐらいの削減を生んだと。非常にシンボライズです。財政削減努力をしていると。そういったことを今でも続けていらっしゃるのでしょうか、当然お金のかかるところは業者さんなのでしょうけれども、戻りますけれども、そういった単価のアップのことと、また職員が継続されているだろう庁舎内の清掃に関して何か問題でもあればと、ちょっと難しくなってきたというのがあればお伺いしたい。

もう一つありました。すみません。法令等の加除に関して消耗品、説明の中で図書購入の見直しを行ったということで30万円ほど減額になっておりますが、この中身をお伺いします。

○総務課長　ご答弁申し上げます。

まず、1点目の役場庁舎の非常用発電のバッテリーの取替えの関係でございますが、今現在故障しているからとか、そういった趣旨の修繕ではございません。役場庁舎を建ててから基本的にもう10年近くたっておりますので、委員がご指摘あったとおり交換になる部分でございますから、予防の意味を含めて安全な、良好な状況を保つために取替えをするということでございます。

それから、2点目の清掃費でございますが、こちらが年々上がっているのですけれども、予算確保に当たりまして業者から参考見積りを徴取して予算設計するのですが、それ自体が上がってきている。一番の大きな要因は、人件費の問題というふうに聞いております。清掃の内容自体を変えているわけではございません。

あと、職員のほうで行革の一環として直営に一部の、一部というか、一般的な清掃については職員直営に移しているわけですが、運用上各職員がきちっとやってくれていると思えますし、職員のほうから困っているとか、あるいは不満も含めてそういった声というのは担当課のほうには寄せられておりません。

それから、最後3点目の法令加除の関係でございますが、町のほうでは様々な業務に関して実務マニュアルといえましょうか、そういったものを用いて執務を行っているのですが、それが過去からあって、それを定期的に更新するのに年間1万円、2万円、そういう経費が実際かかっていて、結構それが積み重なると大きなものになっています。そ

れで、実務が過去と比較してそんなに実務マニュアル、例えばAという実務マニュアルを使わなくなってきたりとか、あるいはインターネットとか他のもので代用できるというものもないかということや、昨年の秋に調査をしまして、その中で出てきたこれは一定の役割は果たして今後は必要ないのではないかというものを来年度からやめるということで、それで経費の削減を図ったということでございます。

以上でございます。

○松本委員 了解をいたしました。

2つ目にあった庁内清掃の件で、これに関わることでないのですけれども、いろんな形で、どれだけ絡んでいるか分かりませんが、働き方改革という言葉が2年ほど前から浮上しまして、いろんな形で間接的にか直接的にか労働者単価のアップにつながっているのも耳にしますし、自分自身も職場を抱えていますと理解できないこともないのですが、その上がるバランスが随分それぞれで違うということも一つポイントだなと思っております。この先そういったことも含めて、別に細かいことを言うわけではございませんけれども、当然担当課においてもそういう精査、入札なり見積り合わせの際には行っているのでしょうか、そういう目で見ていただきたいなど。あるいは、ほかの部署の違うジャンルだけでも、人件費アップを理由にした全体の単価アップについては精査する必要があるだろうということも個人的に考えています。

それから、これ関連になりますが、ここでしか聞くことないのですけれども、役場庁舎清掃の絡みで今コロナ感染症対策として役場庁舎だけではないのですけれども、ビニールシートと言えはいいのでしょうか、カウンターに垂れ下がっておりますけれども、庁舎だけではなくて至るところでそれを目に見えますけれども、あのビニールシートの清掃、消毒というのは定期的におやりになっているのでしょうか。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

役場庁舎の遮蔽シートに関して言いますと、定期的というほどではありませんが、窓口の職員を中心にアルコール等で不定期ではありますけれども、拭いているという、そういった対応はしています。ただ、そもそも応急につけたところもあり、またどうしても劣化して汚れがついてということでだんだん見づらくなってきているところもあるものですから、後日になりますけれども、ご提案させていただいた上で次年度については一回更新をして、新しいものに取り替えて、また引き続き消毒等も含めた適切な対応を今後も取っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松本委員 了解しましたけれども、ここで多少うんちくではないのですけれども、自分自身が見聞きした経験、また職場の経験も含めてお話をさせていただきますが、うちが全てやっているとは言えませんが、例えばビニールシートが、アクリル板でもよろしいのですけれども、あの効果はどこにあるかということや、例えば内部にいる方の外部からの感染予防には間違いなく、ただし、外部から来訪される方々は、そこで人が回る

ときによって触ったり息がかかったりということで外部から来る人の防御にはなっていないということがまず1つです。ですから、一番いいのは人が来るたびに消毒、あり得ないでしょうから、でも定期的な外部の消毒をすることがむしろいっぱいやってくる外部の方の感染防止になるのだということを確認しなければ駄目だということをお忘れがちで、あの遮蔽を作ってからほとんど野ざらしの状態の現場が圧倒的に多いと。これは札医大のそういう感染予防の先生のお話、オンライン講演で聞いたばかりなのですけれども。もう一つ言うと、ひらひら、ひらひら動くビニールシート、あれはよくなくて、触ってしまうし、菌をまくとは言いませんけれども、髪についたり、そういったこともなってしまうということで、実はその先生は一切勧めない。ただ、アクリル板に替えたならとんでもない値段になってしまうので、ということでひらひら動かない努力をすることと、重しをつけたり、定期的な消毒は外部の、いわば町民の方の感染防止対策としては絶対必要なのだなということを実感したので、うちの職場もそうですけれども、案外設置しただけで終わっていると、防疫が。ということではないということをご頭に入れて対処いただければと思います。どうぞ、答弁。

○総務課長 様々なご助言をいただきまして、ありがとうございました。もちろん参考にさせていただいて適切に管理してまいりたいと思いますし、今度更新する際にはできれば板というか、そういった形式で今懸念をされたようなことも起きないように対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なければ、次に40ページ、41ページ、一般管理費と2の文書広報費について。

○森委員 確認なのですけれども、職員研修事業については令和3年度は市町村職員の外国派遣研修負担金、これは当然今世界的なコロナの流行で海外行き来ができないということは理解できるのですけれども、これはコロナの状況が改善すれば予算が復活するという考え方でよろしいか、その辺の確認だけお願いしたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

将来的な予算の話ですから、当然ここで確約という話ではもちろんないのですけれども、今回予算を減額したのは事業をやめるということではなくて今の現状で海外に派遣することはまず無理だろうと。そっちのほうのコロナが感染しているということが要因というふうに考えておりますので、それが改善されれば当然再開をする可能性は十分あるというふうに考えております。

以上でございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、42 ページ、43 ページ、3 の交通安全対策費と 4 のテレビ難視対策費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、44 ページ、45 ページ、5 の無線放送施設費と 6 の諸費について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、46 ページ、47 ページ、7、防災諸費について。

○山本委員 防災諸費一般経費の、2 点あるのですが、消耗品等、この間説明受けて防災備品拡充に充てるということだったのですけれども、今回はどのようなものを拡充するかと、あと去年のときにミルクの話が出て、そのミルクは拡充に入っているのかということが 1 つと、あと手数料で避難所の看板、町内何か所ぐらいに看板を設置するのかということをお聞きします。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず、1 点目の消耗品、備蓄品の購入事業のほうに関してですが、先般議員協議会で一度今備蓄計画というものをつくっていますというお話をしておりますが、その計画に基づいて購入をするものなのですけれども、来年度については食料のほうに関して言うとみそ汁と、それから副菜といいたまじょうか、缶詰とか、そちらのほうをそれぞれ 1,500 食程度、プラスそれ以外の飲料水ですとかそういったものを中心に整備をしていくという予定です。主食の御飯等に関しては今年度同様に 1,600 食程度もう既に整備しましたので、その残りを補完していくという考え方です。

ミルクに関してなのですが、以前に議会か委員会でご指摘をいただいたのは粉ミルクと、あと液状の今ミルクが出てきておりまして、そちらの後者のほうを買われたらどうだというような意見もいただいております。今回は粉ミルクに関しては今年度も買っているのですけれども、来年度もこの 100 万円の予算の中に入れて購入をする予定です。液状については、いろいろ研究というか、調べているのですが、単価が非常に倍ぐらい上がってしまうということと、それ以上に消費期限が非常に短いので、備蓄として常時保管するというのは難しいかなというところもあって今のところは保留をしているというところがございます。

それから、看板の更新の関係でございますが、基本的にこの看板は避難所に直接掲示する、あるいは避難所の入り口、主要な道路からの入り口のところに設置するという予定でありまして、避難所自体が今のところ 16 の予定ですから、必然的に箇所数としては 16 ということになります。

以上でございます。

○菊地委員 私も備蓄、今回壮警町の備蓄計画改定案ということで資料もいただきましたけれども、前回の質問でもしましたけれども、粉ミルクを液体ミルクに替える自治体があると。これはいろいろな避難の状況があると思うのですけれども、断水だったり停電だったりし

て粉ミルクが使い勝手が悪いと。そういう意味では粉ミルクと液体ミルクを兼用して備蓄している自治体もあるというふうに思いますので、ぜひ検討をしていただきたいなというふうに思います。それで、期限が短くてロスが多いというふうなことで懸念される自治体もあるのですが、備蓄方法として食料品全般に言えることだというふうに思いますけれども、ミルクに関してですと保育所においてローリングストックの方法で平時でも使用しながら必要数を確保する、そういうローリングストックの考えもあるというふうに思いますので、この方法で備蓄するという考えも考えられるのかなというふうに思います。

それと、福祉避難所のことについてもお聞きしたいというふうに思いますけれども、今回民間の宿泊施設、避難所として設置して、そこを福祉避難所として開設するというふうな形で今回のマニュアルの案として上がってきましてけれども、これは国のガイドラインに出ていたのですけれども、福祉避難所を指定するに当たってはバリアフリー化があるほうが良いというふうな形のガイドラインがありました。宿泊施設もその対象には入っているのですけれども、課題として必ずしもバリアフリー化になっていないということなのです。今回壮瞥町で福祉避難所として民間の施設を使うということではバリアフリー化になっていないのではないかなというふうに考えるのです。そういう意味ではバリアフリー化になっていないところで避難生活に支障を来さないのかどうか、そういう手当てをどうするのかという部分、それと人材派遣という部分では今回のマニュアルの中で具体的にいろいろな人材派遣という部分で出ていましたので、大丈夫だと思うのですけれども、バリアフリー化になっていないところでの支障というのがないのかどうか、そのところを聞きたいというふうに思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず、1点目のミルクの関係でございますが、確かにご指摘のとおりローリングストック形式で行うという方法もありますし、以前に流通備蓄というやり方をご紹介をさせていただきましたが、消費期限が短いなりやり方というのは当然あるのだろうというふうに思いますので、いただいたご意見も含めて検討させていただきたいというふうに考えております。

それから、2点目の福祉避難所の関係でございますが、おっしゃるとおりバリアフリー化をされているということがもちろん一番望ましいというふうには思うのですが、正直申し上げて全てを、国のマニュアル等も当然拝見はしているのですけれども、全てを満たす施設というのはなかなか難しいかなというところもあります。実際福祉避難所のこちらが対象と考えている方は、当然高齢による介護だとか、あるいは車椅子の生活であったり、そういう方もいればメンタル的な要因で集団生活が難しいと、そういった方もいらっしゃる、かなり幅広いところがございます。それで、できる限りマニュアルに沿って、かつどのような方であっても緊急時に快適にというか、普通に生活ができる環境をつくるように目指してはまいります。現段階においては当町の今指定をしようとしている福祉避難所に関しては完全に整っている状況ではないということです。ただ、必ずしも必要以上

に福祉避難所を増やしてはいけないわけではもちろんございませんから、今持っているところ以外にも適切などころがあれば当然その範囲を広げて、それぞれの状況に応じた対応ができるように改善をしていきたいと思っておりますので、こちらについてもいただいたご意見を参考に取り組んでまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○加藤委員 私は、防災マップ作成委託料につきましてお伺いしておきたいと思っております。

これは作成に当たりどのようなところに重点を置いて作成に至っているのか、また利活用、マップですよね。ということは町全体に行き渡って配布するのか、その配布の仕方です。それと同時に公共施設等も含めて配布予定されているか、その辺も含めてお伺いしておきたいと思っております。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

今回来年度において防災マップを整備するという考えに至った経過でございますが、当町においては、今も問題になっておりましたが、火山災害に対するハザードマップを7年前ぐらいに作って全戸配布等を行っております。それから、土砂災害の危険の地域も当然当町にもありまして、これに関してはホームページ等で、個別の地域ごとの地図が中心になるのですけれども、そういったものを掲載したりしていると。箇所数だけでも70か所ぐらいありますので、なかなか整理したものというのが、きちとしたものが印刷をして配布ということが今まではできていなかったと。それから、もう一つ、全国的な動向として河川氾濫による災害というのが全国各地で発生をしております。その動向を踏まえて水防法という法律が改正になって、その法律に基づいて各地域に協議会がつけられて、その協議会の取組として各自治体で2級以上の河川に関しては河川氾濫の浸水予想のマップを作りなさいという話になりました。当町においても長流川でございますので、それに基づいた予想区域図というものを今既に道さんのほうでは作られているのですが、それをもっと町民に伝えるすべを取らなければならないと、そんなような状況がありました。それらの状況を踏まえて当町にとっての火山を含めたいろんな災害リスクを町民の方により認識をしていただく、そういう意味でそれらの3つの災害リスクを一つのマップに落とし込んで、当然火山地域に近い方もいれば土砂災害地域に近い方もいるし、それぞれの状況がどうなのかということをお聞きいただくということを目的に今回整備しようと考えています。その利活用に関してですが、当然全戸配布であったり、あるいは公共施設の掲示であったり、いろんな形を使って町民あるいは関係する方々に知っていただくというのが目的ですから、まだやり方をまとめたわけではございませんが、それなりの数は用意して普及ツールとして活用を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松本委員 私も関連含めて何点かあるのですけれども、まず避難所看板の更新で、たしか説明でピクトグラムというような耳慣れない単語が耳にした記憶があるのですけれども、その看板の種類はどのようなものなのか、どういう効果を狙っているのかということが1

つです。

もう一つは、今防災マップの作成の質問がございましたけれども、私もその関連ですが、当然火山災害を想定したハザードマップがありまして、その上で今課長お話のあった水防法の改正によって、洪水想定地域を最大限降雨した場合の想定区域を描けというのが指示があるようでございまして、それをハザードマップに掲示をして住民周知を図れというようなことだそうでございますから、それも入ると。中間で話があった土砂災害の警戒地域という、当然行政としてはいろんな災害に対する守備を固めなければいけないし、住民周知も必要だとは思うのですけれども、一つのものでそれを全部網羅するものというのは、そういうものは原本として必要かもしれませんけれども、そういう含みでお話ししたかもしれませんけれども、それぞれの用途で住民の欲しい情報は違うでしょうし、行政も使う場合も違うでしょうし、そういうことで工夫するのかなということが1つと、火山ハザードマップでいえばあれから七、八年でしたっけ、変わることに、更新することなんかあるわけですが、その中身についての更新、考え、協議の上、例えばゾーニングという言葉は今はないのかもしれませんが、そういった見直しが必要だというようなことはあるのでしょうか、そういう検討はされるのでしょうかということが1つ。

そして、この場所でしか聞くことがなかったので、最後に、余談に聞こえるかもしれませんが、室蘭民報に先月載った記事を紹介しますが、ここでは地域防災会議の在り方ということについて多分全国で動いたのでしょう。防災計画策定のため設置する地域防災会議に関して国は30%以上に女性をその構成員に入れなさいという指示を出したようなのでありますが、それに基づいて室蘭民報社が胆振7市町で調査したのです。そうすると、苫小牧が7.1%で室蘭は1人、回答しなかったのが壮警、白老となっていましたけれども、なぜ回答しなかったのか分かりませんが、ただ地域防災計画と結構なものを網羅していて、その中に防災会議のメンバーというか、組織が載っています。その中に実は壮警町女性会議あるいは日赤奉仕団というの載っているのですけれども、ということはイコールその方は、全部とはいいませんけれども、女性ではないのかなと思いがら回答しなかった、あるいは構成員ゼロとなっているのか、その辺はどうなのでしょう。そして、国が旗を振ると地元のギャップは感じるのです、私。感じながらもなぜ女性かという、先ほど来出ていますけれども、乳児の扱いですとか女性に関する着替えですとか、そういった配慮に欠ける部分が随分あると。そういうのを女性目線で改善できるのではないかと上から目線の指摘なのですけれども、この辺の対応なんてこの先お考えなのでしょうかと、こういうことなのですけれども。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず、1点目の看板のピクトグラムのことですが、確かにピクトグラムという分りづらいなと思いますが、日本語で言うと図記号といいます、要はデザインです。それぞれの避難所の位置づけがどういうものなのか、あるいはそもそもそこが避難所か否かということが分かるように、どこかで御覧になったことあるかもしれませんが、人

がその施設へ入っていかうとする絵であったりとかというものが基本的に国の仕様というのが数年前に統一化されまして、要は壮警町の人ではなくても誰が来てもここは避難所なのだということが分かるようにするという目的でそのような指導、指導といいましょうか、指針が出されています。今回は避難所の見直しも行うということもあって、表示する看板をその国の仕様に基づいた表記に書き換えて掲示をするというような内容でございます。

それから、2点目の防災マップのことでございますけれども、これもご指摘のとおり、行政側が分かりやすいようにというのはもちろんありますけれども、住民の皆さんがどうやったら分かりやすく、かつそれが1枚になるのかなど。例えばレイアウトを見やすいように変えるのか、極端な話を言うと裏表作って2枚配る方法もあるのでしょうか、その辺の仕様についてはまだ決めてはいません。内容については、これから担当課であり制作会社であり、そこと調整をして決めていきたいなというふうに思っております。

それから、火山のハザードマップの見直しに関してですが、基本的に火山の火砕サージの到達予想区域ですとか、そういったものを見直すというのは現段階では考えておりません。一定の研究、そういったものに基づいて引かれた線だというふうに認識をしていますので、それを変えるという考えではないのですが、ただ、今ハザードマップに載っている避難所が一部は廃止になっていたり新たに加わったものもありますから、7年前に作ったときと明らかに状況が変わっているものに関しては更新をしたいというふうに考えております。

それから、3点目の防災会議のところですが、回答していなかったということに関しては申し訳ないというふうに思います。理由までは私も把握はしておりませんが、ただ実際防災会議自体が当町においては前回の地域防災計画の見直しのあたりから開かれていない状況です。ご意見にあったとおり、各団体からの選出委員、推薦委員がほぼ主体の会議でございますから、それぞれの団体が当町の防災会議の委員としてどういった方を選出されているかというのは最近では調査していませんので、今の段階では構成数がどういうふうになっているかということは明確には言えないのですが、ただ先日来からご説明をしているとおり、各種防災に関わる計画やマニュアルの見直しを行っていて、その結果を来年度できるだけ早い段階で地域防災計画に反映して見直しをするということは考えておりますので、その際には防災会議を開くこととなりますから、そのときには必然的に確認はされることになるということと、また委員会の中で防災に関わる場所には当然女性も入って、女性の目線も必要だというご意見は本当にもっともだと思っております。なので、状況については各機関のほうにはお話をし、女性の委員さんを選出いただける場合は当然そこは歓迎をしますし、もしそうならない場合には防災会議にかける前段あるいは関連するところでは何らかの形で女性の意見を反映するような取組をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松本委員 ほぼ85点の回答で、私も最後そこなのです。防災会議は、出てくるのは町防

災計画のずっと後のほうになってこういうメンバーですよという、後づけとは言いません。でも、実際はそれぞれの市町村がつくって、それをこれでよろしいですか、お代官様はないけれども、上級官庁だったり関連機関だったり消防、警察、ほぼ反対はないと思いますけれども、そういう感じに、すみません、うがった見方かもしれないけれども、そういう古くからある行政スタイルを踏襲している気がしてなりません。ですから、その最終的な会議で例えばうちの女性連絡協議会の方とか日赤奉仕団の方が行っても発言の機会なり発言の勇気なりないだろうと。もし行った場合です。であれば課長おっしゃったように事前に、自分たちで作り上げるときに自分の目線で、しかもうちの町は避難を實際経験した方が結構いらっしゃる。特に女性の目線で、あるいは保健師さんかもしれないけれども。そういったものを十分に活用といいませんけれども、意見を聞いて、素案づくりから、むしろそこから入っていかれたほうが間違いなくいいというふうなことを実は言いたくて、そんなことで 85 点と言いましたけれども、よろしくご検討いただきたいということでございます。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

もちろんいただいたご意見を参考にやってまいりたいと思いますし、庁外、町民の皆さんとの協議というか、意見交換はこれからになります。これまで役場の中で備蓄品であったり避難であったり、そういった検討はしてきたのですが、そこは保健センターのほうに保健あるいは栄養、そういった観点のプロがいますので、かつ女性でもあり、なのでそういった方々と事前に話をしながら今計画をつくってきたところですので、その延長というか、同じように今後の対応についても男女問わずいろんな幅広く意見を聞いて成案化していきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○真鍋委員 昨日予算審議会中止になって、それで午前中久保内の改善センターのそばの災害備蓄センター行って見たのです。そしたら、職員の方が毛布かな、段ボールに入った、それを運び出していたのですけれども、その搬入口というか、入り口の1段低いところに水道管の補修金具とか、それから草刈り機、乗用の、そのほかにストーブとか置いて1段低いところがいっぱいになっていたのです。防災用品とはちょっと関係ないようなものが置いてあった。それで、毛布もだけれども、取り出す手前のほうには何だったかな、棚があって、そこに缶ジュースか何かを置いた棚があったのです。その裏に毛布が置いてあって取り出しにくい、搬入しづらいという状況になっていて整理されていなかったのです。私も以前から何回か備蓄センターも見せてもらいまして、こんなような状況ではよくないなど。それで、備蓄品でいっぱいになっているわけではなくて空いているところがあるから、流用しているのかなと思うのですけれども、万が一本当にあそこをちゃんと活用しなければいけない状況になると備蓄品を出さなければいけない、あと他町村から来た支援物資の受入れもしなければいけないという状況になる重要な拠点になると思うのです。だから、空きスペースも取っておかなければいけないという重要な施設なので、町内の施設を有効

に利用して災害に関係ない備蓄品をあの場所に置かないという方法は取れないのかということですが。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

委員のご指摘のとおりだと思います。私も見て、かなり煩雑というか、乱雑になっている、あるいはどう見てもこれは災害対応には使わないだろうというような物品もございました。それで、今年度担当のほうで各課に現場で説明をしたり、あるいは写真を見せて、そもそもこれが必要なのか否か、あるいはそれがどういう趣旨なのかということは今調査をして、それを今年度中に処理をするということになっています。どの程度スペース、先ほどおっしゃったような支援物資とかを置けるスペースが確保できるのかとか、そこまでの試算には至っていないのですが、まずは一回整理をして、その次の段階として今後の対応にほかの備蓄に関わらないもので作業が停滞するとか、そういうことのないように、そのような適切な備蓄倉庫の活用を図られるように今後も改善をしていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○毛利委員 私のほうから言語についてお伺いしたいのですが、防災マップ、それから避難所等の看板、実際に避難所に行きますと言語対応するスタッフが必要かと思いますが、その案内をする看板とか防災マップ、それには何通りぐらいの言語が使われる予定なのかお聞きしたかったのですが。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

町で令和3年度に策定をする予定のものに関しては、まだ決めてはませんが、普通に考えて日本語と英語というところまでだろうというふうに考えます。それ以上になると、かなり煩雑というか、かなりいろんな言語が入り乱れてかえって分かりづらくなる場所もあるかなと思います。実は4市町で構成しています有珠山の火山防災協議会というのがございまして、今年度の事業として各まちほど詳細ではないのですが、このエリアとしての防災マップを今策定をしています。こちらについては、たしか4か国語、中国語ですとか、4か5です。すみません。ハングル語も含めた4ないし5か国語でそれぞれマップを作っております、そちらのほうも今年度か来年度早々ぐらいの納品になると思いますから、並行して活用していくと。あくまでも当町の分としては2言語ぐらいまでの範囲かなというふうに考えています。

以上です。

○毛利委員 お話聞いて分かったのですが、当町、日本語と英語だけにすると農業のほうでも中国のほうからとか、それからホテル関係でも働いたりする方がいらっしゃると思うのです。ですから、今までを見てどのような国から来ている人が働いているかというのを考えに入れて、日本語と英語のほかになるべくそちらから来ている人、多めの人、細々と小さいところまでは無理でしょうけれども、せいぜい3か国、やっぱり4か国ぐらいまでは入れたほうがよろしいのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

町内に一定の外国人の方が居住されていて、それは住民福祉課のほうで住民登録のほうでそれぞれの国、どこから来られているというのは把握はしている。必然的に言語もどのような言語が主言語かというのは分かるかと思いますが、ただ人数的に見て明らかに少数、当町の場合には外国人多いといいながらまだまだ2桁というか、先日調べたところでも何十人というレベルだったと思いますから、そこに別途で印刷をかけるとなると結構費用がかかる割には活用する人がいない、少ないという状況になってしまいますから、場合によっては手作業、別途発注という形でその部分だけ翻訳をしてもらったり、手作りになるかもしれませんが、そのような形であれば対応は可能だと思いますし、それぞれの方がどの程度日本語や英語を理解されているかということにもよるでしょうから、個別に対応して、少なくとも防災に関わるところはどちらの国の方であろうが大変重要なことだと思いますから、それは漏れなく伝わるような、そういう努力は次年度にさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○長内議長 私は議長ということで、本来であれば議長を除くということでございますので、発言すべきではないのかもしれませんが、委員長のお許しをいただいて質問をさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

有珠火山防災会議協議会の負担の部分で予算化3万円されていますけれども、去年は、昨年というか、令和2年度は記念事業分ということで、予算的に令和3年度はないということで減額されているということで説明をいただいております。皆さんご案内のとおり、昨日緊急的に予算委員会の日程も変更させていただいたところでもありますけれども、有珠山の火山性微動が9日から出ているというようなことでマスコミ等でも昨日、それから本日の新聞等にも記事として載ってございました。微動ということでございますが、今現在では落ち着いている状態と、このまま終息に向かっていってこれればいいなと思っているわけですが、新聞等の報道も見まして2015年にも火山性微動があったと。このときには住民等もマスコミを通じてでも周知はなかったわけでもありますけれども、今回は各種災害が全国的に多発しているという部分の中で、そういう情報を速やかに自治体ないし住民に周知をする必要性が高まっているということで、そういう部分の中で周知があったのかなと認識しているわけでもありますけれども、今は有珠山の観測も24時間体制で、そういう地震計というのでしょうか、そういう機器、それからカメラ等を使って監視をしているというような状況で、今回もそういう形でいち早く異変といいますか、そういう部分が表示されたのかなと思っておりますが、現段階での観測状況についてまずは伺いたいと思えます。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

ご発言の中で火山性微動というのが表現されていたのですが、今回は火山性地震です。ちょっと別のものになりますが、それが今お話あったとおり6年前にもあり、今回もあつ

たということでございます。火山の観測体制についてですが、各機関、もちろん関係する機関がされていることは事実ですが、現状でいうと今回の対応なんかでいうと気象庁さんが中心になって札幌、それから室蘭のほうで情報を管理して4市町を対象に定期的に情報提供を行って、それらの不規則等の結果等も含めて参考にしながら本町としても対応を判断してきたというところでございます。

以上でございます。

○長内議長　そういう情報も受けて、いち早くできる部分の中で昨日も職員の方大変ご苦労されて、それに備えていただいたと。まずはご苦労さまでしたと申し上げたいと思います。

それで、改めてユーチューブ等で過去の部分の有珠山の災害の対応の部分ですとか、その中で岡田先生のコメントも含めて配信されている動画もございました。その中で、前回の噴火は皆さんご承知のとおり、有珠山の主治医と言われる岡田先生の見識の中でいち早く避難をされて大事には至らなかったと。これは後ほど高く評価されているわけでございますけれども、そういう中で、その中で記者というのですか、マスコミとのやり取りの中で昨年が20周年というのか、20年の節目のときという中で多分その報道番組が組まれたのかなと思いますけれども、その中で先ほど言った24時間体制で気象庁を中心にそういう観測が行われているということでは2000年以後進化している部分がありますというような中で、岡田先生が答えられている部分が非常に関心があったのですが、それは確かに機器の進歩も含めてそういう体制は気象庁を中心に取られていると。これは前進しているのだろうと。ただ、岡田先生の言われるように、地域に一体になって大学ですとか、そういういわゆる主治医と言われるような常駐をした専門家が地域にいて、まさに住民とも地域の自治体とも接しながら有珠の火山の状況を見守っていくということでは今、そういう面では以前よりも後退している部分があるのではないかと。これが非常に心配といいますか、懸念される点でもあるというような趣旨のお話をされておりました。それで、有珠山は20年から30年、前回の2000年噴火から20年から30年後というのは非常に重要な時期になるというようなお話も併せてされておまして、特にそういう火山性微震でしたか、そういう兆候が見られるということも含めて今後の観測体制、それから気象庁のみならず専門家もしくは大学との連携強化という部分に対して、関係自治体と連携しながらそういう部分に備えていくという部分が改めて今回の分を通じて、住民とも併せて意識も共有しながら自治体、道、国との連携の強化という部分を図るべき時期に来ているのではないかと思いますので、その辺についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○佐藤委員長　これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩　午前10時58分

再開　午前11時10分

○佐藤委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず、先ほど私答弁の中で観測体制という言い方をしたのですが、監視体制です。訂正をさせていただきたいと思います。その上でですが、確かに前回の2000年の噴火のときは状況が、町内だけでなく世の中の状況自体が変わってきておりますから、では今回というか、この先に噴火したときに全く同じ体制が取れるかと言われると状況は変わるだろうと。状況といいたいまいしょうか、形式は多分変わるだろうというふうに考えます。ただ、現在も火山に関する専門家、研究家の皆さんとは引き続き連携はしているというふうに考えておりますし、今回の対応においてもデータの情報は共通で見られるもののほか気象台のデータ等を基に判断をする部分は多かったのですが、それとは別に専門家の方々と電話等を通じて連絡を取って分析であったりご意見を伺ったり、そういった連携は保ちながら対応しておりました。また、気象台さんにおいても札幌なのか室蘭か分かりませんが、それぞれ情報発信元のほうで専門機関、専門家の方々と連携をされているものと思います。残念なのは、例えば北海道大学さんもそうですが、世の中の事情として大学の研究体制、そういったものが変わってきたりということはあるので、最初に申し上げたとおり全く同じということは難しいかもしれませんが、ただソフト的なそういった連携体制というのは変わらず、今後も深い関係性を持って対応していけるものというふうに考えております。

以上でございます。

○森委員 私コミュニティFMについてお聞きいたします。

本来昨日のような火山情報といえますか、火山情報が出た段階で行政の対応も発表をどうするかという部分は迷われた部分はあるとは思いますが、コミュニティFMの場合災害情報といえますか、避難所における情報をコミュニティFMで流されて取るということはあると思うのですが、例えば火山情動的な部分、どの程度こういうコミュニティFM事業の中でいえますか、流してもらえるものかという部分について確認したいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

コミュニティFMに関しましては、協定に基づいて平時であればある程度定期的に情報を提供するということになってはいますが、このような非常時というか災害時に関しては、それはまた別な話になりますから、行政側のほうから例えば避難情報であったり、そういった要請をすればできる限り迅速な対応はしていただけるものというふうに理解をしています。

以上でございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、48、49 ページ、8、財産管理費について。

○松本委員 何点かございまして、軽めのほうから。下のほうになりますけれども、財産管理事業の街路灯具取替え工事、説明ございました高圧水銀灯のLED化ということで

ざいますけれども、どこを何か所ぐらい行うのか、またこの先に同様のLED化の計画は継続して行われるのかということが1つです。

次に、上の段に行きまして公共施設管理事業に関してなのですが、まず指定管理料が1,890万円の計上されております。前年対比310万円少しのアップ。内容は、観光協会、仲洞爺野営場の490万円とそうべつ地遊スポーツクラブの1,400万円なのですが、このプラス310万6,000円に関して指定管理が地遊スポーツクラブが替わるわけですが、その上がった根拠なのですが、説明いただきたい。その説明に、これが正しかったかどうかでありますけれども、小破修繕、小さいものの、50万円以下でしたか、その修繕費をこの科目にございます細節にある修繕料で計上していたのを指定管理料にオンしたのか、指定管理料の中で小破修繕の分を修繕料のほうに変えたのか、聞いたときにちょっと混乱しているのですが、その辺の整理も含めて伺いたかったのであります。

最後ですが、これは補正予算の議案審議のときにも行いました仲洞爺キャンプ場に関することでもあります。平たく言って有利な財源を使って行われております。今回も2,900万円のトイレの建て替え工事、それからその設計料が300万円でしたか、合わせて3,200万円。道の自然公園等整備事業交付金1,600万円と、あとは過疎債を使うということでもありますし、その前段というのが令和2年度のコロナ感染症対策として臨時交付金、第二次、第三次の交付金を活用して古くなった管理棟の建て替え、それからグリストラップといいましたか、流し場の油を取るやつ、それから400万円は受付の小屋2棟でよかったかどうか、あと車止め云々をやる。これも当然交付金でございまして有利な財源で、町長のおっしゃる財源、収支改善をしながら有利な財源を活用して事業も進める、必要な事業。まさに当を得た、的を射たものだろうとは思いますが、翻ってよく見ますと、この短期間に合わせて4,500万円ぐらいのお金を集中的に資本投下していると。こういう事業もそうあるものではないなというのが感想の1つ。確かに有利財源であっても、何が言いたい。有利な財源ですから、いいのだけれども、このキャンプ場どっちの方向に、どのような戦略で今後売って行ってキャンプニーズに対応して集客力を増やすのか。これ集客力につながるものでなければいけないと思います。

あまりこういうことを言うとなんのですが、3年前に遡りますと、指定管理が替わって観光協会さんになられた直後、町に400万円の寄附をいただいているのですよねって、正しくなかったでしたか。それは、その寄附が当たり前だということではなくて自助努力の上で残ったお金が回ってきたと。非常にありがたい話で、それをまた期待するというのをこちらが言うと嫌らしいのでありますけれども、そういうふうに戻ってくれば公費で整備したものが何らかの形で利用者も喜び、それが幾ばくか町にも還元されてということになる。であればいいことだなとは思ってしゃべっているのですが、駄目だと言っているのではないのです。4,500万円の投下をするのであれば、何かこの先の戦略がないと駄目なのではないのかなというふうに素朴に思うわけがあります。アウトドアの関係で公園があって、道東でしたか、そちらの町営キャンプ場を指定管理でよかったかな、委託

されて人気のキャンプ場に改修というか、模様替えしたというケースを耳にしましたけれども、そこまでいかないにしろ何か戦略的にこの仲洞爺キャンプ場をこういうニーズに対応して、要するにマーケット、ターゲットです。それをどう絞って、どのような戦略で、どう集めてくるのかということも、この際だったらそういうことを考えながら施設の形も規模もあってもよかったのではないかと。それぞれ予算補正のときにもこのように直しますというのは見せてもらって、それも承諾しているのですが、重なってみて翻ってみるとそれが、分かりませんが、戦略的にうまく統一化された、トータライズされたものなのかというのは私のレベルでは分からないのですが、だったらそこまでのことを視野に入れたような戦略的なといいますか、投資であったらよかったのかなと思ってしゃべっています。

そして、たまたまですけども、補正予算の議論のときに担当課長さんから何か事務的なことがあったので、管理棟もまだ繰越明許費で行うということがあるようでございますし、トイレの設計もこれからでございますから、この際またそういったことも含めた建物の形、規模、デザイン、場所も、専門家という言葉は妥当なのかどうか、もうちょっと足を一度止めて、歩みを止めて、これを一緒にやってしまうのですから、そういった見直しをして事業を進められたらどうかということを感じるのですけれども、どんなものでしょう。

○佐藤委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時22分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず、1点目の街路灯のLED化の話でございますが、こちらは基本的には道路照明といたしまし、道路沿いのものを取り替える計画で、ここで見ている予算に関しましては令和3年度で8本の取替えを予定しています。それから、来年度に7本、総務課の分として15本の取替えを予定しています。実は建設課のほうでも同様の趣旨で街路灯の灯部の取替えを行う予定ですので、それについては後ほどご答弁をさせます。

それから、2点目の指定管理です。指定管理料の値上がりの理由でございますが、今回仲洞爺含む2施設、それとゆーあいの家側の6施設全てを再度協定を結ぶわけなのですが、値上がりの分については基本的には修繕料を、今まで直営で町の修繕料に計上して小破修繕、50万円以下の修繕に関しても町がこれまでは直営でやりますということにしていたものを50万円を基準に、今後はそれ以下のものは指定管理者でやってくださいということに協定の内容を切替えます。その分が大体今まで直近の2年ほどでいうと全ての施設を合わせて大体260万円から300万円ぐらにかかっていたので、その分が指定管理料に乗っかっているという計上です。逆に今の予算書の公共施設のところにも修繕料というのは載っ

ていますが、そこは特定の 50 万円を超える町側がやるものの修繕料しか載せていません。今まで小破修繕として見ていた分はゼロにしているということでございます。

それから、仲洞爺キャンプ場に関してですけれども、これまで近年の投資といいましょうか、の状況、あるいは今後の戦略、そういったご質問だったかと思いますが、明確な何がしかの戦略、行政がつくるような計画的な、そういったものをつくっているわけではございません。仲洞爺キャンプ場に関しては、令和 2 年度、今年度はコロナの影響がありましたが、令和元年度までは右肩上がり利用者がどんどん、どんどん伸びています。8 年ぐらい前で年間利用者 8,000 人、令和元年度で 2 万人を超えました。という形で世の中のニーズとしてアウトドアのブームが非常にある、で利用者がどんどん増えているということがまず根底にあると思います。その一方で、今回取替えをしたいというふうに申し上げた管理棟に関しては築 45 年、それから取り替えようとしているトイレも築 30 年ということで、利用者はどんどん、どんどん増えているのだけれども、施設はどんどん、どんどん老朽化して、正直言って今のキャンパーのほかのキャンプ場と比較してキャンプ場の求めるニーズに追いついていなかったというのが率直な感想です。ですので、今回たまたま、もちろん有利な財源があったからという部分はあるのですけれども、このタイミングで施設の更新を図ろうということを考えています。

なお、今後についてはいろんな考え方、ニーズは当然あるのだと思いますが、当町の仲洞爺キャンプ場というと野性味というか、自然の中で、特段際立った都会的なというか、機械的なキャンプ場ではなくて、自然や森林浴を普通に気楽に楽しめる、そこが仲洞爺キャンプ場のよさというふうに思っておりますので、そこは崩さないように、過度の設備投資は行わずに進めていければということと、強いて挙げれば最近のニーズとして冬にキャンプをするという方が増えているというふうに報道等でも拝見しています。観光協会とも相談したのですが、そもそもトイレとかが冬仕様ではないので、うちの今の施設では無理だということもありまして、今回管理棟でありトイレ棟がそういった仕様にも対応できるようになれば、そういった今までにない利用者の取り込み、そういったことも可能になるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○建設課長 それでは、総務課所管の街路灯と関連いたしますので、建設課で今予定しております道路照明の LED 化についてもご説明させていただきます。

道路照明の LED 化につきましては、令和元年度から計画して実施しておりますけれども、令和元年度から 4 年度までの計画で 35 基予定しております。令和元年につきましては 7 基、令和 2 年については 9 基ということで、令和 3 年度につきましては 9 基の LED 化を予定しております。場所につきましては、仲洞爺地区でございます。東仲洞爺線で 100 ボルトのナトリウム灯を LED 化するものが 5 基と仲洞爺の公営住宅線につきましては 100 ボルトの水銀灯を LED 化するものが 1 基、それと続きまして上久保内蟠溪線、蟠溪地区でございますけれども、そこに架かります蟠溪橋にございます道路照明でございます

けれども、こちらも 200 ボルトの水銀灯が 3 基ございますので、そちらの LED 化を考えているというところでございます。令和 4 年度につきましては 10 基を予定しております。

以上です。

○松本委員 建設課の所管は後で聞くことになっていたのですが、今言ってもらわなくてもよかったです。しかも、早口だったので、もう一回聞きますから、よろしく。

分かりました。何回も繰り返しませんけれども、有利な財源を今使って資本投下することに、いわばチャンスでありますから、それをうまく有効活用してこの先にお客さんにも喜ばれ、地域経済の多少の貢献があり、雇用の機会も少しは貢献し、そしてあわよくば町の財政にも少し還元されれば、これはこの上ないことであろうというふう思ってさらに私見を申し述べますけれども、今冬のキャンプの話がされましたけれども、私個人的にはする気はありませんけれども、今ブームなのはいつきのオートキャンプ場的な近代的で駐車場の横にすぐテントを張って、家族でバーベキューを囲んでというようなニーズもあるのでしょうけれども、課長もおっしゃったようなアウトドア系といいますか、もっと細かく言ったら一人キャンプみたいなのも含めて自然とその状況に応じた、自然と語らう、寄り添うみたいなのがブームらしいといえれば仲洞爺キャンプ場はまさにそっちのほうだろうとは思っておりました。同じ考えではいるのですが、例えば管理棟一つ取ってもそれをデザインする普通の工務店さんと、あるいは受付の小屋を造る方とは違う業者さんで全く違う発想で、分かりませんが、デザインをするというのでは随分違ってくるのかなど。今フィンランド仕様のウツの来夢人の家がありますけれども、それに今から合わせろといったらとんでもないことになるかもしれませんけれども、少なくとも違和感のないものにしていくような工夫、創意などがあってもいいのではないかというふうなことを考えるのですけれども、その辺はお考えなのでしょうか。

指定管理が替わりました。今まで堀口水道さんがやっていたら、その従業員として働いていた方がスタッフでいらっしやいますけれども、その辺の入れ替わりというのがあったのか分かりませんが、要はあろうとなかろうと利用する利用者さんにスムーズにサービスが提供されることが前提ですので、その辺はスムーズにいく予定なのかどうかという確認でした。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず、1 点目の管理棟等の仕様に関しては、現段階といえましょうか、一応一般的なものということで考えていまして、来夢人の家のような確かに森林キャンプ場にはフィットするデザインであることは間違いのないのですが、それよりはまずはお金を優先したというところが正直なところでございます。

それから、2 点目の指定管理者の、特に堀口水道さんのスタッフの後継ということでございますが、結論から言うと雇用に関しては新しく引き継ぐところに一任をする形になりますから、今どういう状況になっているかという最終確認はまだしていません。ただ、昨年 12 月に定例会で指定の承認というか、可決をいただきまして、その後すぐに新しい引き

継ぐ側の法人の代表者数名と、それから堀口水道の幹部さん、それから町の担当課で3者ですぐミーティングをしまして、重要なのは業務引継ぎの前にまずは雇用だと。今いる従業員の方がどうなるのか、あるいは逆に言うところでもノウハウを持っている方をどううまく取り込むのか、それは経営上非常に重要だということを確認をして、かつ新しい引継ぎ側の法人さんでもできる限り今の従業員を引き継ぎたいと、そういうようなお考えをされていたので、その意思確認を3者ですて、あとは円滑にいくように両方で相談をしながらやってくださいというようなお願いをして今に至っていると。年度末までには当然確認はさせていただこうというふうに考えております。

以上でございます。

○佐藤委員長 財産管理費についてほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、50ページ、51ページの財政管理費について。

○加藤委員 財政一般事務経費の中で今回新規で個別施設計画作成委託料、もう一つ、公共施設等総合管理計画更新委託料という部分が予算化されていますけれども、この内容についてされていたかどうか、説明書には載っていなかったものですから、改めて内容についての詳しい説明をお願いしたいと思います。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

個別施設計画作成委託料と公共施設等総合管理計画更新委託料の内容ですけれども、こちらにつきましては、まず公共施設等総合管理計画の更新委託料のほうにつきましては平成28年度に現計画を整備しております、その計画を更新するもので、一定程度年数がたったということで国のほうからの通知、指示がありまして今回更新するものでございまして、内容につきましてはこれまでと同じような形で施設の保有量ですとか維持している施設に関する管理費、更新費の見込みですとか、そういったものを記載した計画を更新するという形になっておりまして、個別施設計画のほうにつきましては、この公共施設等総合管理計画に載っている施設について、それぞれの個別の施設についてのそういった維持管理の方針ですとか施設の在り方、どういうふうにしていくかというような個別の施設ごとに計画を立てていくと。ただ、個別施設計画は1つずつの施設に対して1つの計画ではなくて、個別施設計画1冊でそれぞれの施設の維持管理をどうしていくということを盛り込んだものの計画となる予定でありまして、今想定している施設数としては48施設を想定しているものでございます。

以上です。

○加藤委員 分かりました。今公共施設等の管理計画更新委託料ということで、更新が確かに平成28年に作成されまして、そして令和3年、今年更新ということに説明いただきましたけれども、大体5年ですか、計算したら。そういった作成、これは5年ごとの例えば更新にしていくのか。

もう一つ、先ほど個別施設計画作成委託料につきましても、これも更新時期というのが

あるのかどうかということについて改めて確認したいと思います。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

更新の期間につきましては特別定められているものではありませんけれども、一定期間経過した後には更新が必要になると思っておりますし、今回は国のほう、総務省のほうから指示がありまして、公共施設等総合管理計画につきましては更新につきましては特別交付税措置が2分の1あるということでもありますので、今回更新するものでありますし、これらの計画につきましては起債する際ですとか補助金申請の際にも今後求められていくと思っておりますので、必要に応じて更新などをしていきたいと考えております。

以上です。

○松本委員 私もこの関連なのですけれども、以前にもというか、以前にこの計画についてお話をされて理解したつもりでありますけれども、今後長寿命化をいっつも、それから資本整備といいますか、施設を維持管理して、建て替え含めた計画を立てる上でこういう事前の計画が必要なのですよという説明を受けました。それが平成28年で5年、6年たっているわけでしょうけれども、確かにこれも有効、財源があると思わなかった。どちらも特定財源ではない、今のところ一般財源で、後ほど特別交付税の対象になるということが予想されますということなのですね。分かりました。確かに必要なことというのは分かるのですけれども、1つ平成8年にも同様のものがある、今あるわけです。施設そのものが新設があったかどうか、それから今までも継続してあるものは存在するわけですが、それから5年、6年たった今の時点でというか、平成8年の時点でも令和3年の時点を想定した、その先も想定した計画なのだろうと思うのですが、それが5年、6年たった時点でさらにその5年先を現状と見たときに、いわゆる外注してつくらなければいけない部分というのは例えば単価が変わるとか、老朽化の頻度が進むとかというのはあるのかもしれないけれども、それだって100%間違いない計画ではないのではないかと、あくまで想定内の、このような予想がされますよと、よって更新の時期がこういうところですよと、それはこのぐらいのお金がかかりますよということになっていくのではないかと想像しますが、100%自前でできないのかとは言いませんけれども、何か今既存のある計画があればそれに多少、多少という言い方は失礼ですね、適切な加筆をして更新していくということは不可能なのでしょうか。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

この計画の更新ですとか作成の委託料100万円と110万円ということで、決して安い金額ではないというふうに認識しておりまして、自前でつくれないうということも考えてはみたのですけれども、施設については取得価格、再取得調達価格ですとか、そういったもろもろの金額を算出しなければならないですとか、あとは施設も各課にまたがっております、委託していてもその資料を集めるのは財政担当で集めて、それを業者に渡して、そして出来上がってきた計画については財政担当のほうで全て確認をするという作業がもろもろありまして、今回更新作業と個別施設計画の策定2つありますし、なかなか自前で

るのは難しいという結論に至って、金額的には安いものではありませんけれども、特別交付税措置もあるということで、今回はこういった形で委託してつくりたいというふうに考えているところです。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、52、53 ページ、町有住宅管理費から国鉄胆振線代替輸送確保基金費まで。

○松本委員 細かいことといたしますか、些末なことになるかもしれませんが、町有住宅の維持管理事業でお伺いしたいと思うのですけれども、令和2年度はこの科目において管理職が入居する予定の93号といたしましたか、町有の住宅改修と62号といたしましたか、久保内中学校の校長住宅の改修を行っていたと思うのですが、今回の中身、特にいいのですけれども、大体町有住宅はどれほどお持ちで、老朽化とかいろいろあるのでしょうかけれども、どの種類があるのだということをそもそも分からないので、お伺いしたいということなのですが。その町有住宅からは使用料をいただいているのでしょうかということも含めて。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

今現在町有住宅として管理している住宅につきましては39戸ございます。39戸につきましては全て基本的には住宅の家賃というものはいただいております、現在39戸のうち8戸が空き家になっている状況でございます。その8戸の内訳ですけれども、上久保内にある公営住宅の蟠溪団地にあるところの2戸につきましては今のところ空き家になっております、受入れする予定は今のところございません。残りは旧久保内小学校、そちらに町有住宅が2戸ございますけれども、そちらについても老朽化もございまして今のところ入居させる予定はないというところでございます。残り1つが壮警高校の前に町有住宅が3戸あるのですけれども、そのうちの1つが何が原因か分かりませんが、キノコですとか、そういう菌類が繁殖してしましまして、直してもまた同じように出てくるということで入居にはふさわしくないということで、今のところは入居させていないという状況でございます。空き家となっている8戸のうちその5つについては入居させられないという状況ですけれども、残り3戸につきましては空き家となっております、それにつきましては入居の条件合う方がおりましたらいつでも入居できるという状況になっております。その中には昨年度当初予算で計上しておりました93号の住宅の改修と、先ほど質問にありましたけれども、壮警中学校の校長宅の環境整備ということで予算計上しておりましたけれども、93号につきましてはコロナの関係の補正予算のほうに予算は移行しておりますので、そちらのほうで内部、外部の修繕は終わっております。久保内中学校のほうにつきましては今現在施工中ではございますけれども、そちらにつきましては国道沿いにある住宅でございます、敷地からの土砂が歩道を流れるということで、その辺土砂が流れないような措置ですとか、法面についても管理しやすいような勾配に変えるという内容ですけれ

ども、それは今やっているところでございます。

以上です。

○松本委員　そこでといいますか、ついでに聞きますけれども、町有住宅 39 戸、うち 8 戸が空き家だそうでございますけれども、39 戸は当然築年度も違うのでしょから、いい環境のものもあればそうでないものも含まれるのかなというふうに想像しますけれども、科目でいえばその次の下の欄に借上住宅維持管理事業、アミティのことですよね。これは私が言うまでもなくて町有住宅で老朽化でいろいろ諸般の問題があるので、また建てる場所が有珠山噴火の影響も含めれば一般的な方に提供するということにはなじまないの、町職員、こういう関係者に限り町有住宅として整備して、そこに住んでもらうと。家賃はそれぞれ決まっているのでしょけれども。そのときもタイミングとしては町有住宅の老朽化という問題があったと思うのですが、今抱えている 39 戸云々の中の建て替えが必要だというような状況にあるのかどうか、あるものもあるのではないかと、僕は分からないで想定してしゃべっていますが、いずれまたアミティのような借り上げ住宅、形はどうなるか分かりませんが、そういう更新、建て替えの時期が来るのでしょうか。

○建設課長　ご答弁申し上げます。

今管理している 39 戸の建て替え計画ですとか、そういうものにつきましては今のところは具体的な計画はございません。ただ、古いものと昭和の 41 年頃に建設した住宅も複数棟ございますので、そちらについては適正な維持管理をしながら何とか使っておりますけれども、確かに古い住宅といえば古い住宅ということになっております。今町有住宅に限らず住宅関係、居住関係につきましては、民間の賃貸住宅が少ないですとか、公営住宅の依存度が高いですとか、空き家の問題ですとか、様々な住宅施策の課題もございまして、それを今後検討していく中でも町有住宅の在り方について整備していきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○毛利委員　壮中校長宅の法面のところ、本当大分流れてきたのが最近、最近というか、土のうを敷いてきれいになったのですけれども、ただ学校教育のほうに関係するのかなと思ったのですけれども、すぐそばにあるのですから、ここでお聞きしたいなと思ったのですけれども、グラウンドの端っこの物置がありますよね、校長宅のこっち側の道路側のところ。あそこに排水溝なっているのですが、あそのところも水が出てくるので、土のうを置いているのですが、それでも歩道のところに砂利がどんどん流れてきているのです。あれは今後どのような対策をするのかお聞きしたかったのですが。

○建設課長　ご答弁申し上げます。

先ほど壮中のグラウンドの側溝で土砂が流れてくるというところについては、建設課の範疇では大雨降ったときに町道からいろいろと水が出てくるとかという作業の中で、グラウンドから出てきたときには土のうを置いたりだとか、そういうことはしてはおります、実際のところ。ですけれども、具体的に今後改善していこうかというようなところはまだ、そういうところまでは至っていないのが現状ですので、今のところはまたあふれるようで

あれば土のうとかで対応していくのかなというふうには考えております。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なければ、次に 54 ページ、55 ページ、徴税費の税務総務費と賦課徴収費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、56 ページ、57 ページ、戸籍住民基本台帳費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、58 ページ、59 ページ、選挙費、選挙管理委員会費と衆議院議員総選挙費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、60 ページ、61 ページ、監査委員費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、62 ページ、63 ページ、企画費について。

○松本委員 2点ございますが、まずジオパーク推進経費で洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会負担金 223 万 8,000 円、前年比マイナス 215 万円の減と。この説明の中で令和 2 年度未執行予算を繰り越したためであるという説明が、短めの説明だったのですけれども、その辺のところを再度説明いただきたいということであります。あわせて、全体の 1 市 3 町の負担、割合は承知しておりますけれども、負担額が分かればお伺いしたい。

もう一つは、地域公共交通対策事業の生活バス運行維持費補助金でございます。400 万円。60 万円の対前年比アップと。赤字補填はわかりますけれども、全体でどのぐらいのもので、どのぐらいの負担割合になっているかをお伺いしておきます。

○総務課長 私のほうから 1 点目のジオパークについてご答弁を申し上げます。

まず、未執行予算の振替というか、繰越しによる今年度負担金の減という意味でございますが、令和 2 年度に各種事業を予定をして負担金を出し合って予算を組んでいたのですが、特に各種の会議参加費ですとか、あるいは世界ジオパーク、日本ジオパークの大会参加費の旅費、そういったものが今年度はほぼほぼ執行できなかったというか、されなかった。そういった事業自体が中止になっていったということで、令和 3 年度はこれらがされるものという想定で使わなかった予算をそのまま繰り越して令和 3 年度で執行するので、令和 3 年度分として 4 市町から出す分は減りますと、そういう意味でございます。

それから、負担金の 4 市町の総計でございますが、令和 3 年度については 975 万 5,000 円です。参考までに昨年度は 1,350 万 2,000 円ということでございます。

以上でございます。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

生活バスの運行の関係の補助金ですけれども、こちらにつきましては道南バスの赤字分

の2分の1を伊達市、洞爺湖町と壮瞥町で補助するという形のものでございまして、令和2年度の予算から60万円ほど多くなっておりますが、令和2年度の実績として403万5,000円ということで、この実績に応じてR3年度の予算を積算しておりますけれども、この部分の赤字分の全体としましては1,900万円ちょっとが赤字分として出されておりました、その半分が道南バスで大体970万円ぐらい、その残りを伊達市と壮瞥町と洞爺湖町で負担しております、洞爺湖町におきましては450万円ちょっと、そして壮瞥町が400万円、そして伊達市が110万円程度の負担となっております。

○佐藤委員長 ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

62ページ、63ページ、質問からいただきます。

○山本委員 コミュニティタクシー運行維持費補助金で金額は前年同様だったのですが、利用状況と、あと登録している人数と利用している人数が差があるということで、そういう問題があるというふうに聞いていたのですが、現状はどのようになっているかを質問いたします。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

コミュニティタクシーの関係ですけれども、利用状況につきましては若干年々減少傾向にはありますけれども、直近1年間の利用者数でいえば延べ乗車の数でいえば4,257名です。そのさらに1年前は4,312名だったので、若干減少傾向ではあるということ、登録者数は3月10日現在で284名、こちらも若干減ってきていると。台帳を整理していくと亡くなっている方が多いかなということで、減っている状況でございます。また、登録していてもなかなか使っていない方もいるのですけれども、今回昨年8月に登録している方に対してアンケート調査を行いまして、利用していない理由ですとかも訪ねたところ今は必要ないとか、あとは今体の調子が悪くて使えない、使っていない、逆に体の調子がいいから使っているとか、いろいろな理由があって、調子がいいから自分で車で行ける、調子が悪いから自分で車で行けないので使うとか、そういったいろいろな理由があって、様々な理由で利用している、していないがあるようでございます。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なければ、引き続き64ページ、65ページ、企画費の続きでお願いします。

○松本委員 行政情報システム関係でありますけれども、まずネットワーク機器の更新業務委託料593万5,000円計上されてございます。説明で広域連合の電算システムの更新が7年に1度あって、それに伴う庁内接続機器の更新というふうに説明があったと思うので

すけれども、その詳細についてお伺いします。

それから、役場庁内のインターネット系メールサーバーDNS機能追加業務委託とインターネット系端末セキュリティーの利用料、これが併せて説明があつて、メールサーバー機能とセキュリティーです。合わせて100万円ぐらいでしたが、これによって5年間でトータル550万円の削減効果があるということを説明いただいたのですけれども、なぜそうなるのかということについて分かりやすく説明いただきたいと思っております。

次、最後は西いぶり広域連合の負担金、電算に関してですけれども、1,622万5,000円、383万円の増と、前年比。説明の中では上がった理由ということでは触れていなかったかもしれませんが、まず上がった理由なのですけれども、併せて説明があつたのは現3市1町の構成市町に洞爺湖町が参加されると、新年度から、ということがあつた。もう一つは、当町の高校までの医療費無料化に伴うものでもろもろアップにつながつたという説明があつたかとは思ふのですけれども、これもなぜかということの説明をお願いします。
○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず、1点目のネットワーク機器の更新業務委託料、こちらの経過というか、概要に関してなのですが、ご質問にもありましたとおり、広域連合のほうで現在3市と壮瞥町、4自治体で共同で電算システムを運用しております。こちらが大体7年に1度ほど更新業務というものが発生しまして、もう既に設計等の着手はしていますが、令和4年の1月から次の機器が稼働するに当たって広域連合の本体のシステム等は皆さんで共同で出している負担金の中で賄っていくのですが、それが機械が替わることによって、そこからネットワークとしてつなげている庁内の幾つかの機器がございます。役場庁舎もそうですし、情報館、保健センター、子どもセンター、高校、そういった行政用のライン、ネットワークラインでつないでいるところの受け手側の機器等もシステムも更新を併せてしなければならぬということで、その分の経費が593万5,000円かかりますということでございます。

それから、2点目のインターネット系のメールサーバーの機能追加、それからセキュリティー利用料に関してですが、これ単体でというよりは経過として、実は来年度の途中からになります。現在役場が使っている3つのネットワーク、システムがあります。マイナンバーシステム、それからL G W A Nという全国の行政機関専用のネットワーク、それとインターネット、インターネットは皆さんがご家庭で使われているのと一緒ですけれども、その3つのシステムのうちのインターネット系のラインの機器とかやり方を変えるということを予定しております。それに必要な経費ということになります。現在はインターネット系だけのネットワークがあつて、そこにレンタルしているパソコンをつないで各職員が執務を行っているのですけれども、何とか行革の考え方に立って情報システムに関わる経費の削減をしたいということをおかねてから考えておりました。当初はインターネット系と行政機関用のネットワークを一つのパソコンでできるようにできないかということで考えていたのですが、理論上できなくはないのですけれども、そのためには数千万円の投資が必要になります。また、一定の期間後に更新費も必要になる。費用対効果としてよろしくないとい

ということで、次の段階として今度はネットワーク系を有線のものではなくてWi-Fiを役場の中に整備をして、Wi-Fiを使って、かつ端末をパソコンではなくてタブレットに切り替えると、そういうことを来年度に行う予定です。これによってネットワークを運用するためのいろんなサーバーが必要になるのですが、それらの費用が、そういうものがなくなると。それから、パソコンのリースに比べてタブレットを購入したほうが端末の経費的にも安くなると。それで、5年間、Wi-Fi、タブレットに切り替えることによってかかる経費が大体1,000万円、それから逆にそうやって切り替えることで節減できる経費、サーバーの更新料も含めてですけれども、そういった経費が1,550万円、それで相殺して向こう5年間でそういうやり方を変えることで550万円が削減になりますということです。あとはそういう切替えに伴って初期投資として必要な経費、かかると言った1,000万円のうちの含まれる経費ですけれども、それがメールサーバーの機能の追加、それからこれは毎年ですけれども、セキュリティーの利用料というものが、それをつけないと業務上支障が出るということなので、今回計上しているというものでございます。

それから、3点目の広域連合の負担金の値上げでございますが、380万円ほど上がるうちの200万円弱、190万円ぐらいは当町が今年の夏から子供の医療費の無料化を高校まで拡大するに当たってシステムを改修する経費ということになります。残りの200万円に関してなのですが、今回先ほど申し上げたように広域連合の電算システム自体を取り替えるというか、更新をするので、それによる経費の拡大というものがまず1つあります。その他にも毎年毎年様々なシステム、広域連合側でシステムの更新であったり、備品の更新であったり、そういう経費が発生するので、それらを割り返していくと当町の分は200万円ぐらい上がったということでございます。洞爺湖町が新しいシステム稼働のときから加わって、今度は5自治体で運営するようになります。当然発生する費用というのは結構大きいものはあるのですが、それに関しては原則は洞爺湖町が負担をして、ただ必ずしも洞爺湖町だけのためではなく、洞爺湖町も含めてシステムの機能の向上だとか、そういうものに必要なものに関しては今までどおりのルールで費用負担で5自治体で割り返していくと、そのところは変わってはおりません。ただ、毎年いろんなシステムの更新であったり、機器の補充であったりということで、どうしても負担金のほうは変動してしまうのですが、今年目立って増えた分の理由としてはそれらのような経費になるということでございます。

以上でございます。

○長内議長 確認も含めて2点ほどお伺いしたいと思うのですが、行政情報システムの運用管理事業に関わってなのですけれども、先ほど同僚委員からもやり取りありましたけれども、庁内インターネット系のネットワークを構築するというので、いわゆるタブレット等に切替えも含めてするということなのですが、このネットワークは今度は無線ということなのですが、要するに職員でしか利用できないのか、来庁者がそのネットワークを例えばスマホとか、そういう部分を使うことができるのかどうか、セキュリティーの問題あると思うのですけれども、その辺の確認が1点と、それからまだ現実的には多くはないの

かもしれませんが、コロナ禍において在宅での業務という部分が最近注目されていて、国内の中では幾つかの自治体でも在宅の仕事をするというような傾向も見え始めてきているところあるのですが、その辺の検討というのは壮瞥町の場合は検討されることがあったのかどうか、今後その可能性があるかどうかという点についてお伺いしたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず、1点目の今回整備するWi-Fiの活用対象といたしましうか、利用範囲でございますが、今回に関してはセキュリティーの件も含めて基本的には職員専用ということになります。将来的に例えば山美湖であったり、あるいはその他の公共施設であったり、そういったところのWi-Fi化、来庁者、利用者向けのWi-Fi化というのも検討課題としてはあるのですけれども、今回についてはそこまでは踏み込んでいないということでございます。

それから、2点目のコロナ禍を踏まえたテレワークの導入に当たっての検討についてでございますが、現在広域連合のほうでその検討は行っているというところでございます。問題は、先ほど3つの系統ということを申し上げましたが、家庭でも使えるようなインターネット系を使つての事務であればできない話ではないのですけれども、残念ながら当町、当町というか、どこのまちもそうですけれども、業務で使うラインというのはネットではなくてL GWANという行政機関用のライン、それからマイナンバー系、そのラインがほとんどになります。それで、マイナンバーは別としてもL GWAN、行政機関用のものについてはインターネットとは別のラインですので、家に例えばパソコンを仮に持って帰つたとしても、そのL GWANのネットワークにつながらないのです。なので、実質的に役場でやっている業務を家でやるということはほぼできないような、今はそういう状況です。そのためには特殊なセキュリティー施策、対策等を講じた上で、一応方法としてはそこにつながるやり方というのはできるのですけれども、そのためにはまた相当の高額の設備投資も必要になります。なので、これは当町だけの問題ではなくて広域連合の電算を使っている自治体共通の問題でございますので、そのやり方であり、手法も幾つかあるようすけれども、であったり、経費の面であったり、その辺を広域連合が中心になって改善、検討しているというところですので、その進捗を見ながら当町もそれと乗っかって将来的に対応していく可能性はあるかなというふうに現段階では考えております。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 引き続き66ページ、67ページ、企画費の続きについて。

○松本委員 ふるさと納税事業に関して質問をいたします。

予算計上額は、ふるさと納税特産品で3,360万円、手数料で1,277万5,000円となります。ちなみに、納税特産品と手数料の対比ですが、38%というふうになるわけですが、これはさきの議案審議の補正予算のときにも質問したものとつながっているわけだけれど

も、いま一つ納得といいますか、理解が及ばなかったので、再度質問したいと思えますけれども、繰り返しの質問で恐縮ですが、令和2年度のケースで申しますと、当初予算が特産品が1,890万円、手数料が727万2,000円です。その対比は38.4%に値します。次に、第一次の補正が特産品1,470万円、そして手数料が550万円、これはそれぞれ29%の対比になるのです。3度目と申しますか、これさきの3月定例でしたか、特産品が300万円、手数料が600万円の補正になっているのです。それで、随分大きな差があるねということで質問させてもらったのですが、ちなみに分かるように300対、逆に手数料が600ですから、200%です。この辺の開きはなぜ出るのかということだったのですけれども、成功報酬ということと、いろんなサイトに掲載して云々、それは現状の説明なのでしょうけれども、いま一つぴんとこなかったということがございまして、また新年度の当初予算では30%台、38%。今年度、令和2年度の年度当初の対比としっくり合っているのですけれども、この辺の仕組みを分かりやすく説明いただければと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

ふるさと納税の事業の経費の構成といたしましうか、仕組みについてということだと思いますが、まず令和3年度の当初予算、当初予算の段階が一番基本になりますので、それを用いてご説明いたしますが、まず何%ということで前回説明をしましたが、その対象になる基本額というのは今この予算書のページに書いてある額ではなくて寄附額です。寄附として来年度もらえるであろうと今想定しているのが8,000万円です。8,000万円の寄附を想定をしているのですが、その8,000万円のうちの何%が手数料、何%が特産品、そのような計算式になります。今予算書のほうに書いてある手数料の額に関しましては、8,000万円の大体16%ぐらいということになります。これは前回もご説明したとおり成功報酬でございまして、8,000万円が例えば1億円になった場合にはおおむね比例してその手数料も上がっていくと、そういう計算式になります。かつ手数料に関しては寄附が入って、その翌月ないしは翌々月ぐらいに定期的に払っていくものなので、おおむねその年度の収入の増減と手数料の増減というのは比例して合うようになっています。ただ、特産品のほうに関しては計算上8,000万円の大体42%ぐらいになるように予算を設定しています。これは、今総務省の指導で寄附金に関しては3割以内、プラス送料が大体かかるのですが、それを12%ぐらい見ていまして、それらの42%分に関しては基本的には事業者さんのほうに行くお金ということになるのですが、こちらに関しては本来であればその年の寄附が増えればそれも間違いなく増えることになるのですけれども、実際は例えば11月、12月、一番寄附の多い時期に受けて、特産品を出すのが1月に発送するものもあれば翌年の収穫期を経てから翌年度に発送するものもあります。あくまでも発送等が行われた後に特産品代を事業者さんに払っていくので、寄附額が先行して特産品が追いつかないというケースもあるし、逆に言うと前の年に受けた寄附に対する特産品の支出が令和3年度とかに入ってくる、そういうケースもあります。それで、当初予算ではきれいに42%と見るのですが、実際にはその支出の状況を見ながらやっていくので、補正をかけていくうち

にその数字がずれていくという可能性はあります。なので、最終的にはその比率がずれたりして分かりづらい部分はあるのですが、ルール上は一応そういう仕組みで積算をして支出をしているということでございます。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なければ、引き続き 68 ページ、69 ページの企画費について。

○松本委員 移住定住に関してウェブサイトの保守管理、拡充委託料 237 万 5,000 円の計上額、前年比 48 万 8,000 円の増となっておりますけれども、その内容について伺いますのと、説明等でもございましたオンライン移住相談なるもの、ないしは移住者の声を 2 名から 4 名に増やすような話があった。そして、移住体験メニューもつくっていくということでございますが、その具体的な移住体験メニューはどのようなものになっていくのかということについて伺います。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

ウェブサイト保守管理の委託料に関しましては、町のウェブサイトについて業者に委託しまして、保守管理ですとか様々なコンテンツの拡充ですとか、そういったものを買ってもらっているものでございまして、R3 年度におきましては、移住者の声という移住者の方にインタビューなどをして記事を上げているのですけれども、R2 までは 2 名でやっていたものを令和 3 年度は 4 名にするということで、その分の経費が増えているものでございます。さらに、ホームページのトップページに令和 3 年度はオンライン移住相談を実施しますので、その申込みフォームですとかを設置するのにその費用がかかると。さらに、移住体験メニューということですが、これは移住体験施設を整備して、令和 3 年度は都市部から壮警町に来ていただいて、その移住体験施設で生活をしていただいて壮警町を知ってもらおうと、そして行く行くは移住していただければいいかなという、そういったものでございますけれども、それもホームページ上で申込みフォームなどを設置して、トップページの改修を行うので、その費用も今回はプラスされているということでございます。移住施設に関しまして、ただ来てもらって、そこに寝泊まりしてもらって壮警町を見ていただくだけではなくて、観光ですとか、果樹園もありますし、そういった様々なツールを使って移住体験メニューを考えていきたいとは思っているのですけれども、今の時点ではまだそういった具体的なメニューは考えておりませんで、今後早急に考えて整備していきたいと考えております。

以上です。

○松本委員 およそ分かったのですけれども、住宅を整備して備品も相当入れて、使用料も 2 万 5,000 円のどうのこうのと言っていましたか、1 週間からの単位で。それも理解いたしまして、やっぱり肝腎なのは、人ごとではないですけれども、来るからには自分の意思で、移住を体験して何を学ぶかというのはご本人の意思だと思いますけれども、お客さ

んではないとはいえどもこんなメニューがありますというのはこちらで工夫して提示するべきなのだろうということで、それをただ役所の事務方だけでというのは難しいと思われ
ますし、そういったことで移住担当の新しい地域おこし協力隊を募集しているのかなとも
考えるのですけれども、もう新年度に入っていこうとすればホームページに今言ったよう
に1枚目というか、表に移住体験どうだとかとアピールをしていけば、当然そのメニュー
はこういうのがあるというのは本当はタイムリーに提供したいわけでしょうけれども、そ
の辺の時間的なずれといいますか、ちょっと懸念するところがあるのですけれども、実際
移住体験メニュー、そんなにこだわっていませんけれども、情報提供としての中身として
の整理を専門的にお任せするほうがいいのではないかと思ったりしますが、その辺はどの
ようになっているのかということです。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

委員おっしゃるとおり、地域おこし協力隊、来年度3名募集しまして、その中には移住
関係の地域おこし協力隊も募集しますので、その方にもこういった移住体験施設を使った
体験メニューなども考えていただいたりですとか、そういった業務も担っていただきたい
などは思っているのですけれども、地域おこし協力隊の募集も予算が議決されてから募集
かけるということで、いつ来られるかはまだ分かりませんし、移住体験施設につきまし
ても新年度予算で備品等を整備しますので、4月からすぐ始められはしないので、でき
る限り早くこういったメニューを考えたりですとか、こういった移住体験施設またはオンラ
イン移住相談などもできるだけ早く執行できるように準備を整えていきたいと考えており
ます。

以上です。

○山本委員 私も松本さんとほとんど同じような質問をしようと思っていたのですけれど
も、壮警町に移住体験しに来ていただいて、壮警町がいい。では、ここに引っ越ししてき
ますとなった後どんな、勝手に来て、勝手に住むところを探してとかというふうになっ
てはもったいないと思うのです。だから、その先の想定とかなんかはどこにつなげていく
のかというのを質問します。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

移住体験施設を整備する目的としましては、移住希望者の方に壮警町での生活を体験し
てもらって、より具体的に当町での暮らしをイメージしてもらうことでその後移住ですと
か、移住に至らなくても関係人口ですとか交流人口としての関わりを持っていただけ
るのではないかとということで整備するものでございまして、もしその方が移住体験施設を使
って壮警町のことを気に入ってもらって住みたいとなった際には助成制度もありますので、
そういったことを活用して、あとは相談していただいて、こういった形で移住したいのか、
年代にもよりますし、仕事が必要なのかとか、住む場所が必要になりますので、そうい
った相談体制は充実させて受入れ態勢を整えていきたいなというふうと考えております。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なければ、引き続き 70 ページ、71 ページの企画費の続きと 2 の胆振線代替輸送業務費について。

○加藤委員 胆振線代替バス運行維持費の補助事業の中の代替バス運行維持費補助金、まずこの点について、この運行維持費につきまして昨年は 760 万円を計上して今年は 1,000 万円という予算化がされておりますけれども、書類を見させていただいた中で胆振線の⑦という中で伊達駅前から久保内、大滝線、本町、駅前という部分において乗車率が R 元年は 15.6 で去年は 11 人と乗車率が減っているわけですが、この辺につきましては運行の回数の見直しということも私考えるべきでないかと思っているのですけれども、その辺についての見解と、もう一点目は代替バス車両更新費の補助金、これはバスですよ。何年ぐらい経過して、車種は同じようなものを購入されるというような考え方がされているのか、さらには他の自治体の負担割合というのはないのかというふうに感じているのですけれども、その点についてお伺いしておきたいと思います。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

まず、運行維持費のほうで乗車密度ですか、が R 1 が 15.6 で R 2 が 11.0 ということで下がっているということですが、これの主な要因は分かりませんが、この辺については維持費につきましては各市町で負担しておりまして、基本的には基金を充当して補助金を払っているのですけれども、各市町も基金が尽きているまちもありますし、当町におきましても数年後には基金が尽きる見込みでございますので、今年度、新聞でも報道されましたが、胆振代替線バスの在り方について検討して、伊達と倶知安の長い距離を結んでいる路線について見直しをかけたかどうか、伊達市側からはデマンドバスについても検討してはどうかという話がありまして、この路線につきましては令和 3 年度中に在り方を検討していきたいと考えているところでございます。乗車率につきましては、今回はコロナの影響があって乗車率が落ちているということでもあると思います。

それから、バスの更新関係につきましては、当初予算では 3,600 万円ほど今上げておりますけれども、こちらの内訳につきましては中型のバスを 8 台更新するという形で予算を上げておりまして、こちらは 7 年ごとに更新をするというふうに協定で決まっております。前は平成 26 年度に更新しております。そのときも中型のバス 8 台を更新しております。来年度予定では中型のバス 8 台を更新するという予算を計上しておりますけれども、こちらにつきましてはさきの会議でまずは 4 台更新することになりましたので、こちらの金額につきましては落ちると思いますが、新年度に入ってから 10 月ぐらいにバスは更新されますので、その後金額確定しましたら補正はすることとなると思いますけれども、そういった形になっておりまして、負担割合という質問があったかなと思いますけれども、こちらは転換交付金をもらったときの額に応じて負担割合が決まっております。伊達市が 32.4%、壮瞥町が 20.4%、喜茂別町が 18.4%、京極町が 14%、倶知安町が 14.8%

という負担割合で、補助金も車両更新につきましてもこの割合で負担することとなっております。

○加藤委員 分かりました。

そこで、今後の考えとして今課長答弁したように、基金残高が毎年1,000万円近く減少していているわけです。将来的に、今お話しいただいたように、この残金は見通しがつかないような下げ方でだんだんと少なくなっていくのかなというふうに感じている中で、この資料を見ますと令和2年度の見込みは7,358万5,000円です。今年度、令和3年度においてはどの程度見込んでいるのか、さらには将来的に事業の見直しというか、自治体の考えとして大幅な改善の計画は地域で考えているのか、ここに関わる今お話しいただいた伊達、壮瞥、喜茂別、倶知安町、京極、その5市町でその辺の将来的な改善という部分は考えているのか、その辺について改めて伺いしておきたいと思います。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

まず、基金の関係ですけれども、令和2年度末で7,300万円ほどになるということで、令和3年度末での見込みにつきましては、今の予算上では維持の補助が1,000万円ほどになりますし、あとはバスの更新3,600万円ありますので、単純に引くと4,600万円ほど引くので、3,700万円ほどになりますが、先ほど申したとおりバスの更新が中型4台になるということで、その分が減りますので、細かい数字はまだ出ておりませんが、その分1,000万円なり幾らかは残るといった形になるものと見込んでおります。

それから、1市4町でやっている胆振線代替バスですけれども、先ほどもご説明しましたが、令和3年度にこの在り方については検討していく形になりますし、後志と胆振、3町と1市1町、伊達と壮瞥と倶知安、喜茂別、京極でありまして、一番というか、課題になっているのが喜茂別と大滝を結ぶ間が乗車率が非常に悪いということで、この区間をどうするかという検討も必要になってきますので、こういったことを検討していく中で協議会の在り方などもありますし、では協議会今度、そこを結ばないのであれば分かれるのか、分かれた場合は負担割合はどうか、協議会の在り方も含めて令和3年度にそういったことは検討になると思いますので、ご理解いただければと思います。

○菊地委員 私も代替バスの更新の補助金について、一番は安全を最優先しながら経費を削減するというところで考えてもらいたいというふうに思いますけれども、更新バスを先ほどの表も見てもだんだんと輸送人数も減っていつていきますので、今回中型4台購入ということでもありますけれども、地域的に分からないのですけれども、小型のバスというのがあるのかどうか。小型のバスに変えられるのであれば小型のバスを半分にでも、中型バス2台、小型バス2台、4台という考えをして経費節減ができないのかどうか。

また、更新時期が7年ということでもありますけれども、これは法令で決まっているのかどうか。1市5町での決め事なのか、法令で決めて7年なのか。それこそ安全を期してですけれども、更新を7年以上延長することはできないのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

バスの更新に関してですけれども、もちろん安全が第一なのは当たり前でございまして、その中で経費削減ができないかということで今検討しておりまして、来年度については中型を4台ということですが、これを小型化できないかということですが、中型の4台でもぎりぎりの状態ということで道南バスからも話がありまして、小型化はできないという形では話の中では出ております。

また、7年の更新はどういう決めなのだということですが、法令とかではなくて協定書の中で7年で更新すると。その7年の根拠は、では何だといったところで総走行距離、この路線を走ったときの総走行距離、それからエンジンのオーバーホールなどの関係で50万キロ走ったらエンジンをオーバーホールしなければいけないというような基準もあるようですので、そういったことを照らし合わせて大体この路線では7年で更新するのが妥当だということで協定書には盛り込まれております。

以上です。

○菊地委員 確認ですが、現状ではどのぐらい走っているのでしょうか。場所によっては違うと思いますが、現状と照らし合わせて更新時期も変わってくるのかなというふうに思いますけれども。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

現状の距離は押さえておりませんが、これまで運営してきた中でそれぐらいの距離で走っているということで、今ではどのバスが何万キロ走っているかという距離数自体は押さえておりませんので、ご了承いただければと思います。

○松本委員 ささいなことで恐縮ですが、まず地域おこし協力隊に關しまして説明の一番最後、細節の一番最後ですが、各種起業セミナー等の負担金161万円ですか、前年対比124万5,000円増額になってございますけれども、どのような類いのセミナーかお伺いしたい。これは当然地域おこし協力隊の方を対象としたものであろうというふうに理解しますが、それでよろしいかどうか。

そして、もう一つは胆振線代替バス運行維持費補助金に關しまして関連でございまして、7年で更新される予定のバスでありますけれども、更新されて新しいバスが来ますが、更新したときの古いほうのバス、この利用というのはご承知なんでしょうか。既成路線でほかで使われている、廃車になっている、その辺のことが分かればお伺いしたいのですけれども。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

地域おこし協力隊の各種起業セミナー等負担金につきましては、こちらは地域おこし協力隊が活動の中で各種セミナーですとか研修とかを受けるために係る負担金を計上しておりまして、昨年は3名分の予算、実際今は4名いるのですけれども、3名分の予算であったということと、あとは今回は今いる4名と新たに3名採る見込みでおりますので、7名分の負担金を計上しているのです、金額的に大きくなっているというものでございまして、

それぞれの分野で必要なセミナーは、それはそれぞれの地域おこし協力隊の方に自分でやりたいセミナーを選んでいただいて申し込んでもらって行くという形で考えております。今具体的にどのセミナーに参加するというのは特には決まっておりません。

それから、バスのほうです。7年更新で、更新した後は古いバスはどうするのかということですが、こちらは道南バスのほうで下取りをしていただいて、道南バスのほうで購入するというか、下取りしてもらって、あとは道南バスのほうで使っているという形となっております。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なければ、次に72ページ、73ページ、委託統計費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、74ページ、75ページ、民生費、社会福祉総務費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、76ページ、77ページの母子福祉費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、78ページ、79ページ、子ども医療費と後期高齢者医療費について。

○松本委員 後期高齢者医療の療養給付費負担金に関してです。5,120万5,000円の予算計上されておまして、詳細な説明ではないのですが、その根拠としてなぜこの数字が出るのだということの説明をいただきたいわけですが、説明の中で令和3年の推計医療費を、いわゆる後期高齢者医療費の広域連合、北海道全体でやっている広域連合が算定していくと。それで、推定6億1,445万円の法定率12分の1、この辺がよく分からないので、説明をお願いしたいということでございます。

○佐藤委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 1時53分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

すみません。今算定式については手元に細かい資料がございませんので、後ほど確認してご答弁させていただきます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、80ページ、81ページの2、老人福祉費の老人福祉総務費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、82ページ、83ページ、2の老人福祉施設費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、84 ページ、85 ページ、心身障害者特別対策費と障害者自立支援費について。

○松本委員 私も含め毎年どなたかが聞いていることではあるのですが、障害者自立支援給付等事業に関わって、そのうちの介護給付、訓練等給付費扶助費であります。毎年のこと、言い方は変ですけども、毎年増額になっているわけでありまして、今年度はプラス 2,000 万円程度です。1 億 6,150 万円という計上でございます。大まかでいいのですけれども、その上がった根拠をお示しいただきたい。

それと、もう一つは 2 の障害者自立支援医療給付事業、障害者自立支援医療扶助費、更生医療で 110 万円に関してでありますけれども、昨年でございますと同額予算計上でありましたけれども、年度内に 2 回補正がございました。内容については人工関節の手術が必要であるというケースが 2 つでありまして、その都度補正が上がって、結局最終的には 490 万円の額、大きな額になっておりますけれども、分からないので確認しますけれども、障害者の医療費の扶助で人工関節の比率というのは結構多いのかどうか、そして令和 2 年度が 2 件ですから、押しなべて考えれば 1 件や 2 件あってもおかしくないのではないかと想像しますけれども、その辺のことは含んでおられるのかどうか。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

まず、1 点目の介護給付、訓練等給付費扶助費の件についてでございますが、これまで数年のデータ、扶助費の合計金額を見ますと一時期非常に急騰してまいりましたが、ここ数年は少し落ち着いた横ばい傾向を見せておりました。ただし、昨年定例議会で補正をさせていただきましてとおり、コロナ感染症の影響によりまして、特に施設に入所している方が実家等に帰らず施設を利用する日数等が大きく増えている、グループホーム等も少かりでございますが、そんな中で 2,050 万円の補正を令和 2 年度内にさせていただいた次第でございます。次年度につきましても、まだコロナの状況が見通しが不透明でございますので、ほぼ同額の予算計上をさせていただいたということでございます。

それから、もう一つの障害者自立支援医療扶助費のほうでございます。こちらのほうは 110 万円の計上でございますが、まず人工関節の比率はというご質問でございましたが、どちらかというところのほうは人工透析等の対応というのがこれまで件数は多かったということでございますが、令和 2 年度につきましてもはたまたま対象者が人工関節、膝を痛めて人工関節の手術を 2 回受けたというようなことで 2 度補正をさせていただいて対応させていただいたところでございます。次年度につきましても、この方の状況もまだ見通しは立っておりませんので、その状況を注視しながらということになります。内容についてはそういった状況でございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、これより休憩といたします。再開は 14 時 10 分といた

します。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの松本委員の質問において、後刻答弁することになっていた件につきまして、住民福祉課長から答弁いたさせます。

○住民福祉課長 先ほどの松本委員のご質問にご答弁申し上げます。

後期医療給付費の市町村、町の負担金の算出についてというご質問だったと思いますが、医療給付費全体に対しまして、まずそのうち本人負担を除いた分の40%が各医療保険から負担されるというものでございます。それから、国庫負担金のほうでは調整交付金として8%、それから定率で25%が負担されます。さらに、道負担のほうでは8%となりまして、残りの8%について市町村の負担金ということになりますので、その額が後期広域連合のほうから算定されまして、その額が予算書にあります5,120万5,000円ということでございます。

以上です。

○佐藤委員長 それでは次に、86ページ、87ページ、3の地域生活支援事業費と障害者自立支援審査会費について。ありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、88ページ、89ページ、児童福祉総務費について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、90ページ、91ページ、児童措置費について。

○松本委員 児童措置費、保育及び子育て環境整備事業、端的に会計年度任用職員報酬等が上がってございますけれども、人員の増というふうに理解いたしますが、昨年も保育士さんの人員をめぐっていろいろな現状と厳しい状況と各議員さんの意見も錯綜しておりましたけれども、ままならない状況もあったように思いますけれども、これだけ増額されたということは予定として充足するだけの人員確保ができたというふうなことを安堵すればよろしいのか、いや、これはあくまで希望的観測で、そうでもないということなのか、その辺のことをお教えてください。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

本件につきましては、毎年保育の必要なご家庭の保育所の利用調査というものをしております。次年度に向けましてはなるべく早くにその人員体制を明確にしようということで前倒しで要望調査をしておりました。その中で特に2歳児で今までの定員を上回る要望がございましたので、その中で何とか保育士を確保し、待機児童を生まないような体制をつくりたいということで、その後募集等をしておりました中で定員を上回る分のお子さんを受け入れられる体制が確保できたということでの予算計上ということでございます。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、引き続き 92 ページ、93 ページの児童措置費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、94 ページ、95 ページ、災害救助費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、96 ページ、97 ページ、衛生費、保健衛生総務費について。

○松本委員 保健衛生事業経費に関してですが、ここも会計年度任用職員の報酬、期末手当がアップしておりますけれども、その説明をお願いします。

それから、毎年のように聞いてございますけれども、一次救急医療確保の負担金です。31 万 8,000 円増額で 247 万 9,000 円の計上というふうになってございますけれども、これは実績割というのでしたっけ、実態割というのでしょうか、そういったことではないかというふうに理解しているのですけれども、利用頻度を聞くわけでないのですけれども、その辺の実態をお伺いしたいということであります。

それから、周産期医療の確保事業負担金、これも 163 万 8,000 円の計上、30 万円ほど増額になってございます。この内容について、増額理由を説明をお願いします。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

まず、第 1 点目の会計年度任用職員の部分でございますが、こちらにつきましては現在会計年度任用職員、看護師として第 2 種の 1 名分、それから事務補助として 1 名分を見込んでおりまして、費用の増額につきましてはこの分の 2 名分の報酬等の増額分ということでございます。

それから、続きまして一次救急医療確保対策事業費の負担金の部分でございますが、こちらのほうも西胆振の 4 市町と医師会との協定に基づきまして負担をしているものでございますが、こちらのほうはこれまでの実績、一次医療の救急搬送等の増えた分等、こういったものが各市町の負担金に増額分として反映されているということでございます。

続きまして、周産期医療確保事業の負担金のほうでございますが、こちらのほうは昨年から見まして三十数万円ほどのアップ要因ということになっておりますが、こちらのほうは事務局をやっております室蘭市のほうで毎年の負担金算定をしておりまして、これは新生児の集中治療室、こういったものの病床 1 床当たりに対して単価が決められておりまして、昨年から見まして病床の単価が上がりまして、その分が各町の負担金の増に反映されたという状況でございます。

以上です。

○松本委員 分かりましたけれども、いいといえばいいのですけれども、うちの分が上がったのは分かりますけれども、全体が上がったのは分かりますけれども、それぞれ全体がどのぐらいのボリュームでというような市町の負担割合も分かれば、という説明があつて

もよかったような気がするのですが。お分かりだったらどうぞ。

○佐藤委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時21分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

実態の数字につきましては、すみません、後ほどご答弁させていただきます。

○佐藤委員長 それでは、96、97 ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、98 ページ、99 ページ、保健衛生総務費と2の予防費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、100 ページ、101 ページ、予防費について。

○菊地委員 各種予防接種事業経費ということで、関連ではありますけれども、コロナワクチン接種体制、当町のについてお聞きしたいというふうに思いますけれども、一般質問もありましたので、理解は深まっていますけれども、実態として今の現状としての確認をしたいというふうに思います。

コロナのワクチンの搬送スケジュールということで、これは国のスケジュールが示されましたけれども、3月5日時点のしか資料が分からなかったのですけれども、それ以降のスケジュールがどうなっているかというのが分からないのですけれども、一応高齢者の優先接種分として4月26日の週に全ての市町村に1箱ずつ配付されるというふうに示されておりました。そこで、壮警町の高齢者への接種時期の見通しというのは今現在では何日からということ接種時期を決めているのか、これはワクチンの供給の部分とも絡んでくると思いますけれども、その時期の見通しです。それと、集団接種会場までの移動困難者への支援としての送迎を考えられているのかどうか、その2点をお聞きしたいと思います。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

まず、コロナワクチンの供給量と今後の接種の見通しということでございますが、既に報道等でもありましたように、当初国のほうからは4月の下旬の段階で各全国の市町村に配付というような情報もありましたが、そのワクチンの絶対数が少ないということで、今来ております情報では4月中には道内には22箱分しか届かないということでございます。その中で、これは報道等の発表もあったと思いますが、その分につきましては胆振管内では二次医療圏、苫小牧と室蘭に1箱ずつというような配分が示されましたので、これについては当町のほうにワクチンが来るというような状況にはなっていないということでございます。今後見通しでございますが、これもいろいろ今段階では非常に、確かな情報というのは国から示されておられませんので、確実に言えますのは4月から当初の予定より高齢者の接種に入るとことは非常に難しいと言わざるを得ない状況でございます。

それから、もう一点の移動の困難な方についての支援ということでございますが、これは各接種会場と、それから接種の区分け、それからスケジューリングなどを細かく今詰めておりますが、その中である程度地区を決めながら、何日はどこの方という取り回しで接種を行っていくことを考えております。その中で会場に来ることが困難というお年寄りも出てくることは考えられますので、そういった方々の状況を鑑みながら民間の交通事業者と調整をして、何らかの会場に到達できる手段を考えたいと思っております。

以上です。

○菊地委員 もう一つ、接種のスケジュールの中で土日の接種は考えているのかどうか。高齢者の場合はいいかもしれませんが、若い人の場合は土日しか時間が取れないという方も多いのではないかなと思いますけれども、土日の接種の考え方を教えてくださいと思います。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

この件については先日の一般質問の中でもお話がありましたが、現段階で医療機関と詰めている中では民間の医療機関の診療日の中で対応するという調整になっておりますので、現段階では土日ということまでは公言できませんけれども、これはいろいろと今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○松本委員 何点かありますけれども、各種予防接種事業経費の予防接種委託料が605万3,000円、対前年比マイナス105万1,000円、近年の実績の推移を参考にということで実数に近いのでしょうかけれども、にしても予防接種が随分下がっているなど。この原因について伺います。

それから、乳幼児の関係でありますけれども、不妊治療助成金100万円、当初予算対比35万円、当初予算で補正していますから、ほぼ同額かもしれません。近年この額の増も目立ってございますけれども、実際、実数といいますか、どのぐらいの方が対象になっているのかということをお伺いしたい。

それから、その2つ上になりますが、妊産婦等健診委託料に関して179万4,000円、これその他予算資料の説明書には載っていますけれども、この予算説明でいただいたA3判のものには記載されていませんけれども、これは新規事業ではないのですか。違いますか。新規であればこういうものだという説明がどこかであるのがいいのではないかと思います。いずれにしてもどんなことをやられるのかお伺いしたいと思います。

○佐藤委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時30分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

まず、1点目の予防接種の事業費について、実績によって下がっているという状況でございますが、こちらのほうは令和2年度につきましては新型コロナウイルスの影響かと思われませんが、予防接種をされる方が非常に少なかったということでございまして、次年度もその状況は続くと思込みましての減額というところでございます。

それから、不妊治療のほうでございますが、この事業につきましては令和2年度につきましては初め一般の不妊治療について2件、それから特定の不妊治療につきましては1件と見込んでおりましたところを年度途中で双方の治療について1件ずつ増ということで要望がありまして、定例会で補正させていただいた次第でございますが、次年度につきましても同じ分量を見込みましての増額の要望ということにさせていただいております。

それから、続きまして妊産婦等の健診委託料ということでございますが、こちらのほうは新規事業ではございませんで、これまでも行っておりました一般の妊婦の方の健康検査ですとか、それから超音波検査、それから例えば新生児の聴覚検査など、こちらの分でこういった対応するためにこれまでも行っていた事業ということでございますので、これは新規事業ということではございません。

以上です。

○松本委員 分かりました。予算書の見方が分からなかったですけれども、基本的に我々令和2年度分と3年度分を対比しながらチェックなんかするのですけれども、令和2年度の予算説明書には載っていなかったのかなと思うのですが、今聞いたら当然必要な検査だなと思いながら聞いておりましたけれども、令和2年度はどこに計上されたのか、やっていなかったのか、その辺お分かりでしょうか。

○佐藤委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時34分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○住民福祉課長 今のご質問にお答えいたします。

この事業につきましては、令和2年度になりますが、これは乳幼児の精検及び母子保健事業、精検報償金として事業を組んでおりましたものを今年度から委託料として振り替えて予算を計上しております。そういった事業の組替えで表現と予算科目が変わってしまったのですが、ご説明不足で申し訳ありませんでした。

以上です。

○加藤委員 乳幼児・母子の保健事業経費の中の今回新規で産後ケア事業委託料というのが計上されております。これは説明の中に書いてありますけれども、産後の母子の身体的、精神的サポートということで42万6,000円を計上しておりますけれども、このサポートというのはどのようなことを想定しているのか、どういうふうにしているのか。また、何名ぐらいサポートという部分に関わるような人がおられるのか、もし分かれば聞いておき

たいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

産後のケア事業につきましては、産後ということをございますので、赤ちゃんを産んだ後のお母さんとお子さんのためのケア事業ということで、令和3年度から新しく加えさせていただいた事業でございます。中身につきましては、まず1つが短期入所型、ショートステイということで、伊達市内の大手の病院さんでこのサービスをやっていらっしゃいますが、1泊2日などしてお母さんとお子さんの健康状態等をチェックし、それからそういった指導なんかもしてくれるというものでございます。それから、2番目が通所サービスということでございまして、これは例えば医療機関であったり、それから助産師さんのような方がやっている事業もあるのですが、代表的なのは母乳相談です。初産のお母さんなんかは母乳がなかなか出づらいついのもよくありますので、そういった指導をしてくれる方のところに通う通所サービス、それから逆に自宅に訪問してそういった指導をしてくれる機関もございます。こういった3つのサービスを想定しておりまして、それぞれ短期入所は3回分、通所サービスは5回分、訪問サービスは5回分というような事業量を見込んでおります。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、102 ページ、103 ページ、予防費の続きと環境衛生費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、104 ページ、105 ページ、廃止鉱山鉱害防止費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、106 ページ、107 ページ、5の温泉管理費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、108 ページ、109 ページの清掃費、塵芥処理費とし尿処理費について。

○加藤委員 私は、資源ごみ処理管理費につきましてお伺ひしたいと思ひます。

まず、1点目は資源ごみ回収委託料が今年度2,140万円になり、令和2年、昨年の予算は2,038万8,000円、31年、その前の年より88万3,000円増加で4.5%ぐらい値上げしている状況でありまして、今年度予算は2,140万円計上で昨年度より101万7,000円増で5%近い増加を見込んでいますが、昨年も今年も中身は人件費、部材費等の増加というふうに説明をいただいておりますけれども、増加している内容について、要するに足りなかったから、またこういうものを増やしたのかどうかという部分、その辺が分からないので、改めて確認して伺ひたいと思ひます。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

毎年じんかひの委託事業もそうなのですが、資源ごみの委託事業、こちらの予算組みの

積算につきましては道の作業単価、労賃を使っておりまして、その単価が上がったことにより増というところでございます。御存じのとおり、じんかい処理であったり資源ごみの回収は、1日当たりの人数と、それから掛ける日数というのが多くなりますので、どうしても労賃単価が上がると設計金額にはこのように増額分が毎年発生し、反映されるというような構造になっております。

以上です。

○加藤委員 今道の単価が増加しているというふうに説明いただきましたけれども、これ毎年上がる可能性もあるという感じもしますけれども、であれば資源ごみ回収費が毎年上がっているということは回収の見直しということも、改めてそういったものも削減、要するに経費の削減という部分においては必要でないかと思っておりますけれども、その辺の受け止め方と、あともう一つ聞くのを忘れていたのですけれども、消耗品費、これにおいてもコンテナ、バケツ収集等の計上で29万円計上しておりますけれども、昨年度は1万4,000円ということだったと思います。そこで、16万2,000円の増加、令和3年度については16万2,000円増加した分についての中身について改めてお伺いしておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

まず、委託料自体の削減についてというお話でございましたが、これは毎年委託業者などいろいろな調整をしながら、なるべく経費のかからない運営については努力しているところでございます。ただ、今現在徐々にごみの回収量というのも人口減に伴ってでございますが、減ってきておりますので、今後そういった回収の仕方の見直しも必要になってくると思っておりますが、今現在の量では大きくそこに手を入れるというまでの少なさにはなっておりませんので、今後の検討課題として考えていきたいと思っております。

それから、消耗品費のアップについてでございますが、これは主に資源ごみ回収の生ごみのポリバケツのエコポスト部分でございまして、これしばらくかなり老朽化したものを言ってしまうばだましまし使っていたところもございましたので、今年度新たに、特に冬場凍ってしまったという破損が多いということから、この分を計上させていただいて、円滑な回収作業に資するために計上させていただいたというものでございます。

以上です。

○松本委員 私も同様の関連質問になりますが、ただ答弁で道の作業単価が上がったので、それに準じてと言われたらそれ以上突っ込みようがないのかもしれないかもしれませんが、そういう仕組みのだと、公の作業単価というものはというふうになるのですけれども、ただ実際の事業所を含めての、事業所には一定の種類がございますけれども、それほど毎年、例えばパーセントで言うのもいかがですけれども、それだけのベースアップをしている事業所というのはどれだけあるのだろうかという疑問を持ちます。その上で結構大きなボリュームで上がっていくという、片方で財政の健全化を図りつつ、要するに出るものを絞りながら入るものを量る、入るを量りていずるを制すではありませんけれども、そのように

しているからすれば、先ほどの同僚委員の質問もございましたけれども、毎年毎年普通に目の前で上がっていくのを、その景色を見るというのは、同じように議会側も行政側もそうですけれども、厳しい財政を語りながらそれは普通に認めていくというのはいかんともし難いものを感じるわけでありまして、そういったことを考えると、ただ一言行政単価が上がったのだということだけではどうも納得しづらいものがあるなど。これはあくまで個人的な感想なのですけれども、私もじんかい回収と資源ごみの年度推移を調べて質問しようと思ったわけですが、ほかの業態、民間、全部民間でしょうけれども、冒頭のほうで言いました役場庁舎の清掃委託、この後山美湖とか情報館もございますけれども、そういったものの清掃といっても限られてはいますけれども、施設の清掃委託料も毎年上がるような形ですけれども、こんな数字ではないのは事実です。そういうのを見ていると、比較の仕方が違うかもしれないけれども、突出しているように感じるのは、これは感想なのです。ということを経験の一人として思うのですけれども、そういうふうに思うことは間違っているのでしょうか。

もう一つ、西いぶり広域連合の負担金5,621万8,000円ではありますが、説明で施設改良の負担増ということでもあります。施設の更新が間近に迫っておりますけれども、その中で既存の施設の改修だと思っておりますけれども、具体的にどの辺をどう直していく必要があるのかお伺いします。

○住民福祉課長　ご答弁申し上げます。

まず、1点目の資源ごみ等の回収委託料についてでございますが、どうしても予算の設計上においては客観的な根拠に基づいて数字を積み上げるということになってまいりますので、毎年単価の増分がアップしてしまうということは致し方ない部分であるのですが、当然その後適正な業者の決定方法によりまして入札で事業者を決定しておりますので、その中では毎年積み上げている分の増額分がそのまま上乘せされて契約されているということではございませんので、毎年契約額が予算額と比例してどんどん上がっているということではございませんので、ご説明を加えさせていただきます。

それから、もう一つは広域連合の現在の施設の改修費ということで一昨年の秋頃でしたか、議会の皆さんにご説明申し上げましたが、令和2年度から令和4年度にかけての3年間で、新しい施設ができる前ですが、現施設の老朽化対策ということで、今の施設を止めるわけにはいきませんので、もたせるための改修ということで、大体年間4億円前後の改修費がかかってくるということでございます。当町分は大体1,500万円から1,300万円の、年度に分けるとそれぐらいの負担額になってまいります。これにつきましても広域連合側のほうで現在の事業者とぎりぎりの調整をしまして、必要最低限の部分の改修ということで、稼働できる必要ぎりぎりの部分の箇所、それから部品のみを交換するというように進めている改修でございます。

以上です。

○佐藤委員長　ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なければ、次に 110 ページ、111 ページ、農林水産業費の農業委員会費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、112 ページ、113 ページ、農業振興費について。

○松本委員 何点かあったのですが、まずキャリアサポート絡みの普通旅費、特別旅費、高速道路使用料で計上されてございます。説明でキャリアサポートを含む就農フェアということでございました。令和 2 年度から行っておりますけれども、今年度も同様のことだろうと思っておりますけれども、改めてその内容をお伺いします。

それから、新規就農者及び就農後継者就農助成金 250 万円ではありますが、これは町の単独費でしたか。新規就農者の施設と機械の取得費が 200 万円の農用地の取得助成が 50 万円、計 250 万円という説明だったと思うのですが、その詳細をお伺いします。

それから、道の補助そのまま 150 万円で計上されてございます。農業次世代人材投資事業補助金、これ説明あったかどうか。準備型と経営開始型というのが分かれていて、それぞれ市町村と道でしたか、で分かれるような、どこで読んだか忘れましてけれども、いずれにしてもこの 150 万円についての詳細をお伺いします。

以上です。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

まず、キャリアサポートの関係なのですが、就農フェアに関しましては令和 2 年度、農大のキャリアサポートと、それから札幌で行われた就農フェアに 2 回参加しておりまして、本年は農大のほう、テレサポートのほうでは 45 名、札幌での就農フェアのほうでは 1 回目が 4 名、2 回目が 8 名、合わせて 12 名のエントリーシートをいただいております。内容に関しましては、新規就農、雇用就農も含めて壮瞥町の PR を町の職員と実際に農家さんと一緒に行ってきたというところであります。

それから、就農助成金の部分で 250 万円の予算に関しましては、これは町独自の新規就農者への支援ということで 3 月に 1 年間の就農研修を終える予定の新規就農者が 4 月から本格的に就農を開始するのですが、その方の予定をしております、機械取得助成として 200 万円、それから用地の取得助成として 50 万円というところで予定しております。

これとは別に、先ほど言われていた次世代人材投資事業なのですが、これは先ほど言われていたように準備型と開始型と 2 つありまして、準備型というのは研修に関する助成でして、今回の開始型というのは実際に就農の際に適用されるもので、これは 150 万円を最大 5 年間受けることができます。ただ、150 万円は 1 年目だけで 2 年目以降は前年度の収入に応じて金額は変わる可能性があります。その辺は制度的な部分で決まっています。

以上です。

○加藤委員 私は、堆肥センターの運営事業について改めて確認と質問をしたいと思いません。

まず、1点目、これ行政側から堆肥センターの運営状況についての資料をいただきましたけれども、この中で畜ふん堆肥生産状況の②のところでは原料受入れ量と堆肥生産量という項目で数字が載せてあるのですけれども、堆肥生産量の令和2年12月末での1,420立米という数字、これが令和1年の場合は令和1年全体的に年度でやって1,960立米になっていますけれども、少し幅が大きいかなと、少ないのかなという感じがするのですけれども、その点についてどういうふうに受け止めたらいいか、この数字について。その確認と、もう一つ令和2年度の2月現在までの販売状況、まずお伺いしておきたいと思います。
○産業振興課長 ご答弁いたします。

まず、資料の2番の表にございます畜ふん堆肥生産状況の部分で令和1年度が原料受入れ量1,353トンに対して生産量が1,960立米、令和2年度、今年度は12月末の時点で受入れ量が1,309トンで生産量が1,420立米というところの数字ですが、これは12月までですので、9か月分の稼働した実績になります。単純にこれを12か月分に、まだこれは出てはいないのですけれども、やれば3割増しぐらいの数字でそれぞれ考えていただいてもいいのかなというふうに思っております。どうしても前年度の繰越分とかもありますので、比率が一定になるというところはないのかなと思っております。

それから、令和2年の販売状況でございますけれども、それは表3に書いてありますとおり、ばら堆肥が1,445立米で売上げが497万7,300円、12月末です。袋堆肥は5,368袋の金額が267万5,000円で、合わせて金額は765万2,300円という数字になります。

以上です。

〔発言する者あり〕

○産業振興課長 令和2年の12月末までの販売金額は、765万2,300円です。

〔発言する者あり〕

○産業振興課長 3年の2月ですか。すみません。まだそこ実績はなくて。申し訳ないです。今数字ないので。

○佐藤委員長 これより休憩といたします。再開は15時10分といたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

112ページから113ページの質問を受けます。

○加藤委員 改めて今年度、R3年度の堆肥の売払い代金収益が900万円を今年見込んでいると思いますけれども、令和3年度に向けて堆肥生産量はどのぐらい見込んでいるのかということと、堆肥販売方法としてどのように捉えているのか。例えば個人に対して売り込むとか、そういった部分はどうもやっぱり必要かなと思うのです、個人に対しての売り方。そういったものはどのように受け止めているのか、それだけお伺いしておきたいと思います。

○産業振興課長 ご答弁いたします。

令和3年度の堆肥の生産量に関しましては、売上げを900万円で予定しておりますので、それに見合っただけ堆肥を生産する予定でございます。ばら堆肥に関しましては1,333、それから袋堆肥に関しましては1万袋、400立米なので、大体1,700立米程度の生産は見込んでおります。

それと、個人に対してのどういうふうに営業していくかという部分に関しましては、これは今年の補助事業でも実際にやっておりますけれども、町職員個別に使っていただいている農家さんに電話なり直接行って使ってくださいということで営業していこうかなというふうに考えています。それで、実績といたしまして平成30年に購入していただいた農家さんは45件ございまして、令和元年、次の年は47件ございました。今年はコロナの補償、事業の関係もありまして68件の農家さんに購入いただいております。少しずつ堆肥を使っていたということが浸透してきているのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○加藤委員 改めて確認したいのですけれども、今令和3年度の堆肥生産量がばらが1,300ですか、袋詰めが1万立米、トンですか、という形で今説明ありましたよね。1万袋ということで説明いただきました。全体的に1,700立米を見込んでいるということで説明ありましたけれども、これで実際900万円という売払い代金収入というのはここに該当するのですか。昨年は790万円の予算が計上していて、令和3年度の3月末で790万円以上いくのですか、予算収入というのは。要するに生産量が少ないのにというふうに受け止めているのですけれども、それで900万円に売上げが計上がなされていくのか、その辺が理解できない部分があるので、改めて確認しておきたいと思います。

○産業振興課長 令和3年度の予算の試算といたしますか、といたしましては畜ふん堆肥のばらの部分を400万円、それから袋堆肥のほうを1袋500円のを1万袋売って500万円ということで立てておまして、そこから逆算するとさっき言った1,700、厳密に言うと1,733立方メートルになるのですけれども、ぐらいの数字になります。

以上です。

○真鍋委員 今年度はコロナ対策で補助事業やりまして、大きくばら堆肥の売上げで150万円以上伸びております。それで、ばら堆肥の購入はほとんど町内の農家さんだと思うのですけれども、令和3年度に向けての使用目的とした購入だと思います。令和3年度の売上げ900万円でしたか、見ていますけれども、この補助事業があったことによって900万円本当に達するのかという疑問があるのですけれども、どうでしょうか。

○産業振興課長 答弁いたします。

真鍋委員言われたように、今年はコロナの補助事業の関係もありまして多く出たという部分はあるのですが、今年使ってくれた堆肥の量分だけまた来年も使っていただけないようにということで先ほども言いましたように職員で販売というか、営業をしていきたいと考えております。

○真鍋委員 ばら堆肥、町内の農家さん向けの部分は間違いなく落ちるのかなと、令和3年度はとっております。目標達成のためには小袋堆肥の販売頑張ってください。

○副町長 今年補助事業を導入して啓発したという効果もあって、要は真鍋委員おっしゃるのは前倒しで買っているから、次の年は減るのではないかと。ただ、営農というのは継続しますので、今買っていた分は3年の春先に使うかもしれませんけれども、またそれを買っていただくという、次の年度に使う、その循環が成り立てば量は減らないのかなと。ただ、前はたしか私がお答えしたときに、去年の秋ぐらいでしたか、50人ぐらいの人が買っている、今68人という確実にお客さんが増えているということですから、そのファンを取りこぼさないように、継続して循環して使っていただくような販促活動をして目標達成していきたいなど。今まで私見ている限り600万円、700万円の壁がなかなか越えられない堆肥センターでございますから、議員の皆様からも営業しろというふうに言われていますので、まずは今年800万円ぐらいはいきたいと考えています。それから、来年に向けてはそれをさらに900万円という目標を持って進んでいって、達成できないかもしれませんが、そこを目指してやって、なるべく収益性を上げていくという取組をしていきたいなど、そういう考えでございますので、ご理解いただければと思います。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 引き続き114ページ、115ページ、農業振興費。

○山本委員 農業研修シェアハウス運営事業で予算は少し減っているのですが、利用状況と、何かこの間説明受けたのですけれども、今後の展開のほうを少し教えてください。質問します。

○産業振興課長 ご答弁いたします。

シェアハウスの利用状況なのですが、令和2年度の利用状況なのですが、4月、5月は4部屋、6月は3部屋に7月が4部屋、8、9月が3部屋、10月から2月までが2部屋ずつ埋まっていた状況で、3月の今の時点では2月末に1名退出されて1人の方しかいない状況で、単純に利用率を月ごとに計算しますと53.3%の利用率ということになります。同じような計算を令和元年度、平成30年度と比較しますと、平成30年度が46.7%、令和元年度が68.3%、今年度が先ほど申し上げましたように53.3%なので、大体平均的に推移をしていることにはなりますが、実際今は一部屋しか埋まっていないような状況ではあります。来年、令和3年度以降の予算では歳入の部分で5部屋あるうちの4部屋分の家賃収入といえますか、使用料の収入を見込んでいて、1部屋は空けておくという前提でありまして、その空けておく理由は、最近体験で農業をやってみただとか短期で研修に入りたいという方が結構問合せも含めて実際にいらっしゃってまして、そういった方のために宿泊していただけるようにということで1部屋は空けておくような形で考えております。

以上です。

○山本委員 今答弁の中で1人退出された方いると言っていたのですけれども、その方は

自分で農業をやっているのか、それともどこか勤めたのか、それともどこか別なまちに行ってしまったのかというのをお聞きします。

○産業振興課長 2月いっぱいまで退出された方に関しましては、町内で雇用就農されている方です。退出して、移った先は伊達市になります。個人的に一身上の都合があって退出しました。ただ、雇用就農はまだ続いております。

以上です。

○森委員 ページの関係でいっていたので、本当は堆肥センター運営事業の関連なのですからけれども、項目でいうと115ページのほうの堆肥センターの管理業務のうちの施設管理業務委託の関係なのですからけれども、それと袋詰め堆肥販売委託料、これの関係についてお聞きします。

堆肥の販売が好調な割に施設管理業務委託というのはここ数年といたしますか、令和元年、2年、それと今年度もさらに絞り込んでいると。堆肥の売上げが好調な割に委託料を絞り込んで、まず問題がないかと。その辺かなりコストの見直しといたしますか、業務の見直しをやった結果なのかなとは思いますが、その点がまず1点。

それとあと、袋詰め堆肥販売委託で、これそれぞれの業者といたしますか、店舗に販売委託していると思うのですが、具体的な店舗数というか、業者数が分かればお知らせ願いたいと思います。

○産業振興課長 ご答弁いたします。

まず、施設管理業務委託の関係で年々委託料が下がっていている部分で堆肥の生産に悪影響はないかというようなところだと思うのですが、委託料自体年々前年の実績を勘案しながら少しでも減らせるところは減らしていく努力をしているのと、令和3年度の予算ではこれまで場内で使っている重機類の車検だとか保険だとか、そういったものは委託料の中で計上していたのですが、令和3年度からはそういったものは町の経費として別に計上することといたしました。なので、その分で下がった……

〔発言する者あり〕

○産業振興課長 すみません。重機類は町の財産でもありますので、町の経費で見るという形に変更した部分もあって、そういったものが委託料の中から抜かれたということもあって委託料が落ちているというところでもあります。

それから、袋詰めの委託をしております店舗数なのですからけれども、町内の販売店が4社、それから伊達市、隣の販売店、伊達農協さんなのですが、が1か所と、合計で5か所のお店で販売しております。

以上です。

○森委員 施設管理業務委託料の減った理由は若干理解はできるのですけれども、今の答弁では重機類に係る経費については町のものなので、別建てで見ているということなのだけれども、これは科目でいうとどこに含まれてくることになるのでしょうか。というのは例えば重機類であると修繕だとか、そういう項目が多分出てくると思うのですが、その辺

についてお聞きします。

○産業振興課長 ご答弁いたします。

私の答えが悪かったみたいで、修繕に関しては従前どおり委託料の中に含まれているのですが、保険だとか車検に係る手数料だとか、あと税金、その部分について町の経費で見るというところで予算上の113ページの例えば自動車損害保険料17万4,000円ですとか、それから次のページ、115ページの自賠責保険料4万3,000円、それから最後の自動車重量税8万4,000円と、その辺に係る経費になってくるかなというところですよ。

○松本委員 何かございまして、まず経営所得安定対策直接支払推進事業に関してですけども、この中の会計年度任用職員報酬88万円に関して。これは令和2年度のときの説明で、よく私も分からないで走り書きしているのですけれども、壮瞥町で新たな作付体系により品目増によってデータを整理する。自分で書いてよく分からないのですけれども、この会計年度任用職員の役割は何かというのが1点目。

続きまして、環境保全型農業直接支払交付金、道の補助もありまして、説明の中には2件の農家さんが対象で有機農業に対する支援であると。単価のことも説明があったのですけれども、多少早口だったということもございまして、もうちょっと、氏名とかそんなのではなくて、どのようなスタイルの農業をやっている方でどういう支援をしているのかということですよ。

3点目は、畑作構造転換事業補助金、これも道の補助が入っていますけれども、たしか単価3,000円の10アール掛ける16戸のところまではメモしたのですが、何をどう改善するのだと。構造改革、構造改善。すみません。説明をお願いします。

○産業振興課長 ご答弁いたします。

まず、経営所得安定対策直接支払推進事業に関しましては、これは補助事業でほぼ100%充当されているわけなのですが、まず会計年度任用職員は令和元年度の終わりから採用しているのですけれども、そのほかに委託料としまして農協に事務を頼んでいて以前からずっと支払っている部分がありまして、そちらとの事務が今回、タマネギですとかブロッコリーですとか、いろいろな作物の産地化が進む中で事務がいろいろ煩雑になってきている部分もあって、それを町と農協である程度すみ分けしながらやるというところで会計年度任用職員を採用して、農協のほうの事務と割り振りながら事務を推進しているというところの経費でございます。

それから、環境保全型農業の関係なのですが、これは壮瞥町環境保全型農業推進会という団体、団体といいましても2軒の農家さんで構成している、先ほど言われていたように有機農業の関係なのですが、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るために環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行うという事業でございまして、10アール当たり1万2,000円の補助金があります。主にズッキーニ、大根、ニンニク、タマネギ、ナス、いろいろな野菜を有機農業で取り組んでいらっしゃるというところでございます。この補助に関しま

しては、国が2分の1、道が4分の1、町が4分の1というところで成り立っている部分でございます。

もう一つ、畑作構造転換に関しましては、これはてん菜などの畑作営農の大規模化に伴う労働力不足や頻発する気象災害リスクの拡大等に対応し、持続可能な畑作産地を形成するため、効率的作業体系の導入や作付体系の改善、気象災害や病害虫リスクの軽減を図る畑作地域の生産性の向上に向けた取組を支援するというような事業になっておりまして、簡単に言いますと先ほど3,000円というような、10アール当たり3,000円なのですが、てん菜に関しまして幅を狭くして植えて、なおかつあぜを高くすることで風害対策だとか排水対策を取りながら、または湿気が、風通しもよくなるような対策を取りながらやるというところで、幅を狭めて植えるというところで種代や何かも多くかかるという、その辺の部分の補助になりますけれども、令和3年度の受益戸数予定では28軒の農家さんに、面積でいうと3,000アールの面積を対象に10アール当たり3,000円の補助を出すというような内容でございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、116ページ、117ページの畜産業費と農地費、農林漁業振興基金費について伺います。

○松本委員 少し難しい質問させていただきたいと思うのですが、多面的機能支払交付金、ここでいえば多面的機能支払事業に関してなのでありますけれども、多面的機能支払交付金516万9,000円の計上と。今さらですけれども、この多面的機能支払交付金事業の中身については私が言うまでもないことではありますけれども、調べれば農地維持支払交付金と資源向上支払交付金とがあると。農地支払交付金のほうは地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える協同活動を支援する。そんな中ですから、水路ですとか農道などの草刈り管理なども含まれるのでしょうか。資源向上交付金については、ちょっと難しいのですが、水路のひび割れ補修だとか土工関係、あるいはビオトープと申しますから、景観だとかそういったものの支援があるようでございます。翻って壮瞥町では主に農地維持支払交付金になるのでしょうかけれども、集団でそれぞれの地域の草刈りですとか水路の土砂上げなどをやっているのでしょうか。そういったことを報告して交付金をいただいている事業である。実態としてそれぞれの単位で、組合といいますか、団体を設けて申請して、それぞれ活動されているのです。

問題はここからなのですが、そして一応対象となる農地の条件というのがございまして、次の2つであります。農振、農用区域内農地、農振地域ということです。もう一つは都道府県知事が多面的機能発揮の観点から必要と認める地域、農地。なお、②、都道府県知事が認めるものは各市町村に問い合わせてください。これは僕が調べたホームページのもので、都道府県知事の認める多面的機能発揮の観点から必要とする農地は各市町村に問い合わせてくださいと。答えは各市町村が持っているというニュアンスを含んでいるの

かなと思って質問しているのですけれども、さらに壮瞥町でありますけれども、ほとんどが農振地域ではあるけれども、外れている場所がある。言わなくても御存じでしょうけれども、たまたま私の住んでいる壮瞥温泉地区、それから仲洞爺、東湖畔にも入っています。これが同様の農業をして、あるいは景観を何とかしようと地域で工夫して、美化保全も含めた、多面的機能というのはそういうことですよ。農業が持つ環境保全、景観、そういったものを含めて地域のことをやりましょうということで、ほかの地域はそれが通るのだけれども、農振地域から離れている、確かに外れている地域ってありますけれども、理由がありますけれども、それは同じことをやっても対象にならないと。これはいわば逆手から言えば矛盾だろうと。同一労働、同一賃金ではないですけれども、同じ作業をして対象が違ってくるといふことの矛盾があるのではないかという指摘を実は相当前にさせてもらってしまして、ただこれは詮ないことだということをつぶされて終わりだった。結構道から派遣された、今副町長は道から派遣ではないですけれども、農業の担当のそういう方にも随分骨を折って汗かいてもらって本庁でもやり取りしてもらったのだけれども、駄目なものは駄目みたいな。遡りますが、地域においてそういう、何回も言いますけれども、多面的機能を持つ農業の振興に関わる景観保全ですとか環境保持、しかも観光地である壮瞥町、地域貢献をしているのではないかというようなことを考えれば、都道府県が認める云々の方向で町が何とか活動してくれればそういった認定につながるのかという期待を込めて以前からいるのですけれども、いかがなものでしょうか。

○佐藤委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時42分

再開 午後 3時45分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○産業振興課長 答弁いたします。

松本委員のご質問は、農振、農用地区域に入っていない農地が多面的のような事業の対象とならないのはおかしいのではないかというご質問だったと思うのですが、壮瞥温泉地区は都市計画の網がかかったりですとか、仲洞爺、東湖畔のほうは要件を満たすような連担性がないだとかというような理由があって農振、農用地区域に入っていないというところもあります。根本的にそういった土地利用に関する基本的な法律がいろいろ絡んでくる部分もありますので、もし、もしと申しますか、個別にここはどうだろうとかという部分がございますらご相談させていただきたいと。ただ、いい答えが出せるかどうかは今の段階では分かりませんというところで答弁とさせていただきます。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、118、119 ページ、林業振興費について。

○菊地委員 有害鳥獣関係で質問したいと思えますけれども、まず最初に令和2年度の囲いわなの実績を教えてくださいたいと思えます。

○産業振興課長 今年度の囲いわなの捕獲実績ですけれども、今のところ報告は受けておりません。ない、ゼロです。

○菊地委員 せっかくわなをかけても実績はゼロというのが続いているのかなというふうな感じがするのです。それで、原因としてここが駄目なのだという原因は分かっているのではないかなというふうに思えますけれども、今年度にまた囲いわなをそこに設置してゼロということにはならないように改善は考えているのかどうか、そのところをお聞きしたいと思えます。

○産業振興課長 ご答弁いたします。

囲いわなは東湖畔林道の周辺と南久保内の畑の部分に2か所設置してありまして、猟友会の方にお願ひしまして餌を入れたりだとか、そういったことで管理といいますか、特に冬期間やっているのですが、なかなか改善の余地といっても難しい部分もございまして、その辺は小まめに餌を替えたりとか、そういうことぐらいしかないのかなと思うのですが、今のところ効果が出ていないというところで残念なことではあります。

以上です。

○菊地委員 ほかの自治体でも囲いわなを使って捕獲しているという事例を研究するかどうか、そして改善をしてもらいたいなというふうには思うのですが、少し前の新聞報道で伊達も囲いわなを導入するということでありましたので、近隣の町村ないしは実績のあるところを研究してもらいたいなと思えますけれども、そのところはどうか。

○産業振興課長 ご答弁いたします。

今菊地委員からいただいたような伊達市のほうにどのような管理されて、どのような効果が上がっているかという部分についてヒアリング含めていろいろ意見交換をさせていただきたいと思えます。

○松本委員 1点だけなのですが、資源循環林・水土保全林整備事業、森林環境保全整備事業に関してなのですが、1,077万4,000円の計上になってございまして、194万7,000円アップ。説明がありましたけれども、作業単価が上がったということがありました。面積はどうだったのでしょうか。対象面積と増大か何かがあったか、それから細かいかもしれませんが、作業単価というのは具体的にどのように上がったのか。先ほどから出ていましたけれども、道の作業単価といいましたか、それと同じものなのでしょうか。この際何がどれだけ上がったのかの細かい数字まで分かればいいのですけれども。

○産業振興課長 答弁申し上げます。

森林環境保全整備事業に関しましては、これは大きく3つの事業がございまして、下刈りと間伐と保育間伐と言われているものです。下刈りに関しましては面積ですが、これは昨年と同じ43.34ヘクタールを予定しております。それから、間伐面積に関しましては、

これは毎年対象となる林班が変わってきますので、これは令和2年度6ヘクタールを予定していたものが来年度は9.12ヘクタールというところで予定しております。それから、保育間伐に関しましては令和3年度1.2ヘクタールの予定になっているのですが、これは令和2年度は保育間伐という形での間伐はございませんで、この分は丸々増えているところなんです。労務単価なのですが、先ほどとは単価構成は変わってはくるのですが……すみません。今手元に数字がないので、後ほど答弁でよろしいでしょうか。失礼します。

○長内議長 私も有害鳥獣関係について質問したいと思います。

先ほど同僚委員からも困いわなのお話もございました。今年度、それから昨年度も電気柵の、電牧の補助という形で当初予算には上がっていないのですが、補正予算の中で上がっています。おとしも昨年も想定以上の多くの希望があったというような実績でございます。これは多分電牧の効果が一定程度あったということでもあったり、また電牧が未設置のところに集中的に鹿がまた集まってきて食害の範囲が広がっているという部分の中の結果なのかなと思っています。今年も当初予算にはこれは上がっていませんが、農家の希望も多いと聞いておりますけれども、当初予算に上げられなかった理由というのはどういう理由でしょうか。

○産業振興課長 ご答弁いたします。

電気柵の補助事業に関しましては、今年もコロナの補正を活用いたしまして補助させていただきました。34件ほどの利用された方がいらっしゃいまして、令和元年度も補正で10件ほどの申請された方がいらっしゃいました。令和3年度に関して予算化していないのはなぜかという部分なのですが、今のところ予定としまして鳥獣の対策協議会のほうで国の事業を活用いたしまして、それでもちょっと広い範囲で申請する予定でございまして、それがまだ細かいところまで説明できる段階ではないのですが、個別の農家さんに補助するのではなく広いエリアで対策を取ろうかなというところで今電気柵の設置を考えております。その補助事業に関しましては、対策協議会のほうが事業主体として申請するものですから、町の会計は通らないので、予算書にも載っていないという形になります。

○長内議長 町の担当課のほうも農家の今年は1軒1軒聞き取り調査をして、鳥獣だけではなくて農政全般について意見を聴取したと。これはなかなかアンケートでは伝え切れない部分の中で、個人個人にそういう対応をされているような意見の聞き取りをしたと。これは農家の方も評価しておりますし、よかったのかなと思っています。その中で多分一番多く出ているのは鳥獣害の被害が深刻化しているという部分で、随分意見で上がっていると私も聞いております。それだけ農家の人也非常に苦勞もしているし、また注目もしているところなのかなという感じがするのですが、今の答弁の中でもっと効果的な、また地域全体の中で対応できるような形で、国の補助事業等を生かした方向で検討していきたいという形で前向きの答弁と受け止めさせてもらっているのかなとは思っていますけれども、例えば国の施策でどういう施策が考えられているのか、またそれに対して今考えられる当町としての課題があるとすればどういうところなのかをお聞きしておきたいと思います。

○産業振興課長 答弁申し上げます。

今予定しております事業というのは、まだこれは申請段階のもので、決定したものではありませんのですが、鳥獣害被害防止総合対策交付金という事業の中のメニューの一つとして、これも電気柵の整備に係るものでございます。これは、先ほども申し上げたように個別の農家さんに補助するものではなくて、地域として整備をするという形の補助事業になります。

○長内議長 細部にわたっては実際取り組まれる段階になったらまた聞かせていただく機会もあるのかなと思っておりますけれども、地域全体と。その地域をどういう位置づけの地域と取られるかで大分違うと思っているのですが、壮瞥町全体を一つの地域として捉えるのか、例えば農事組合単位なり、いわゆる集落単位の中での取組とするのかでまた考え方もそれぞれ違うのかなと思っておりますけれども、当町の場合は非農家、農家が混在している、また狭い範囲の中で公共的な道路があるということでもなかなか難しい課題も多いのかなというような感じがいたします。また、例えば集落なり農事組合単位だとすると今結構農地の貸借も含めて飛び地で持たれている、借りている、もしくは自分の農事組合法人ではない地域のところで入作をしているというケースも非常に多いという部分の中で、集団で進めていく上のまた課題も多いのかなという認識を持っておりますけれども、その点について当町として取り組みやすい方向性を探っていく必要があるのかなと思います。その辺についての考えをありましたらお伺いしておきたいと思います。

○産業振興課長 答弁いたします。

先ほどのエリアのご質問なのですけれども、申請は壮瞥町全体を一つのエリアとして、これまでに町の補助事業で電気柵を整備された部分とされていない部分を今抽出いたしまして、それをうまく電気柵を整備されていないところが整備されたところとつながるような形で、なおかつ山のほうから入ってこないような、地形等々を考慮して、どういうふうにつけるのがいいかという部分をざっくりではあるのですが、図面に落としまして、それで今申請を上げているところです。これが全部認められるかどうかというのはまだ分からないところでありますが、そういう形で今進めております。

○副町長 少しだけ補足させていただきます。

鳥獣害の新たな事業につきましては、これ国費事業だということをご認識されたと思いますけれども、財政負担等も考えまして、それから今年度秋から冬にかけて町職員が認定農業者の方を含めて意見を聞いた中で鳥獣被害に対する対策を充実してくれという声を聞きましたので、そういったことを踏まえまして財源の措置もいろいろ考えた中で、先ほど個別に補助をしないという言葉を盛んに申ししていたのですが、補助を受けるのは私が多分会長を務めている鳥獣防止協議会というのがあるので、そこが受けてやるということでございます。個別補助というのは基本的に経営所得安定対策以外はないので、そういう形でやると。それから、エリア設定についても、そのやり方についても国の要領とかきちっと決まっていますので、その範疇で地域の実情に合った形で整備させていただくよう

なことを考えていますので、需要額の要望調査というのがありますので、それには出していますので、どの程度の枠がいただけるかというのはこれからになりますけれども、今年だけではなくて計画的に進めていけるように進めてまいりますので、ご理解いただければと思います。

○真鍋委員 私も有害鳥獣対策関係でお伺いします。

害獣駆除委託料、約 100 万円ぐらい増額になっているのですけれども、この増額になった事業の内訳をお示してください。

○産業振興課長 ご答弁いたします。

害獣駆除委託料の増額分は、今年度は当初は 100 頭の駆除を見込んで計上したものの、それからコロナの補助の際にさらに 130 頭追加して 230 頭で予算計上させていただいていたのですが、令和 3 年度に関しましては当初から 210 頭で計上させていただいていまして、去年の当初の倍以上の頭数というところでその分だけ委託料が増えております。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 引き続き 120 ページ、121 ページの林業振興費と林道維持費、森林環境譲与税基金費について伺います。

○松本委員 121 ページよろしいのでしたよね。森林環境譲与税関係でお伺いいたしますが、まず森林GIS保守管理委託料 50 万円計上されてございます。この役割は何でしょうか、機能は何でしょうかということでお伺いします。

ついでに、次の段の林道維持補修経費に関してなのですが、手数料で 70 万円ぐらいの増ですか、276 万 2,000 円の計上で、手数料、中身は支障木等の伐採や枝払いを何のためにするかというと、グレーダーの路面整正作業に支障があるからと。そもそもグレーダーによる路面整正作業とはどういうことを言っているのか、そして支障になるということは邪魔なのではないでしょうか、いかなるものかということ。

それで、同じ林道の維持に関して砂利砕石と書いてございます。70 万 1,000 円。37 万 1,000 円の増なのでありますが、これも説明で路面整正作業で増えましたと。砂利入れるのでしょうか。これだけ随分増えておりますけれども、具体の場所といますか、どのぐらいの立米が要るのかということも併せてお伺いしたい。

○産業振興課長 ご答弁いたします。

森林GIS保守管理委託料というのは、これは森林台帳の電子化といいますか、されたものがございまして、それが森林の所有者なんかが変わるとその都度更新されていったりするのですが、これは地籍のデータなんかとも連動しておりまして、その辺のデータの入り替えも含めて専門業者に毎年委託しているといったような内容になっております。

あと、林道関係に関しましては、建設課の担当のほうから答弁お願いします。

○建設課長 林道の維持経費に関するご質問に対するご答弁を申し上げます。

まず、手数料で枝払いが 70 万円程度増加しているという点でございまして、委員

がご質問あったとおり、グレーダー作業に支障となる枝払いということが必要になったことによる増でございますけれども、まずグレーダー作業というのは、林道は砂利道がほとんどなものですから、グレーダーの下にくし歯のような歯のついたものでわだちになったりですとか草生えている部分だとかをかき起こしながら、まず路面を不陸を取っていくとか、平らにしていくという作業のために使う重機で、その作業をするときにグレーダー自体が車高が高い車両で、通常車両通るのであれば支障はないのですけれども、そういう大きい車両が通ると伸びている枝がキャビンとか、運転席があるようなところへぶつかってしまって作業の支障になるということで、今年度も少しでもやりたいなとは思ったのですけれども、ほかに予算使っているところもあってその辺の対応もできなかったということで、3年度の予算で枝払いをして路面整正をしたいということでその分が増額になっているものでございます。

砂利も路面整正作業に、委員おっしゃられるとおり、かき起こした後に足りないところには砂利を補足しながらまた敷きならしていくという作業に使うものでございますけれども、その場所とどれくらい使うのだということでございますが、基本的に維持管理している路線につきましては東湖畔林道と駒別林道でございます。まず、東湖畔林道につきましては壮警公園線の町道から東湖畔林道へ入っていくところが起点になっておりまして、そこから町道の阿波国東湖畔1号線というところで高階山に登る町道だと、通常そのように言われている町道の交差点まで、そこまでで約2.4キロあるのですけれども、最初の町道から入ってくる森と木の里センターぐらいのところまで舗装しているので、その舗装の切れ目からその交差点までで大体1.5キロぐらいでございます。その間の支障木の枝払いをしながら路面整正をしていきたいと。それが東湖畔林道でございます。駒別林道につきましては、砂利部分、蟠溪上久保内側のほうから、要は砂利道の部分が全体で4.3キロでございます。終点というのが上久保内側とか、蟠溪側といいますか、そちらのほうから3.3キロの間で、そちらはずっとではないのですけれども、要所要所に洗掘されている部分があるというところでそちらを同じようにグレーダーで処理していきたいということで、それぞれ稼働時間的には昨年要望しておりました時間よりも倍の時間を要するというので、3年度については40時間のグレーダーの稼働時間を見込んでおります。その内訳につきましては、東湖畔林道で延長が長いので、1日約8時間作業したとして3日間で24時間分、駒別林道では2日間作業して日当たり8時間で16時間、計40時間を見込んでいますのでございます。ということで路面整正する範囲についてはそのような内容になっておりますけれども、それに必要となる砂利につきましては本年度は190立米を見込んでおります。前年度は90立米程度を見込んでおりましたので、100立米の増というふうになっております。

以上でございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、122 ページ、123 ページ、水産業振興費について。

○加藤委員 今言われた内水面漁業支援事業の中で今回ふ化場の屋根大規模改修事業補助金ということで 263 万円を計上しておりますけれども、この事業費ということは全体的に 955 万 9,000 円を見込んでおります。その中で内訳として道補助金が 430 万円、そして残りの 525 万 9,000 円は洞爺湖町と壮瞥町で案分して 263 万円というふうに予算がなっているということだと思います。そこで、仲洞爺ふ化場においては、これは組合の所有物だというふうに受け止めておりますけれども、洞爺湖漁業協同組合としては活動はしていると思うのです。そこで、毎年収支決算というものは必ず計上されていると思われま。そこで、今回の事業において組合の部分で負担というものは考えられなかったのか。例えば両町との意見交換、この予算について意見交換というようなものがなかったのか、そういう質疑はなかったのかを確認したいと思います。

○産業振興課長 答弁いたします。

今回の漁協の改修工事に関しまして、道の補助金と洞爺湖町及び壮瞥町からの補助金だけで賄っている部分で受益者というか、本人の負担がなかったのかという部分でございますが、この辺につきましてはもちろん洞爺湖町さんとも協議とかはしております、まずは漁協さんから支援に関して要請があったのですけれども、受けての対応ではございますけれども、漁協さんの毎年総会を開いていまして経営状況なんかの報告も受けてはいるのですけれども、黒字だったり赤字だったりという部分がございます、決して毎年もうかっているような感じでもないというところもありまして、厳しい経営の状況だという部分を踏まえて洞爺湖の水産資源ですとか環境保全に寄与している部分も考慮して、このような負担の割合になったということをご理解をいただきたいと思います。加えまして屋根の改修にかかわらず、ほかにも備品類の冷蔵庫だとか何かの整備なんかもございます、そういったものはできることは組合のほうで自助努力でやっているという部分もあって、どうしてもできない部分について支援を求められたというところがございます。

○加藤委員 今説明は分かるのですけれども、組合としても運営するに当たりまして毎年維持費というのはかかるわけです。それは間違いのないと思います。今回冷蔵庫とか、何かそういったものに対応すると。しかしながら、一般的な民間での考え方としてはいずれそういう大きな改修というのは必ず出てくると思うのです。今回は屋根です。しかし、外壁とかそういったものも今後考えられると思ったら、独自で組合としての努力はやっぱり必要でないかと思うのです。ちょっと甘いような感じしますよ、これは。その辺は重く受け止めて、今後この漁業組合に対してもう少し言葉を行政として投げかけて、運営の改めた改善というものは図ってもらいたいなというふうに希望します。それが 1 点です。

あと、2 点目、この資料を見ましたら組合として主な事業を読ませていただきましたけれども、販売事業が漁獲物その他生産物の受託販売、自営事業、サクラマス事業、ワカサギ卵、ワカサギ加工品の販売というふうに記載されていますけれども、この組合の活動状況について今の現状はどのようになっているのか改めて伺いたいと思います。

○産業振興課長 ご答弁いたします。

今主な事業に関しましてこういうのがありますよというところだったのですが、その具体的な内容といえますか、金額的な部分で申し上げますと、今年度の実績はまだ受けていないのですが、例えば主な事業、購買事業、漁業資材類の受託購買、これは組合員さんが使う資材関係をまとめて購入したりとか、そういう事業だと思うのですが、に関しましては令和元年度、平成30年度、29年度と実績はなくて、平成28年に2万3,000円の実績です。それから、販売事業、これは組合員さんの漁獲物やその他生産物の受託販売、代わりに売っているというような事業だと思うのですが、に関しましては令和元年度が、これは売上げです、31万8,000円、平成30年度が35万2,000円、29年度が49万8,000円、28年度が34万8,000円。それから、自営事業、これは自らがサクラマスの稚魚をふ化させたり、ワカサギの卵だったり、ワカサギ加工品を販売するという事業だと思うのですが、これが令和元年度は489万9,000円、平成30年度が360万2,000円、平成29年度が285万8,000円、28年度が30万5,000円と。ちょっと凸凹もありますが、そういった金額になっています。指導事業なのですが、水産動植物の繁殖、保護、水産資源の管理、その他漁場の利用に関する施設の管理という部分に関してとこの組合の有する共同漁業権の管理という部分に関しましては、令和元年度が303万4,000円、平成30年度が329万4,000円、29年度が271万8,000円、28年度が581万1,000円といったような事業状況になっております。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

◎延会の宣告

○佐藤委員長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会にいたしたいと思えます。これにご異議はありますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

あすは午前10時に再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

(午後 4時25分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

委員長

署名委員

署名委員

壮瞥町議会予算審査特別委員会会議録

令和3年3月12日（金曜日）

○付託事件

- 議案第13号 令和3年度壮瞥町一般会計予算について
- 議案第14号 令和3年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第15号 令和3年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第16号 令和3年度壮瞥町介護保険特別会計予算について
- 議案第17号 令和3年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第18号 令和3年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算について

○出席委員（8名）

委員長	佐藤 忞 君	委員	真鍋 盛男 君
委員	菊地 敏法 君	〃	毛利 爾 君
〃	松本 勉 君	〃	森 太郎 君
〃	加藤 正志 君	議長	長内 伸一 君
〃	山本 勲 君		

○欠席委員（0名）

○説明員

町 長	田鍋 敏也 君
副 町 長	黒崎 嘉方 君
教 育 長	谷坂 常年 君
会計管理者	阿部 正一 君
税務会計課長	
総務課長	庵 匡 君
企画財政課長	上名 正樹 君
住民福祉課長	齊藤 英俊 君
商工観光課長	三松 靖志 君
産業振興課長	木下 薫 君
建設課長	澤井 智明 君
生涯学習課長	河野 圭 君
選管書記長(兼)	庵 匡 君

農委事務局長 齋藤誠士君
監委事務局長(兼) 小林一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 小林一也君

◎開議の宣告

○佐藤委員長 ただいまより本日の会議を開きます。
(午前10時00分)

◎会議録署名委員の指名

○佐藤委員長 会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、委員長において毛利爾委員、森太郎委員を指名いたします。

◎議案第13号ないし議案第18号

○佐藤委員長 議案第13号 令和3年度壮警町一般会計予算についてを議題といたします。

昨日の松本委員の質問において、後刻答弁することになっていた件につきまして、住民福祉課長から答弁いたさせます。

○住民福祉課長 昨日の松本委員のご質問に対してご答弁を申し上げます。

まず、1点目の一次救急医療確保対策事業のほうでございますが、こちらのほうは伊達市、洞爺湖町、豊浦町、壮警町、4市町で土日、休日、夜間の救急体制を確保するための事業でございます。昨年度の実績でございますが、全体2,132件の救急搬送実績に対しまして本町が114件ございまして、割合といたしましては5.35%ということでございます。

続きまして、もう一つの周産期医療確保事業、こちらのほうでございますが、こちらのほうは西胆振の6市町によりまして、早生児、それから低体重出生児、これに対応するために室蘭市内の病院に特別な病床を設け、そちらの確保をするための事業ということでございます。こちらのほう実績を調べますと、昨年度でまずNICUという新生児集中管理治療室、こちらの実績のほうは121件ありまして、壮警町の利用はそのうち1件ございました。もう一つ、GCUと申しまして新生児回復室、これは先ほどの集中管理室での治療が終わり、回復期に向けたケアをする病床でございますが、こちらのほうは212件の実績がございまして、壮警町の利用は1件ということございました。

以上、ご報告します。

○佐藤委員長 昨日の松本委員の質問において、後刻答弁することになっていた件につきまして、産業振興課長から答弁いたさせます。

○産業振興課長 昨日後刻答弁といたしました松本委員からご質問の予算に関する説明書118ページから119ページ、林業費、資源循環林・水土保全林整備事業の森林環境保全整備事業における下刈りの単価変動状況に関しまして、予算積算に当たって使用する北海道の策定した造林事業標準単価において1ヘクタール当たりの一般的な条件の場合では、平成30年度6万9,400円だったものが令和元年度9万900円で、対前年で2万1,500円増となっております。それが令和2年度にはさらに12万1,000円となり、対前年度で3万

100 円の増となっております。単純に昨年度と今年度の上昇分 3 万 100 円を面積 43.34 ヘクタールに掛けても約 130 万円の増額となります。

また、昨日の答弁の中で誤りがありましたので、ここで訂正させていただきます。訂正箇所は、予算に関する説明書、同じく 118 ページから 119 ページ、林業費の有害鳥獣関係で菊地委員から質問のございました困いわなにおける捕獲頭数の実績に関しまして、昨日の答弁では実績なし、ゼロ頭と答弁いたしました。今年度の実績は東湖畔で 4 頭、南久保内で 8 頭の合計 12 頭でございました。おわびをして訂正いたします。申し訳ありませんでした。

参考までに令和元年度は東湖畔で 7 頭、南久保内で 8 頭の合わせて 15 頭、平成 30 年度は東湖畔で 1 頭、南久保内で 11 頭の合わせて 12 頭の捕獲実績でありました。

なお、昨日もお話ししましたとおり、今後も適正な運用を図るため、他の市町の取組等を調査、参考にしてまいりたいと考えております。

以上です。

○佐藤委員長 質疑を継続いたします。

予算に関する説明書、事項別明細書、歳出について、一般会計、見開き 124 ページ、125 ページ、商工費の商工業振興費と観光費について質疑を受けます。

○森委員 私は、商工費の商工振興一般、新商品開発・販路開拓支援補助金についてお伺いいたします。

これよくフレッシュプラザで新商品の発売についてマスコミ等で紹介されている例を見ますけれども、この新商品開発といいますか、町の制度を活用するという動きがあったかどうかという部分についてお聞きしたいと思います。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

そうべつフレッシュプラザの新商品開発に関しまして本補助金の活用があったかどうかというご質問でございますが、平成 28 年度に壮警産米を使った甘酒の商品開発、それから平成 30 年度にリンゴビールの開発について、いずれも活用実績がございます。甘酒のほうは 8 万 1,000 円、リンゴビールについては 18 万 9,000 円で、主にパッケージとデザイン等に使われたものでございまして、そういったものを活用しながら新商品の開発をいただいているということでございます。

以上です。

○森委員 一応資料では平成 25 年から令和元年、令和 2 年度までいろいろ新商品開発の資料は頂いているのですが、町で補助していろいろ商品が開発されているのですが、これが町民向けといいますか、あまり知られていない部分もあるのでないのかなと。ですから、開発された商品を町が町民に対して積極的に PR する取組を進める考えがあるかないかという部分についてお伺いいたします。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

ご指摘のとおり、いざ商品を開発してもなかなかそれが外部に向けての発信ができない。

また、PRについてもそれに関わる費用もかかってくるという部分でなかなかこれが進まないということもございまして、昨年度から以前の特産品開発支援事業補助金というものに壮瞥で行っていますグルメマルシェのイベント、これを一体化させた形で、せっかくそういった新商品を作っていただく方をもっとよく知っていただこうと、発信の場としてそういったイベントを同時に活用していくと、道の財源なども利用しながらもっとPRの場所を増やしていきたいという思いでこの事業を新たに見直したというのが実情でございます。ただ、残念なことに昨年はお承知のとおりコロナウイルスがございまして、イベント関係はほぼ中止になってしまったということで、来年度につきましてはそのリベンジといえますか、より一層そういった機会を増やしていけるような形で取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上です。

○真鍋委員 駐車場公園管理委託料、これ鉄橋遺構公園のところの駐車場周りの草刈り等も含まれていると思うのですけれども、あそこに数年前から使用がされていない急な階段の下、あそこも去年というか、今年度草刈りしてあったのですけれども、あそこは使用禁止になっているので、あえて刈らないほうがいいと思うのですけれども、今年度はどういうふうに考えておりますか。

○佐藤委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時15分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

土木費に係る質問ですが、関連として答弁を求めます。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

ご指摘いただいた昭和山の新山の鉄橋遺構公園に関しましては総務課のほうで所管をしておりますので、私のほうからご答弁をいたしますが、あちらの公園につきましては、数年前から直接上り下りする階段については倒木等もあって通れない状況になっています。それで、通行止めになっていることは間違いありませんが、向かって右側のほうから歩道、歩道でもないのですけれども、階段を使わずに鉄橋が見れる、その場所まで行ける通路がありまして、したがって公園自体を全体を閉鎖しているというわけではないということと、またあとあちらの場所が国道沿いにあるものですから、景観上の問題もあって基本的に維持管理、階段は壊れていますし、直してもいないのですけれども、周辺の草刈り等の維持管理については従前どおり行っていて、今のところ令和3年度も予定どおり行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○真鍋委員 すみませんでしたということで。

急な階段のところの下も今年度刈ってあったのです。階段は使用できない状況になって

いるので、階段の下の草刈りはしないほうがいいのではないのかなという思いで問うたのですけれども。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

階段の直下のところですね。確かに草刈りはそのまま委託をしてやっておりました。先ほども申し上げたとおりで階段を3年度に修繕をして通行できるようにするという予定は今のところはしていないのですけれども、先ほども言ったように、その階段の辺りが国道に面しているというところもあるので、確かに通らないものを草刈りをするというのは無駄なように見える部分もあるかもしれませんが、最低限の公園管理の必要性を考慮して、担当課としては今年度も継続をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○佐藤委員長 124 ページ、125 ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、引き続き 126 ページ、127 ページの観光費について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 引き続き、128 ページ、129 ページの観光費について。

○加藤委員 洞爺湖園地等の管理事業の中で洞爺湖生物多様性保全協議会負担金ということで、これも毎年聞いているところだと思うのですけれども、令和2年度のウチダザリガニの実績と今繁殖状況について分かればお伺いしておきたいと思います。

○商工観光課長 加藤委員からのご質問に対してご答弁申し上げます。

洞爺湖のウチダザリガニの生息状況と現在の状況についてのご質問でございますが、令和2年度の捕獲頭数は7万4,919匹となっております。令和元年度につきましては5万5,345匹でございましたので、2割程度増えてきているということでございます。また、生息域につきましても洞爺湖全域、中島も含めまして一定頭数の領域の拡大も見られるという状況でございます。ただ、ウチダザリガニの体長につきましては、あまり大型化は見受けられないということで、捕獲圧をかけることによって小さい個体が大きく成長してくる所で水際でとどめているという状況で、これは洞爺湖町との共通の数字でございますけれども、昨年度実績と傾向については以上のとおりでございます。

以上です。

○加藤委員 今の説明に対しては理解させていただきました。要するにウチダザリガニも増えて7万匹の捕獲がされているということを踏まえて、これは期待なのですけれども、捕獲後の処理としてどのような形、処分の在り方はどういうふうになっているのか、その部分と、処理、できればボイル的な処理をすればどこでも、要するにウチダザリガニは外来種ですから、生きたままではほかには持っていけないということは理解するのですけれども、できれば捕ったときにボイルをすれば持ち出しは可能なのかなという思いの中で、飲食業の皆さんにそれを無償提供しながら何か別な形で活用できないのかなという思いがあ

るので、その辺について検討することは考えられないのか改めて伺いたいと思います。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

捕獲後のウチダザリガニの処分方法についてでございますが、現在水揚げと申しますか、揚がったウチダザリガニをその場で殺処分いたしております。これは外来生物法によりまして湖から離れた場所で生きたまま移動することは禁じられていることにもよりますけれども、処分した一部を水族館の餌として、これは年間2万円程度なのですけれども、売却をしている実績はございますが、大半は廃棄物処理とさせていただきます。食料につきましては、これは長年の課題にはなっているのですけれども、食材として洞爺湖においてそれを認めてしまうことは畜養につながり、ひいては他の湖沼への持ち出しを惹起する、引き起こすことにつながりかねないということで、洞爺湖生物多様性保全協議会の方針といたしましては、食料というものについては洞爺湖においては向かわない方向でいこうという方針で今のところ進んでございます。他の湖では販売している事例もありますけれども、それは法律ができる前に漁業権を取っていたというような事例もございまして、洞爺湖においては現状のところは両町の協議の下、今後こういった在り方がいいかは引き続き検討してまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○松本委員 私も洞爺湖園地管理事業についてお伺いします。

予算の説明もございましたし、以前にも協議会でしたでしょうか、適正管理についての今年度の取組の説明がありました。それで、植栽も400万円の予算計上で行うと。植栽、景観も含めますけれども、不法キャンプと言えはいいのでしょうか、そういった防止と、それから船揚げ管理委託も、これは金額はあれですけれども、いずれにしても適正な利用の強化をします。それから、説明のありました湖面での検査というのか、調査というのか、巡視というのか、そういったことも行うという話でありました。あわせて、説明のございました洞爺湖の適正利用について、湖面の推進連絡協議会、長い名前ですけれども、国交省の北海道運輸局から始まって一番下に水上レジャー対策協議会、これが壮警温泉の自治会なども含めた、あと業者さんも入った対策協議会、これがずっと継続して地元であるのですけれども、それを含んで壮警町、洞爺湖町も含めたもので協議会をつくって適正ルールを統一しましょうと。中には今指摘した園地、壮警町の園地も入っておりますし、またそれからちょっと離れた洞爺マリンさん、かわなみさんの部分も、要は全域について書いてあるのですけれども、そこで何が言いたいかという、共通して湖畔から300メートルの航行禁止区域をまず設けるということ、動力船の。それから、動力船が出入りする場所を決める、それから動力船のエンジンスロットというのか、低速、低音で300メートルまでは行くというようなルールがある、それは理解するのですが、これをいずれにしても利用者側に、我々はこれは見て分かるのですけれども、来場、来場と言えはいいのか、利用者に伝え方、どのようなことを考えているのかと、事前に。来てその場で例示するというのも当然必要なのでしょうけれども、それ以前に対外的な、湖畔全体のことでございます

ので、洞爺湖町と含めて対策協議会で情報提供の取組を考えてはいかがかというのが提案と、専門用語的に言うところとちょっと分かりづらいかもしれませんが、動力船の滑走禁止区域、動いては駄目よというところ、それは分かります。それで、動力船が徐行しなければ駄目ということも分かります。大体今言ったようなところ。ただ、うちの町の場面で見ると洞爺マリンさんからかわなみさんのところ、ここが水域利用調整区域と、動力船の航行を一応禁止となっている建前が季節的なことが提示されたのです。この辺のところを読んで理解できない。洞爺マリンさんは営業で船を動かしていますし、動力船も出ていると思うのですが、どういう解釈なのかなと。聞けば分かることでしょうけれども。

もう一つは仲洞爺のキャンプ場です。これを見て初めて動力船はあそこを使ってはいけないのだなというのが分かったのですが、そういったことでキャンプ場で動力船以外駄目となると、それからヨット、サーフィンなどの帆のついた乗り物も駄目となっているようでございますけれども、不勉強ながら初めて分かったのですが、こういったものをルール無視する利用者、今キャンプできませんけれども、過去にあったのかということで、トラブルがあったのかどうかも含めてお伺いしたかったわけです。

○商工観光課長　ご答弁申し上げます。

ご質問3点ございました。まず、1点目、洞爺湖の水域、内水面の湖上のマナー、航行禁止等動力船に関わるルールブックを今策定している中で、その情報発信の在り方についてのご質問でございますが、ご提案ごもっとも考えてございまして、現在ルールブックを改めて関係団体一致で作り上げようという機運に至ったのが昨年、中島の不法棧橋工作物が撤去されたあの事件以来でございまして、現在そのルールを取りまとめて新年度に向けて今作成しているところでございますが、当面は各団体のホームページ、これにまず載せていこうと。それぞれの場所、船を下ろす場所というのは決まっておりますので、その管理者が共通認識に立ってこのルールを徹底させることがまず第一であると。印刷製本の日までにはまだ至ってはいないのですけれども、まず初年度それをやって、次第にみんなまで守っていく共通ルール化の中で来た人にそれを渡せるような在り方というのを検討してまいりたいと思っておりますが、一番経費がかからず、すぐにできる方法としてはホームページ等の媒体を利用した発信であろうということで一致してございます。これについては今後開かれる協議会でも協議してまいりたいというふうに考えてございます。

2点目についてのご質問でございますが、壮瞥温泉地区の水域指定についてのご質問でございますが、こちらのほうは道のプレジャーボート条例というのがございまして、まず動力船、非動力船、いわゆるスワンボート、手こぎボートの人たちの命や安全を守ることを目的として、ここは動力船は入ってはいけないという禁止区域を設定するという条例でございます。ただ、これは必要最低限ということの縛りはございまして、毎年道の諮問協議会的なものが認定して、毎年町で認定の申請を出すわけなのですけれども、7月から9月までの繁忙期ということで、しかも壮瞥温泉地区の貸しボート乗り場の沖合までの水域をブイで表示いたしまして、その中に入った動力船は罰金というような条例でございます。

ここの営業艇を含めて事前に申請をした、必要と認められた船舶についてはデッドスロー、いわゆる低速で走行することが認められている区域、ただしそれが分かる目印をつける、旗ですけれども、いうことを条件に認められておまして、貸しボート事業者さんは救急で助けに行ったりする場合がありますので、そういった意味で事前に許可を取っているものであろうと、そういうふうに想定いたしております。

それから、3点目、仲洞爺のキャンプ場における動力船航行禁止についてのお尋ねでございますけれども、過去に6月1日のチップ釣り解禁日に早朝から仲洞爺キャンプ場に乗り入れて、動力船を下ろして釣りに向かう船が続出してトラブルになった経緯がございまして、こういったことの周知徹底も、遊漁船の今乗り入れできる場所は洞爺湖の月浦で、毎年洞爺湖町のほうで説明会を開いておるのですけれども、ルールがなかなか徹底されていないということもあって、あえてルールブックの中にそれを示して、キャンプ場は町が場所を借りて静かにキャンプを楽しんでいただく場所であるということの徹底もしてまいるといってそこに載せてございます。非動力船については航行自由の原則がございしますので、その辺については動力船の禁止区域とはあえて載せていないのですけれども、そこはキャンプ場の管理の中で、皆が楽しむキャンプ場でありますので、そういった使い方についてのご指導もいただいているということで認識しているところでございます。

以上です。

○松本委員 ほぼ理解いたしまして、仲洞爺キャンプ場でいえばここまでやるかというふうに、ヨットやサーフィンが、帆がついたものが景観を損なうのか分かりませんが、別にそれはそれでルールですから、おとなしく自然の中で湖畔を眺めながら中島を見ながら静かに自然に触れてキャンプをする場所として整備されていくと。今回はトイレも、それから管理棟もいろんな意味で新装オープンを目指してグレードを上げているというふうに評価いたしますが、翻って壮瞥温泉の埋立てといいますが、園地ですけれども、長々と前説をする気はないのですけれども、基本あそこを埋めて、不法で利用されて、旧洞爺村、洞爺湖町のほうから先にルールが決まって、そこから漏れた人たちがどんどん集まって不法地帯化して、そこを何とかしようということでルールを決め、斜路をちゃんと整備してやってくださいよと。それから数年たって今があるのですけれども、湖畔近くに騒音出してマナーの悪い運行するプレジャーボートはほぼなくなっている状況で、それはたまたま事故等はございますけれども、それは置いておいて。ただ、あそこの駐車場が、駐車場というか、要するに水と戯れるのはプレジャーボートで楽しむためにテントを張り、ついでに焼き肉をし、キャンプもしてしまうということなのですけれども、駄目なものは駄目なのですけれども、来るという状況があって、それは全てを払拭できないという現状で、多少なりともぎやかさと消費だとか、観光地として来てくれるということもあるので、むげにもできないので、多少は目をつぶりながら焼き肉もキャンプもスペースを狭めながらやっていこうと、長くなりましたけれども、そこで植栽なんかも考えたのも事実だと思うのです、全面禁止にしないで。来場は増える一方で、しかも仲洞爺のほうはコロナ対策もあ

るから、テントとテントの間もちゃんと広げましょうというようなことでしょうけれども、こちらはそういうルールも多分ないので、いいとか悪いという意味ではなくて人がどんどん押し寄せてくるという状況があるのですが、この辺をどう見て評価して進めていくのだと。今回は巡視も含めて、管理も含めて強化しましょう。そして、湖面全体で管理をしていこうというのは本当に理解するし、そのとおりなのですが、あそこを考えると、先ほど言いましたけれども、多少なりともにぎやかさと、消費だとか、観光地として注目だとか、そういった意味で魅力を感じて見えるわけで、むげにもできない。ルールをちゃんと守りながら楽しんでもらおうということなのですから、想像で言って申し訳ないけれども、恐らく焼き肉もテント張りもキャンプも続くと思うのです、数はいずれにしても。それをどう扱うのだと聞いてもしょうがないのですけれども、現実的にそういったものに対する対応というのか、そんな話合いというのか、知恵を絞るというのか、そんな場面というはあるのでしょうか。非常に難しい質問かもしれませんが、また、そういうことというのはうちだけなのですか。向かいの洞爺湖町の旧洞爺村とか、ほかもそういったことで悩んでいるというのか、問題視、問題化されているとかということはないのでしょうか。すみません。

○商工観光課長　ご答弁申し上げます。

壮瞥温泉の洞爺湖園地の敷地について、観光振興も図りながら規制をしていくというその在り方と対策方法について、非常に私どもも簡単なことではないなということで考えております。ただ、支笏湖が動力船乗り入れ禁止になったのが平成18年でございまして、環境保護というのが一応うたい文句、名目にはなっておりますけれども、実質はプレジャーボートの自由航行を排除していったという経緯がございまして、この3月で屈斜路湖も同じように航行禁止ということになっております。札幌圏から気軽に来れる内水面の洞爺湖が事実上塩水でない淡水湖でのプレジャーボートの航行場所としては、いわば利用者にとっては最後のとりでということになっている危機感は共有してまいりたいと思っております、そのためには地元住民の迷惑になるような行為は慎んでいただきたいということで今回このようないろんな計画につながっていった。また、両町で連携してルールをみんなで守るという機運の醸成につながっていったと私は考えてございまして、特に壮瞥温泉については夜間の野営については度々問題になっていまして、付近は住宅街ということもありまして、野営については次年度は厳しく対応してまいりたいと思っております。また、ゼロにはならないかもしれませんが、住民とかの迷惑のかからないような程度、節度のある行動を呼びかけていくということでございます。また、湖面のルール違反については、ご説明を以前申し上げたとおり、巡視体制を強化するというようなことで、町の本気度といいますか、洞爺湖の行政側の本気度を見せにいつて徐々に改善していくというような形で進んでまいりたいと考えております。

それから、洞爺湖の財田のほうの、2点目でございますけれども、キャンプ場での問題でございますが、大きく違う点は、財田はもともとキャンプ場でございます。そこで船揚

げ、下ろしができる施設でございまして、当町の公園園地とは性格が異なるものでございます。また、利用者数も数倍違いまして、数多く訪れる場所でございます。洞爺湖町の財田キャンプ場の船揚げ施設につきましては、次年度からは完全予約制にするということと、ルール遵守ができない人は次回断るといような形で対応するという事を聞いております。この機会に両町足並みをそろえてという中で、内水面でプレジャーボートを利用できるところのマナー向上に連携して努めて、そういった今持っている課題を一つ一つクリアしてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なければ、次に移ります。130 ページ、131 ページの土木費、土木管理費と総務費について質疑を受けます。

○松本委員 何点かあるのですけれども、町道測量等委託料 170 万円の計上ですけれども、この説明で道路台帳の修正業務ということでございまして、それは国道、道道の拡張等に伴って町道の道路台帳の修正が必要なのだという説明であったと思うのでありますが、まず 1 点目はそれはなぜかということと、それから過去にも当然台帳があったのだろうし、国道、道道の路線変更というのか拡張なのか、それに伴う整備、その部分だけの修正を行うということであれば要するに自前でできないのでしょうかということをお伺いしたかったということでありまして、あと 2 つは一番下のほうにございますけれども、北海道道路整備促進協会負担金と下の北海道治水砂防海岸事業促進同盟負担金、額も少額でございませけれども、これはどのような趣旨のものかという点で質問いたします。

○建設課長 それでは、ご答弁申し上げます。

道路台帳の整備に関するところでございますけれども、こちらにつきましては今委員おっしゃられたとおり、国道、道道の改築に伴って、それに併せて町道の道路台帳を整備するものでございますけれども、国道でも道道でも改築することによって線形が少しでも変わると、町道の延長というのが交差するところのそれぞれ道路のセンター同士が起終点、起点か終点かどちらかになりますので、相手方のセンターラインが変わることによってまず延長が変わることになりますので、該当する町道の延長をまず変えていくというものと、道路台帳には道路台帳図というのがございまして、それも交差点の形状が変わりますので、それを修正するというものでございますので、なかなか自前ではできないというところで過去からも委託をして修正していつているという経緯がございます。

それで、今回対象となる路線につきましては、ほとんどが壮警温泉地区なのでございませけれども、道道洞爺湖登別線、過去に改築した部分のところで修正していなかった路線につきましては 5 路線ございまして、壮警温泉線、三恵線、明治第 1 線、明治第 2 線、明治第 3 線がございませ。こちらのほうの道路台帳図の修正と延長の修正図ということを考えております。そのほか上立香第 2 線、こちらについては国道 453 になります。東湖畔トン

ネルできたことに伴って国道も線形改良というか、交差点改良したことに伴いまして町道のほうにも変更が生じているというものでございます。続きまして、仲洞爺開拓線につきましてはほとんど交通量の少ない町道で、橋梁が小さな橋梁、木橋がございまして、それを撤去したことによりまして、道路台帳にも橋梁あればそれを示していたところを橋がないですよという状況に変えたり、その路線に橋梁があるというリストをなくしていくというものでございます。それと、道路台帳の中で総括表とかというのがあるのですが、それも1線1線路線が延長変わっていきますと全体の延長も変わってきますので、それぞれ該当するところを修正していくというものでございます。それと、今回予算の計上にご当たりましてそれぞれ道路台帳図と総括表ですとか見ていくと、その中に路線番号が違っているものとか、そういうものも誤りもありましたので、そういうものを訂正していくという業務も含まれておりますので、いろいろと多岐にわたる作業でございまして、図面の修正も含めて今までも業者さんのほうに委託してやっていたというものでございます。

2点目のご質問の各負担金の関係でございまして、1点目の北海道道路整備促進協会負担金と北海道治水砂防海岸事業促進同盟負担金でございまして、これの2つにつきましても各市町村について基本料金的な……まず道路の関係なのですが、各市町村通常の会費というのがございまして、それがまずは3,000円というもので、あとは壮警町内で道道ですとか国道ですとか、そういう事業をやった事業割合といいますか、そういうもので特別会費というのが算出されまして、それが毎年この予算要求時期に見積書といいますか、壮警町さんは来年これぐらいになりますよという金額が示されますので、それに見合いのものを予算として計上していくというものでございます。北海道治水砂防海岸事業促進同盟負担金につきましても同じように通常会費がございまして、それが5,000円ということで、こちらにつきましても開発施工、北海道施工のような事業というのがなかったので、通常会費だけの5,000円を計上しているというものでございまして、町内でやった事業見合いの負担金を払うというものでございまして、前年度の事業規模によって変動するものでございます。

以上でございます。

○松本委員 これ以上質問してもしようがないかもしれませんが、前半の部分は分かりました。非常に多岐にわたる難しい作業があるのだなということで理解はしますが、後段の2つの負担金について、そういう協会や同盟があるという、前からあったのでしょうか、今さらの質問かもしれませんが、なるほど。各市町村全部足せばどのぐらいの数字になるかは想像できませんけれども、その団体は一体何を目的に、何をしているのでしょうか。例えば国、道の道路整備事業等は、当然地域の要望もあるでしょうけれども、事業主体はそちらさんなわけでありまして、その事業を実施した町村が何で事業実施の割合で負担金をキックバックではないですけれども、そうではないのでしょうか、納めなければいけないのかというのは素朴な疑問を感じますが、そんな疑問を感じたことはありませんかというか、各市町村全部横並びでやっているのでしょうか、

ごめんなさい。戻ります。まじめに。その協会や同盟の目的は何でしょうか。

○佐藤委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時53分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

先ほどの2つの協会、同盟につきまして、その目的につきましては、すみません、手元に資料がないもので、間違った説明もできないということで後ほど改めて説明したいと思いますので、ご理解のほどお願いいたします。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、132ページ、133ページ、道路橋梁維持費と新設改良費について質疑を受けます。

○松本委員 道路橋梁維持費の中で質問いたしますが、町道改修等工事が233万4,000円の計上されておまして、この中身については令和元年度から4年度にかけて道路照明のLED化と、36基中9基行うという説明で了解するのですが、前年度、それからその前の予算説明書と見比べて1つ気づいた点がございまして、その確認だったのですが、既存道路の舗装の改修などはどこに計上されているのかなど。過去にはといたしますか、平成30年度までは道路橋梁維持費の中で町道舗装等改修工事というのが予算計上されておったのですが、その項目が見当たらないなとふと気づきまして、下の道路新設改良、これはあくまで新設なのだろうと思えますけれども、そちらに改良舗装工事というのはあるのですけれども、これは中島1号線のことだと思うので、戻りますけれども、既存の町道の舗装改修等はどこで計上されて、また新年度はどのような場所を想定されているのかなどという質問です。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

道路橋梁維持費の中に、過去には道路舗装改修というような費目で予算計上していたのではないかとということですが、すみません、いつ頃からというのは今分かりませんが、予算書の中の修繕料、その中に既存の町道の舗装の補修が入っているというところがございます。それで、既存の町道のどこの場所なのだとということもございますけれども、基本的に今年の予算につきましては特定の町道のある程度まとめて直すという予算計上はしておりませんで、道路パトロールですとか、その中で舗装が破損しているような箇所をパッキングといいますか、部分的に補修していくという予算を今年度は計上しているものでございます。

以上でございます。

○松本委員 分かりましたけれども、確認というか、意地悪な質問するわけではないので

すけれども、これから雪解けでしょうから、いいのですけれども、いきなり穴あいたり、舗装が削れたり、陥没したりなんていうことはないと思うのですけれども、日頃ないし定期的なパトロールといたしますか、チェックの段階で次の新年度予算でここがいきそうだとかまずそうだとかという、後刻確認も必要でしょうけれども、そういった上で計画的に進めたほうが仕事は効率的にいくのではないかと、または予算確保も可能なのではないかと、または必要のない工事する必要はないのですけれども、財政とは関係ないのですよねといううがった質問失礼ですけれども、本当は計画的にそういったものは調べておくべきなのではないかと素人は感じるのですけれども、いかがなものなのでしょう。ちなみに、古株議員で恐縮ですけれども、過去には改良舗装工事で既存道路の計画をしていますという答弁もいただいていたものですから、どうなっているのかなということなのですけれども。

○佐藤委員長 これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの松本委員の質問において、後刻答弁することになっていた件につきまして、建設課長から答弁いただきます。

○建設課長 それでは、先ほど後刻答弁することにしておりました件につきまして答弁させていただきます。

北海道道路整備促進協会の設置の目的につきましては、道路財源の確保、道路予算の拡大を図るための活動を行うために全道の市町村から負担金をいただいて活動をするという協会でございます。それと、北海道治水砂防海岸事業促進同盟、こちらにつきましては治水、利水事業の普及徹底と、これらの事業促進に要する費用について各全道の市町村から負担金を徴収して事業を推進しているという団体で、北海道ブロック市町村職員土砂災害対策研修会等の開催など、そういうものも行っている団体でございます。

以上でございます。

引き続き、先ほどご質問のございました舗装修繕工事の関係でございますけれども、先ほどの答弁でいつ頃か分からないという、すみません、答弁したのですけれども、道路舗装工事ということで道路橋梁維持費の中に平成30年度までそのような費目で計上しておりました。それにつきましては委員おっしゃられたとおり、その当時まで計画的に舗装の修繕、工事を行ってきていたところございまして、平成30年度に主要な道路の舗装修繕が一応終わったということで、現在は全てたまに出てくるような舗装をパッキングする、オーバーレイするようなものについては修繕料の中で全て行っているという状況でございます。今後も道路の維持管理等でパトロールなどを行って、また大規模などといいますか、まとめて道路の舗装の修繕が必要になった場合にはまた計画的に実施していきたいとい

うふうに考えております。

以上でございます。

○森委員 道路新設改良費の中で橋梁産業廃棄物処理工事、紫明苑橋について予算を計上しておりますが、この工事の内容と、それとあと橋梁点検業務負担金で2,000万円、これは町内の26橋について点検業務を行うことに対する負担金だということでございますけれども、この点検業務行われた後の町の対応といいますか、その点検業務の後の町の対応はどのように考えておられるかについてお伺いたします。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

まず、産業廃棄物の処理というのはどういうものなのだという、まずはそのご質問ですけれども、令和元年度に橋梁の補修工事を実施しているのですけれども、町道紫明苑線に架かる紫明苑橋でございます。こちらの橋が鋼橋なのですけれども、その塗装の塗り替えというものを実施したものでございますけれども、塗るときには一度古い塗膜材を剥離して塗り直すという工程を踏むのですけれども、その補修設計の段階でその塗膜に微量ですけれども、PCBが含まれているということが判明しておりました。それと同時期にPCBの汚染物に該当するかどうかと、その該当性の判断基準というのがまた新たに示されることになりまして、一度剥離した塗膜材についても新しい試験方法で試験を試みようということになりましたので、それにつきましては一応PCBが入っているかもしれない剥離した塗膜材を保管できるような状況で建設課の車庫の中で保管していたということございまして、その後新しい基準で剥離した塗膜材をもう一度新しい試験方法で検査した結果、PCBは含有するものではなかったということになりましたので、改めて今建設課の車庫に保管している塗膜材を一般的な産業廃棄物、分類としましては廃プラスチックになるようでございますけれども、それと塗膜を剥離するときに使った道具も保管しているのですけれども、そういうものは混合廃棄物として処理するというので、それに産業廃棄物処理するのに必要な経費ということで計上した金額でございまして、こちらも社会資本整備総合交付金の対象事業ということになるものでございます。ちなみに、PCBが含まれているよということになってしまった場合にはなかなか処理する施設が道内にはなくて、東北ですとか九州ですとか、遠いところまで運ばなければいけないというのと処理場で受け入れていただくだけでも相当な金額かかりまして、トータルで2,000万円以上かかると試算していたのですけれども、今回新しい基準に基づいた試験方法でやるとPCBが含まれないということで安価な金額で処理できるというふうになったものでございます。

続きまして、橋梁の点検の関係の負担金2,000万円でございますけれども、これにつきましては市町村支援連絡協議会が実施する地域一括発注というものを活用して町道に架かる橋梁の、28橋あるのですけれども、そのうち26橋を道路法に基づく点検になりますので、5年間の間で全て点検しなさいというものでございますが、本町も令和3年度で5年目を迎えるということで実施するものでございます。その点検を行った結果、町はどのよ

うな対応をするのだということですが、今年も併せて橋梁の長寿命化修繕計画というものを令和3年度で予定しております、それは10年ごとの計画になるのですけれども、それも以前つくったものに基づいて橋梁補修工事をやっているのですけれども、今回も橋梁点検の結果を受けて、その損傷度を調べて、どうしていったらいいのかというところを長寿命化修繕計画の中で位置づけて、補修が必要なものがあれば補助事業を活用しながら修繕していくという流れになると思います。というような形で町としては点検結果を受けて、そのような対応でしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、134ページ、135ページの河川総務費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、136ページ、137ページの水道費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、138ページ、139ページの下水道費と浄化槽費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、141ページ、142ページの住宅管理費と住宅建設費について。

○山本委員 公営住宅等整備事業のしらかば団地屋上防水改修と外壁塗装工事が1,030万円去年より高くなっているのですが、去年やったものより状態が悪いのかとか、工事の内容を確認します。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

公営住宅整備事業の中のしらかば団地屋上防水改修、外壁塗装工事についてでございますけれども、これにつきまして今年は金額が上がっていますよということなのですが、しらかば団地というのが全部で4棟ございまして、昨年度実施したのは1棟12戸3階建ての住宅を屋上の防水と外壁の塗装をやったものでございますけれども、令和3年度につきましてはその4棟のうちの2号棟と4号棟、こちらを工事内容につきましては同じものでございます。屋上の防水のやり直しと塗装の塗り替えということで、この金額の差につきましては工事の内容は同じですけれども、施工の規模といいますか、戸数が違うというところで増額になっているものでございます。

以上でございます。

○松本委員 質問するのも恐縮なのですが、そもそものことの疑問で、これは以前にも聞いて、もう忘れてのことなのでしょうけれども、情けない記憶力の中で確認しますけれども、住宅管理費で町営住宅維持管理事業があります。それで、このページ、住宅建設費で公営住宅等整備事業。そこで、町営住宅と公営住宅の違いとは何ですかということなのです。総務課管理の町有住宅というのものもあるわけですが、これについては何戸あって、使用料いただいてというのはさきに質問いたしましたけれども、壮警町のホー

ムページで素朴に思ったので、調べたわけですが、町営住宅という箇所があって3種類載せてあるのです。対外的なことなのでしょうけれども、対内的にもそうか。1つ目が町単独住宅としてママと考えた子育て応援住宅、コティについて入所要件等が書いてあると。次が公営住宅・改良住宅として公営住宅法、住宅地区改良法に基づき建設し、どうのこうのという説明があって、低額な家賃で賃貸する住宅のことであるという、所得条件があるというふうに書いてある。3つ目が特定公共賃貸住宅、特公賃というやつです。それと地優賃、地域優良賃貸住宅、この種類も書いてあるのですけれども、公営住宅と改良住宅としてこういうところがありますよ、特公賃としてこういうところがありますよと書いていますけれども、特公賃については単身者向けとか世帯向けでしらかば、ほくと団地なども含めてあると。公営住宅としても同様にしらかば、ほくとや建部団地などがあると。その辺のジャンルは分かるのですが、元に戻りますけれども、町営住宅と公営住宅というのは厳密に分かれているのでしょうかけれども、どういう分け方なのかということなのですけれども。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

町営住宅と公営住宅等と、このような使い分けというのはどのようにしているのかというご質問かと思いますが、まず町営住宅につきましては基本的には先ほどもありました町有とかというのもあるということでしたけれども、町営住宅というのは基本的には一般の方々を対象に、町有については町職員であったり教職員だったという、まずそういう線引きをしている住宅であるということと、あとは町営住宅維持管理事業と、今度は整備事業になったら公営住宅等というふうに分かれるというのにつきましては、基本的には町で設置して一般の方に貸し出す住宅を町営住宅と言っているところで公営住宅、改良住宅、特公賃であったり地優賃というものを含めて町営住宅というような位置づけをしておりますけれども、基本的にこの説明であると子育て応援住宅、コティについても町営住宅でしょうということになるかもしれませんが、新しい住宅ということでこれについては今のところ経費を分けて事業を分けているだけでございます。そういうものを含めてまずは町営住宅と。公営住宅等という表現使っているのは、基本的にこちらの整備事業につきましては補助金であったり交付金だったり、そのようなものを活用して整備するようなものをこちらのほうに集約して予算計上しているものでございますけれども、当時から特公賃ですとかそういうような制度できる前から公営住宅等整備事業というのがたしか示されていたということだったので、補助事業を使うようなものについては公営住宅等という表現で考えておりました、町営住宅というのは基本的に一般の方に貸し出す住宅ですよというのを総称して町営住宅と言っているという解釈でよろしいかなとは思っております。ということでご理解いただければなと思います。

以上でございます。

○松本委員 なかなかご理解できないのですけれども、これ以上こだわることもないのですけれども、予算計上の際に国、道の補助が入った場合公営住宅等整備事業で支出し、軽

微なものなのかよく分かりませんが、町営住宅の維持管理で支出するという分け方の説明かもしれませんが、要は単純に町営住宅、公営住宅の違いは何かということでしたら、そんなことを書いてあるところはあまりなくて、ただたまたまヒットした鹿追町は、町営住宅は町単独で建てたものです、公営住宅は国、道の補助をいただいたものですという分け方をしているのです、色分けだけ。その維持管理経費云々は分かりません。この公営住宅等整備事業なのだけれども、新築ではなくても外装、先ほど質問がありました防水工事とか外装塗装というのをここで出しているのだけれども、これも補助があった場合ここを使う、そうでなかったら上の維持管理を使うという予算上の暗黙のルールを壮警町では行っているというぐらいの理解でいいのでしょうか。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

基本的には、まずこちらに計上しているのは公営住宅法に基づく住宅ですよということですのでけれども、壮警町内にあるということで、それぞれいろいろと公営住宅、改良住宅、地優賃、特公賃と多々ありますが、総称で町営住宅と呼んでいるということでございますので、そういうことをご理解のほどをよろしく願いたいと思います。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 先ほどの進行の中で 141 ページ、142 ページと申し上げましたけれども、140 ページと 141 ページに訂正させていただきます。

次に、142 ページ、143 ページの都市計画総務費と公園費について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、144 ページ、145 ページの消防費について。

○加藤委員 消防負担金につきまして金額的には別に質問はないのですけれども、内容について伺っておきたいと思います。

壮警町として緊急出動はどのくらいある、緊急出動、消防の救急どのくらいあったか出動内容について伺いたいのと、もう一点目は要するに消防職員というのは少ない状況で活動しているという中で救急出動態勢に何らかの影響というものはないのか、支障がないのか、十分それでやっていけるのか、改めて確認しておきたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げますが、すみませんが、1 点目の緊急出動の直近の数字を今手元に持っておりませんでしたので、それについては後刻答弁させていただきます。

2 点目のご質問についてですけれども、以前にもこの議会の場で消防の人員体制について議論がございました。もちろん人員は多いにこしたことはなくて、それは誰もが思うところではあります。全般的には予算的な問題であったり、いろんな経過がございます。現状の人員でどうかと言われると、もちろん最低限のローテーションを組む、そういった人員は当然確保されているということ、その一方で出動が重複したときに人がマンパワー的に足りないということも現実でございます。ただ、その一方で消防全体としてそういった、例えば壮警消防支署単独の話ではなくて全体として各支署を補完するような、そ

う体制を、連絡体制であり、出動態勢であり、そういったものを消防として整備をしてきておりますので、基本的には人員の減少にも対応し得る、そのような形が取られているというふうに認識をしております。

1点目については申し訳ございません。後ほどご答弁いたします。

以上です。

○松本委員 予算の説明の中でございました壮警支署分だったですか、1,826万5,000円の計上で25万円のアップと。その説明の中であったのが消防団訓練費の増等と説明がございました。消防の場合はその他予算に関する説明書に詳細が款、項、目、節、細節の説明があるのですけれども、その中で火災出動等費用弁償、これが対前年、その前の年に比べて539万4,000円、ちなみに令和2年度は380万円で令和元年度は同じく380万円なのですけれども、この辺に表れているのかなと。繰り返しますけれども、消防団の訓練費等の増というのはこの科目で表しているのでしょうか。具体的なことがあれば説明をいただきたいのですけれども。

○佐藤委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時37分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

ご質問の件ですが、結論はそこに入っているという考えで結構でございます。科目として非常に広い、火災出動等費用弁償ということになっているのですが、今回の増額の原因は火災出動等のほうです。火災出動本体に対するものではなくて、同じ科目の中で整理をしているのですが、訓練経費が非常に増えているということでございます。それが通常の訓練のほかに令和3年度に操法大会という訓練の技術を競う大会があって、一応それは令和3年度中に実施する予定でありますが、それに向けて訓練に出る、そういう機会というか、回数が増えるので、費用弁償が増額すると、それが一番大きく増える要因でございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、146ページ、147ページ、教育費の教育委員会費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 引き続き148ページ、149ページ、教育委員会費。

○森委員 前のページから来ると思うのですけれども、実は事務局事業の中の今年度なくなっているというか、昨年まで室蘭壮警情報教育ネットワークシステム共同運用負担金ということで、これは数年来ずっと予算化されていたということなのですが、令和3年から

脱退という形でその負担金がなくなっておりますが、その経緯といいますか、必要がなくなったという理解でいいのかどうかという部分についてお聞きしたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

昨年までございました室蘭壮警情報ネットワークシステム負担金でございますが、こちらにつきましては来年度、令和3年度からG I G Aスクール構想により新たな光回線を引くということで、その負担試算したところ室蘭壮警情報教育ネットワークで新たにG I G Aスクールのために環境を整備することになるとかなりの負担増が出てくるということから、ここに加盟している伊達市ですとか登別市、壮警町はそこから抜けて独自に町のほうで小中学校の教職員のインターネット環境ですとか、その辺を独自で整備したほうが安くなるということで、そういった理由から、こちらの負担金はなくなっております。

以上でございます。

○森委員 近隣の関係町村も脱退するということなのですから、これネットワークというか、情報教育の部分で町のそういうコンピューター関係の専門家を活用していくということで支障は出ないということなのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

町の情報担当とその辺は新たにそういったインターネット、パソコン環境を整備すること、今まで主に教職員の情報教育ネットワークシステムの部分についてはサイボウズというソフトを使って、その中でネット環境といいますか、を行っていた。メールのやり取りですとか、その辺も含めてやっていたということでございますが、そのサイボウズというシステムはなくなるものの今までのインターネット環境、メール環境は独自で整備できるということで大きな支障はないというふうに考えております。

○松本委員 学校給食運営事業に関して質問をいたします。

説明の際には人件費アップが説明されておりました、1,583万9,000円、21万3,000円の増という説明でありました。それで、給食費全体、壮警町は伊達市に業務委託という形を取って、その費用を負担しているわけでありまして、そもそも伊達市と学校給食を運営する、SPCでよかったですよ、その会社との契約といいますか、それによってその料金決まっていくのでしょうか、その契約というのは金額というよりもどのような内容なのか、人件費アップも毎年それを配慮に入れて、いわゆる契約の料金決める際にそれも組み込まれて毎年見直しをしていくというようなシステムなのかどうかと、そういう確認だったので、すけれども。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

委員おっしゃるとおり、毎年人件費のアップですとか、今回につきましては食育センターの説明でも申し上げたかと思うのですが、備品、食器類なんかも購入すること、30万円ほどですか、昨年よりアップしたということでございますけれども、それらも含めて委託業者と契約を交わしているというふうに聞いております。令和3年度の壮警町の委託料につきましては1,583万8,000円、食育センターの委託総額ですけれども、全

体の経費ですけれども、2億5,010万4,000円というふうになってございます。

以上でございます。

○松本委員 了解いたしました。

ついでにと言ったら恐縮ですけれども、以前も同僚議員から質問ございましたけれども、給食センターの正式名称が食育センターでよろしかったですか、それは日総という事業系の給食提供の会社を筆頭にしたいろんな業者さんが入ったSPCをつくって対応するという承知していますけれども、その際に食育センターの説明、僕らもオープンの際説明を受けに足を運びまして、地域食材にも目を向けてというような話、それから我々はあまり利用しませんでしょうけれども、分かりませんが、住民向けの給食提供もされていると思うのですけれども、いろんな形で地域密着型を強調されておりまして、それもあるって同僚議員の質問も過去にあるのですけれども、地域の食材、伊達と壮瞥ですから、海産系は伊達のものなのでしょうけれども、伊達野菜も随分PRしていますけれども、壮瞥の食材で提供されているものはどんなものがあるのでしょうかと。お分かりであれば説明をいただければと。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

だて歴史の杜食育センターですけれども、こちらは開設してそれ以来、味ですとか食材ですとかこだわっておりまして、委員おっしゃるとおり特色ある給食作りということで地場産業を使った食材も提供しているということでございます。壮瞥の食材といったところですが、直近では壮瞥産の卵を使った料理ですとか、そういった食材を提供しているということでございます。いろいろ味ですとか内容ですとか委託業者と協議しながら改善に取り組んでいるという実態もございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、150ページ、151ページ、小学校費の学校管理費について。

○松本委員 小学校運営事業の関連ということで伺いたいと思っております。

中身は、教育長の教育行政執行方針の中にも触れてございました小学校において設置されております地域学校協働活動推進コーディネーター、これを北海道教育委員会の支援を受けて配置していると。その中で社会に開かれた教育課程の実現を保護者や地域や学校と一体となって進めていくのだという考えを示されておりましたけれども、この地域学校協働活動推進コーディネーターを含めたその辺の一連の社会に開かれた教育課程の実現に向けた取組をもう少し詳しくお聞きしたいなということが質問の趣旨でございます。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

地域学校協働活動推進コーディネーターの件でございますが、このコーディネーターの役割といたしまして地域と学校の連絡調整、それから情報の共有、学校活動の企画や調整、そして運営、また地域の皆さんへ学校と協働活動を呼びかけるなど地域とともにある学校

ということのような、そういった地域と学校との良好な関係を築きながら活動を進める役割でございます。具体的には今壮警小学校に配置しておりますが、壮小サポーターの活用ですとか読み聞かせサークルとの連絡調整、それから運動会や学芸会の活動、コミュニティースクールの運営調整、それから地域の方々とのパイプ役として活動をしてございます。この地域学校協働活動推進コーディネーターが担う業務によって教頭先生をはじめ各教員の負担軽減にもつながっているということで、働き方改革にもつながっているということでございます。この地域学校協働活動と、それからコミュニティースクールといったことで、それが車の両輪となって地域に開かれた学校づくりということを目指しているということでございます。

○教育長 せっかくの機会ですので、私のほうからも少し補足をさせていただきたいと思えます。

今説明あったとおりなのですけれども、非常に本町コミュニティースクールに全道でも先駆けて取り組んでおりまして、この形があるだけでも先進的なのですけれども、さらに内容が非常に充実しておりまして、それでいわゆる学校運営協議会というのを地域の方々と学校と併せて会議を年2回から3回開いておりまして、その中で学校評価というのを、これを生徒のアンケートや、あるいは保護者のアンケート、そして様々な調査結果、学力調査、体力調査なんかも含めてきちっとお示しをして、学校の課題、そしてこれから課題を改善していこうというようなところを明確にして、そして地域の方から意見をいただいて、さらに地域の方々にいろいろお手伝いいただかなければならない部分を学校のほうからお願いをしたりというようなことで取り組んでおります。この学校評価も非常に細かくやっていただいております、私の教育行政執行方針を踏まえた全町の共通の目標というものをつくっております、その共通の目標、さらに各学校の目標に沿って、こういったことを取り組みますということを実際に1年間かけて取り組んだ結果を評価します。各学校で評価したものを学校運営協議会で地域の方々に見ていただいて、そしてご意見をいただく、さらに次年度に向けてこんなことを取り組みますといったような、そういうシステムが非常に出来上がっております、先ほど申し上げましたように、北海道でも非常に充実した取組をしているということで、この取組について事例を北海道の資料の中で本町の取組を紹介していただいたりとか、そういった取組がされておりました、非常に充実したものとなっているかと思えます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの加藤委員の質問について、後刻答弁することになっていた件につきまして、総

務課長から答弁いただきます。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

先ほど消防の救急出動の状況についてということでご答弁できなかったのですが、直近の数字になりますが、令和2年1月から12月までで壮警支署として対応した救急救助出動が280件になります。ただ、これは壮警町内だけではなくて近隣の分も含めてということになりまして、逆に今度は壮警町内で救急救助の活動が行われた件数は118件でございます。いずれも対前年、令和元年に比較して3割ほど減少しています。理由といたしましては、コロナ禍ということもあって外出控えもあり、けが等が減っているのではないかと、あるいはコンビニ救急という言葉もありますが、救急車を呼ぶまでもない要請というか、そういうものも減っているのではないかと、それからもう一つは、これもコロナの影響ですが、観光客が、この地域に入ってくる人が減ってしまっていて、それによる要請というか、そういったものの減、そういったものも要因として考えられるということでございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 それでは、150ページから151ページについて。

○菊地委員 午前中の質問と同じところを質問いたしたいと思っておりますけれども、地域学校協働活動推進コーディネーターが小学校に配置されているということで、これは北海道教育委員会の支援をいただいて配置しているというふうに思っておりますけれども、今回の教育長の高校における執行方針の中で高校が目指す地域に貢献する高校、また地域社会の発展を伴う職業人を育てる意味においても、そういう高校の目指すところにおいてもこのコーディネーター配置というものが重要になってくるのではないかなというふうに思いますし、午前中の課長の答弁にもありましたけれども、働き方改革の一環としても高校の校長、教頭のそういう働き方改革にもなるのかなというふうに感じます。理想的には中学校、高校というふうにコーディネーターを設置して、その上に統括コーディネーターを設けることが理想的であると思っておりますけれども、財政的な面も含めましてなかなか難しいところはあると思っておりますので、今の小学校の配置のような道の支援を受けながら、有利な財源をもらいながら高校にコーディネーターの設置ということを考えていただきたいと思っておりますけれども、その件についてお聞かせください。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

委員おっしゃるとおりに、先ほど答弁いたしましたけれども、地域学校協働活動推進コーディネーターの地域と学校を結ぶ役目ということを申し上げたところでございますが、まさに小学校だけではなくて中学校、高校というところでも地域とのつながりがある教育活動をしてございますので、そういった意味で理想的には中学校、高校にもコーディネーターが行って仕事をするのか、あるいは地域学校協働活動推進指導員という形の配置も考えられるということでございますけれども、その辺は人材確保ですとか予算的な部分ということでは今後の課題として取り組んでいきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、引き続き 152 ページと 153 ページ、学校管理費と教育振興費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、154 ページ、155 ページ、中学校費、学校管理費について。

○菊地委員 中学校費ということで全般について関連でお聞きしたいことがあるのですが、12月1日の壮中だよりに田鍋町長を迎えてということで11月20日に3年生の総合的な学習の時間の一環として田鍋町長の講話を聞き、その後3年間の協同学習のまとめとして町長に町への政策提言を行いました。今回はコロナウイルスの関係でいつも行われている子ども議会を変更して、こういう形で行ったということで記事が載っていました。いつもであれば傍聴して、資料をもらって、中学校の生徒はこういう形で意見を言っすばらしいなというような思いで傍聴していましたけれども、今回はできませんでした。そういう意味で町長にお聞きしたいのですけれども、中学生が町に政策提言したその中身とか、様子とか、そういうものを町長のほうにお聞きしたいと思います。

○町長 私のほうからご答弁申し上げたいと思いますが、壮警町では平成16年から大体11月の時期に議会の議場を会場に、もう皆さんご承知のとおり子ども議会を開催してきておりますが、今菊地委員がおっしゃったように、昨年からのコロナウイルスの蔓延により学校が休業等になりまして時間が十分取れないということであったということもあって、しかし1年生、2年生のときに学んだものを基盤に据えながら毎年と同じような政策提言、質疑を行いたいということでスタイルを変えまして、学校のほうに私のほうで赴いて2時間、学校の時間数で2時間、11月20日の5、6時間目の2時間をいただきまして開催をさせていただいたところであります。5時間目の最初の時間につきましては、私のほうから後輩でもある壮警中学生の皆さんに先輩として、また社会人として、また一つの町を預かる者としてまちづくりについてお話をさせていただいたところであります。壮警町の魅力、そして次の時間への話題提供という形でお話をさせていただきました。6時間目につきましては、皆さんからの提案ということで、具体的には5つのグループに分かれて提言をいただいたところであります。時間数が毎年の会議よりも少なかったということで、毎年子ども議会ではこの場所でパワーポイントなどを使った、スライドを使ったプレゼンテーションがあるわけなのですけれども、そこまでは時数が割けなかったということがありまして、模造紙というのでしょうか、にポストイットなどで政策の提言、基本は愛する、愛すると言ったらおかしいのですけれども、壮警町の調べ学習の中で知ったこといい点を伸ばしていくと、持続可能なものにしていくためにはどういうことができるかと、そのような視点での5つのグループに分かれての提案であったと、このように記憶しております。例年のような形でゆるキャラづくりによるPRですとか豊富な食材を生かしたイベントですとか、情報発信の仕方を工夫したらいいのではないかと、そして盛んな雪合戦

ですとか、剣道が盛んなので、体験的なスポーツを生かしたまちづくりをしていってはどうか、入り込みにつなげていってはどうかと。また、コロナ対策としてインターネットを活用したインターネット通話ですとかオンライン販売などに力を入れてはどうかなど、また教えられたのはエコタウン構想と、北九州市のほうで進めている施策を勉強した子がいます、それに倣ってまちづくりをしたらいいのではないかと、短時間ではあったのですけれども、町のこと、壮警町のことをよく調べて、よいところをしっかりと認識して捉えた上で伸ばしていくために数多くの提案をいただいたと、このように記憶をしております。提案に対するコメントをさせていただきました。

こうしたことを通して、時間数としては少なかったですけれども、社会科の公民にある地方自治制度ですとか三権分立、地方財政について、実践的な学びと興味関心を持ってもらう機会にはなったのではないかなと、評価は教育長がどういうふうに行っているか分かりませんが、このように私なりに工夫をさせていただいて臨ませていただいたところであります。提言をこれから町政運営の参考にするとともに、また子供たちが感想としては新しい学習指導要領の下で昔と違って対話形式で深い学びということをやっております、表現力を高めていくという、そういう学習指導要領の下で育った子供たちですので、非常に感想としては自分の中学生時代を振り返って頼もしくもあり、しっかりと認識を持っているなということであったというふうに思っているところであります。大変有意義な時間だったと思っております。こうした機会をこれからも、例年のように教育委員会が主催する形ですけれども、この議場を使って学びの場として取り組んでいければ、このように思っておりますし、毎年のことですけれども、指導していただいている先生方についてお礼を申し上げたいと、このように思っております、以上答弁とさせていただきます。

○松本委員 中学校運営全体についてということでお伺いしたかった点は、これも北海道教育委員会に申請をした上で、いわゆる英語教育の乗り入れ指導という説明をされておりましたが、小学校の段階から英語の勉強機会を見ようと。その背景に、結果的に壮警町は小学校も中学校も、高校も含めると1つずつということで、小中をまとめますと9年間、これを一貫教育という言い方は妥当ではないのかもしれませんが、関連性を持って9年間を見通した目標を立てて教育課程の策定に取り組んでいきますという考え方を示されておまして、その一つであろうというふうにも思いますし、また結果的に1校ずつになりましたけれども、これも一つの特色であろうし、壮警の特色を生かした教育とも言えるのではないかと思いますので、その具体にどのような形で英語教育が、小学校に乗り入れ指導という表現をされておりましたが、進められているのか、そして言葉ではよく小中の連携と言いますが、もうちょっとかみ砕いて説明いただければありがたいなと。あわせて、小学校課程での教科担任制の導入も研究でしたっけ、検討でしたか、していきたいと。いずれそうなるのでしょうか。小学校も教科担任性ということに、担当制というのでしょうか、にいくのを見据えてそれを検討、研究しようというのか、壮警町独自でそういうことを検討しようというのか、その辺の違いを教えてください

思ったのですが。

○教育長 ご答弁申し上げます。

まず、幾つかあったかと思うのですが、9年間を見通した教育活動ということですが、委員おっしゃるとおり、小学校の課程終わったら中学校に入学いたしますので、その接続をうまく生かせるためにそれを見通した教育活動をしていきたいと思います。さらには北海道教育委員会の工夫改善加配という、授業を充実させるために様々な工夫をしていくというようなことに研究活動することに、いわゆる加配といいますか、1名多く配置しますということで、昨年までは小学校に配置していたのですけれども、それをあえて中学校のほうに今年度から配置をお願いをしまして、今のところ加配の内定もいただいているところです。したがって、中学校に来年度英語の先生がもう一名プラスになります。その中で中学校の全ての学年の授業にTT、英語の先生が2人入って授業を進めていくと。それから、さらにはその2人が交代で出前指導ということで小学校のほうに行って、小学校の担任の先生、それから学習支援員さんなんかも含めて小学校の授業を充実させるために取り組んでいこうという、そういった内容でございます。小学校のそれぞれの授業を充実させることによってさらに中学校に入ってきたときにも対応できる、そういった体制をつくって、それがさらに申し上げますとフィンランド研修にもこれを生かしていくといいますか、そういった想定をしております。したがって、この9年間フィンランド研修も含めた、さらに教員を手厚く配置することによって小学校、中学校の英語教育をさらに充実させていこうというふうな考えでございます。さらに、英語だけではなくて総合的な学習の時間の計画も9年間を見通して行うことによって連続して、あるいは計画的に授業を進めることができるということで今取り組んでいるところでございます。

2点目の小学校の教科担任指導についてでございますけれども、これは国がはっきりと打ち出していませんけれども、その方向性を考えているということでございますので、将来的にはそういう形が考えられるということもありまして、よりよい形を先取りする形で検討していこうということで取り組んでいただいているところでございます。本当に先生方も一生懸命取り組んでいただいていると思っております。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 引き続き156ページ、157ページ、学校管理費と教育振興費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次、158ページ、159ページ、高等学校費の高等学校総務費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 引き続き160ページ、161ページ、高等学校総務費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、162ページ、163ページ、地域農業科実習費について。

○長内議長 せっかくの機会ですので、壮警高校の取組についてお伺いしたいと思います。

ここの部分、地域農業科実習運営事業ということで質問させていただきますけれども、恐らく全般にも関わってくる部分もあるのかなと思いますので、ご容赦いただきたいと思えます。まず、教育長の教育行政執行方針の中にもございますけれども、地域に貢献する高校づくりという部分で執行方針を述べられておりました。その中で当高校は地域農業科という形で学科転換をされて現在に至っております。何年ぐらいになるでしょうか、七、八年ぐらいですか、になるかと思えますけれども、地域の農業という部分にスポットを当てて、地域にある町立の農業高校として進んでいきたいという形なのかなと思っておりますけれども、その後生徒数がある程度、うんと多くはないのですけれども、安定的に20台後半の生徒数を維持してきているのかなと思っております。今年も多分もう受験終わっているのから、当初予定の一般受験26名、推薦1名の計27名が出願しているというような状況はお聞きしましたけれども、ほぼその数が入学を迎えることになったのではないかなと思っておりますけれども、そういう中において地域に根差した、地域にまた貢献する高校づくりという部分の中で昨年もいろいろな取組は行われたと思えますが、特にそういう部分の取組がありましたらお伺いしたいと思います。

○生涯学習課長　ご答弁申し上げます。

高等学校の特色ある取組ということでございますけれども、いろいろな活動を行っております。小学校との交流事業ですとか保育所との交流事業ですとか、あるいは委員の皆さんも御覧になっていると思えますが、道路沿いの花壇整備ですとか、そういった地域と密着した特色ある取組を行っております。中でもアンテナショップ・めぐみ、そちらも開設してから本当に地域の皆様に愛されるアンテナショップとなっております。ちなみに、令和元年度のめぐみが開催された回数ですけれども、令和元年度は9回開催されております。来客数が84名の来客がございました。この中で販売部門としましては花ですとか野菜、それから果樹、加工品といったような販売品を出しております。本当に皆様に喜ばれてございます。令和2年度、今年度は6月から始まって、コロナ禍ではあったのですが、11月5日まで8回開催しております。これもコロナ禍なのか、あまり遠くに行かないといった状況なのか、来客数が157名と令和元年度より多く来場されて、本当に親しまれてございます。そういった地域と密着した取組をしながら高校の教育の成果として朝市ですとか、あるいはこれもコロナ禍の中、万全な対策を取りながら開催しました収穫祭を開催しております。そういった様々な取組を通して、先ほど委員おっしゃられました生徒数も一般26名、推薦1名と久々に25名を上回った募集も来ているというところでございます。

以上でございます。

○長内議長　収穫祭は従前から行われておりますけれども、ドライブスルーでしたか、そういうことも含めて、特に今年はコロナ禍の状況の中で情報発信も含めて生徒が丹精込めた農産物を直接生徒の手から販売するという部分で、今報告をいただきましたけれども、大きな成果があったのかなと評価をいたしております。同時に、教育長のお話の中にもあ

りましたけれども、JGAPですとか、ふるさと納税に初めて出品という形で、加工品も含めてそういう、ネット販売とはちょっと違うのかもしれませんが、それに近いもの、不特定多数というか、そういう人に向かってPRもしながら高校生の作った思いの籠もった農産物加工品が販売につながっていくというような取組も行われておりまして、小規模校ならではのまた特徴も生かしながら、小さい町のいろんな特徴というものを抱き合わせながら、身の丈に合った部分の中で着実に取り組まれているのかなと思って評価をいたしております。その中でもJGAP、これは全国的に農業高校が多分取り組まれている部分なのかなと思っておりますけれども、私も機会がありました学校運営協議会、コミュニティースクールの壮警高校の取組に2年ほどでしたか、運営委員として関わらせてもらって、これは農業者の立場で参加をする機会を与えていただいたわけでありましてけれども、小学校、中学校、小学校の運営委員も私も経験あるのですけれども、それはある意味親として、小学校、中学校、義務教育の中で学校と接する機会がありますから、そういう意味では運営協議会の中に入っても、そういう経験も踏まえて意見を出すということでありました。ただ、高校の場合は私も壮警高校子供も行っておりませんし、そういう意味では農業者の立場としてそれに関わったことにいろんな感想を得たり、また発見もさせてもらったなと思っているのですけれども、先般学校、特に農業教育の部分で懇談会をする機会が札幌でありまして、農業者の立場でそれに参加する機会があったわけでありましてけれども、そういう中において今後の農業高校等の部分の中でICTを活用した農業教育に、農業教育というのですか、高校教育に力を入れていきたいというような教育局のお話もございましたけれども、そういう部分も含めてこれからのあるべき地域農業科という部分についてどのような方向性をお持ちなのか、お聞きしておきたいと思っております。

○教育長 ご答弁申し上げます。

今長内議長のほうからありましたとおり、本当によく、小さい規模ではありますけれども、充実した教育活動が展開されているなというふうに見ております。その中で特徴的なのが中途退学をする生徒が今年度ゼロ、昨年度は1名おりましたけれども、それも進路変更ということで、ほとんど入学した生徒が3年間で卒業して、ここ数年間進路も100%決めてきております。今年の卒業生も卒業式前に数名まだ決定していない生徒がおりましたけれども、3月中には何とか決まるのではないかと、そういった取組をしてくれています。こういった高校というのはそんなに多くはないのかなというふうに思っています。これは、小規模高であることから、一人一人のよさを伸ばしながら、一人一人のサポートをしながら教育活動を進めているというところが非常に大きいのかなというふうに思っています。

さらに、JGAPですとかそういった販売実習、あるいは昨年はコロナの関係でできませんでしたがけれども、実習、地域の方にご協力いただいて、専門家です。プロのところに行って実際に農業を学ぶというようなことで体験をさせていただいておりますし、また農業大学校などのそういった上級学校との連携もご協力いただいて充実したものになってい

るかと思えます。

そして、これからのそういった農業高校につきましては、ICTも含めて新しい目指すスマート農業なんかも学びながら、そういった職業人としての資質、能力を高めて地域に貢献できる、そういった人材を育成していくこと、これは基本的な教育というのは変わらないと思えますけれども、そういった社会の変化といいますか、それに対応していけるような、そしてそれに応えられるような、そういう教育をしていくということが大切なことかなというふうに考えております。

以上です。

○長内議長 一般質問ではないので、あまり長々とはと思えますけれども、令和3年度の地域農業の部分の特化した部分の予算づけというのはまだ具体的には受ける金額はないのかなと思っておりますけれども、ただこれからそういう地域に根差した農業教育、担い手教育も含めて、の中で検討していく必要があるのかなという部分も若干思いも入った部分で大変恐縮なのですけれども、2点ほどあるのかなと実は思っております、ご見解を伺いたいと思うのですが、1点は先ほど申し上げましたスマート農業やICT農業という部分の中で、実は昨年壮警高校さんにも協力をいただきまして総合グラウンドで、企業の協力をいただいて地域の農業者、町民にも開放してICTの実演会というのですか、行われておりまして、壮警高校の全生徒の皆さんが参加をしていただいて、今の時代の中でハイテクの機械を實際目に触れる、また触ってみる、運転してみるというような機会があったのかなと思っております。そういう部分もあって、多分これからの部分の中で現場だけではなく教育の分野にもそういう部分を取り入れていこうと、道教育もそう考えていらっしゃるのかなと思うのですけれども、ただなかなかこれはそういう部分においては高額なものも多いですから、町の予算の中でやれる部分は制約があるのかなと思っております、その中で可能性のあるなど実は感じているのは、例えば施設の自動管理システム等の部分を高校の中で取り入れながらそれを学ぶことができないだろうか、もう一つは今ドローンというような部分がいろんな農作業の部分の中で使われていくと。そのドローンという部分をどう活用していくかという部分も、ほかのスマート機器に比べると比較的低額な部分もあるのかなと思えますので、それを農業の作業だけではなくて地域農業なり地域の情報発信につなげていくような部分の、ここら辺も含めてそういうICT活用することが検討できないかなということも1つ考えております。

それと、もう一つは高校の卒業した後の部分の中で農業大学ですとか農業系の大学に進学される生徒さんも多いとは思いますが、数名いるのかもしれませんが、道立の農業大学校ですとか、農業の専門学校的なのは多くはないのですが、道内に幾つかあると聞いておりますけれども、そういう部分の中でさらに一步進めた農業教育を結びつけていくようなことに進路の一つとして、また将来の担い手、出口戦略として、そういう大学といいますか、大学とは違うのですね、専門学校的な教育機関と連携をして、さらにレベルの高いICTの活用の部分はそこで勉強してもらおうとか、そういう形に結びつけていながら担

い手教育の部分に、ひいては理想は壮瞥町をはじめこの地域の農業の担い手として様々な形で帰ってきて地域農業、地域の発展に寄与していただくという部分も含めて、そういう地域の農業高校としてさらに発展するようにご検討、研究をいただきたいなと思っておりますけれども、その辺のご見解をいただきたいと思っております。

○教育長 ご答弁申し上げます。

大変意義のあるご示唆をいただけたというふうに思っております。1点目ですけれども、昨年実施しました実習、スマート農業の実演会、大変成果があったというふうに思っております。知識だけで学ぶのではなく、実際にそういった機器を見てイメージを膨らますということは教育にとって非常に大切なことだと思っておりますし、しかしながらあれをすれば進路が変わるかということもそういうものでもなく、そういったいろんな刺激を与えながら自己の進路を開拓していく、あるいは教育内容を充実させていくということが大切なことだと思っております。ご指摘いただきました施設の自動管理というところについては、今年度文部科学省の補助をいただいて、これは以前から高校から要望ありました成果物を貯蔵しておく冷蔵庫、それに温度管理が、情報を得ることができるものを予算として計上させていただきました。そして、それを今までは農協さんのほうにお借りしてそういった貯蔵をしておりましたけれども、それを今度は自分の学校の中でそういったデータをパソコンの中に取り入れて、そういう長期保存ですとか品質の向上に向けて研究ができる状況ができるかと思っております。一気に進まないと思っておりますけれども、徐々にそういったものの研究を生徒とともに進めていくということが考えられるかと思っております。

また、ドローンというお話もありましたけれども、そういったものについても教育の中で、計画的に授業を進めてまいりますので、その計画の中でどこにどういった形で入ることができるのか、あるいは機器の問題もありますし、そういったことについてはこれから引き続き検討していくことになるかと思っております。

それから、進路の問題につきましては、これは本人、保護者の意思といたしますか、自分の人生の生き方、在り方ということで、様々な農業について学びますけれども、最終的には本人、保護者、そういった進路を決定していくこととなりますので、いろんな情報をきちっと提供した上でこれまでも進路指導してきているかと思っております。そんな中で農業大学校さんの話もありましたし、酪農学園さん、それから専門学校の中でも農業、今年も農業を学ぶ専門学校に進学をする生徒もおりますので、そういった生徒が一度そういう上級学校で学んで、また壮瞥に戻ってきていただいて農業に関わっていただけるとありがたいな。実際に同窓会長であります木村さんもそういった形で今壮瞥町で頑張っていただいておりますので、ぜひそういう生徒が一人でも多く育ってくれるといいなというふうに願って、力を合わせて教育を充実しているところでございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、164 ページ、165 ページの社会教育費、社会教育総務費について。

○松本委員 予算計上されていないものを質問するのはいかがなものかとは思いますが、内容についてお伺いしたいのですけれども、学校支援地域本部の、科目がない、計上されてございません。説明はありまして、実績による減7万円と。計上もされていないのですが、そもそも学校支援地域本部、詳しく知るわけではないのですけれども、先ほど来教育長の答弁、担当課長さんの答弁もございましたけれども、執行方針にも触れてある地域とともに、あるいは地域に貢献、ないしは地域から受けながら教育を進めていくというような地域との連携、つながりを強調されていますし、今まで壮警町が実施といいますか、取り組んできた地域と密着した教育執行といいますか、そういったものからしまして、平成18年からでしたか、学校支援地域本部、ややこしいのですけれども、単純に専門的な知識、技能を持った地域の皆さんのボランティア等を受けながら学校教育に反映していく、あるいは課外活動に反映していくというものかなと、そのように捉えていたのですけれども、そもそもそういったものが実績ゼロ、令和2年度ゼロだったのかもしれませんが、果たして全く消えてしまっているのかなという素朴に疑問を感じるのですが、いかがでしょうか。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

学校支援地域本部事業につきましてですけれども、委員おっしゃるとおり令和3年度の予算からは削られてございます。これにつきましては、これもおっしゃられたとおりなのですけれども、地域の方々が学校を支える仕組みということで、ボランティアですとか地域の方々が学校に対して協力なり教育活動にお手伝いをするとか、そういった形であったもの、事業内容的にはそういう内容でございました。今は、先ほど来からお答えしておりますけれども、コミュニティースクールですとか、あるいは地域学校協働本部活動ですとか、そこにシフトされているという状況でありまして、この学校支援本部事業については一通り役目を終えたのかなということで予算からは落としてございます。これからは先ほどお答えしましたとおり、地域学校協働本部事業ですとか推進コーディネーターが担う部分、あるいは引き続き壮小のように壮小サポーターを募集して地域で学校を支えるというような取組、中学校も高校も地域の方々と協働した学校づくりといったことで取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、166 ページ、167 ページ、交流センター費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 引き続き 168 ページ、169 ページ、交流センター費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、170 ページ、171 ページの遊学館費と文化財保護費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、172 ページ、173 ページ、国際交流費について。

○加藤委員 私は、中学生フィンランド国派遣の内容について、これ予算についてはよろしいと思いますけれども、内容について、中身について改めて確認したかったですけれども、今年度は昨年度のフィンランドに行けなかった生徒を含む2学年の研修予算というふうに理解しておりますけれども、しかしコロナがまだ収まらない中で海外研修が行えなかった場合、昨年も今年も研修に行けない生徒に対する考慮ですか、対策というか、例えば国内での研修とか、そういったものも何か考えることもあってもいいのかなというふうに考えてはいるのですけれども、そういったことは教育委員会のほうで何か考えることがあればお伺いしておきたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

令和2年度、今年度は議員おっしゃるとおりコロナ禍の中ということで、今まで歴史がないという、行けなかったというところがございます。令和3年度、この行けなかった学年を併せて2学年一緒にというところがございますけれども、それも状況を見ながら適切に判断していければなというふうに考えております。万が一この学年が行けなかったときの対応ということでございますが、それも行けなかったから終わりというわけではなかなか、行けなかった生徒がかわいそうなのかなというところがございます。何らかの救済といえますか、そういったことを考えながら、例えば高校に行っても何年か行けるようにするですとか、希望を取ってそういうような対応をするですとか、そういったことでカバーできればなというふうに考えております。

以上でございます。

○菊地委員 同じ中学生フィンランドの派遣の部分について、見通しとしてはなかなか厳しいのかなというふうには思うのですけれども、行けなかった場合についての対応というか、フィンランドとのオンラインでの交流というのが考えられるのかなと思うのです。これはいつの記事かちょっと忘れちゃったけれども、フィンランドの応援メッセージということで、あとフィンランドの国歌収録ということで、東京オリンピック・パラリンピックのフィンランドのホストタウンに壮警町なったということで昨年12月に3年生が応援メッセージを送ったと。今年になって2月に1年生、2年生がフィンランド国歌をそれぞれ収録して、これはフィンランドのほうに送ったということです。こういう形のように、フィンランドとのオンラインでの交流会だとか、そういう部分での手当てというのができるのではないかなと思うのですけれども、このことについてお伺いします。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

今委員おっしゃられたオンラインでの交流ですとか、その辺はさっきのオリパラのホストタウンに登録されたということで、いろいろな活動を行って、そういった中での交流をしていくということがございますけれども、今年万が一、まだ分かりませんが、3年生になる生徒が行けなかった場合、学校と協議しながらオンラインでの現地との交流ですとか、あるいは札幌にフィンランド協会という協会がございまして、フィンランドから

留学されている方もいらっしゃるということで、そのような方々との交流など、今後考えられることを協議しながら何らかの形でフィンランドとの交流が切れないようにということで考えていければなというふうに思っております。

○真鍋委員 私も同じもので質問したいと思いますが、これで相手先のフィンランドが時期になってこちらのほうの訪問を受け入れてくれるかどうかというのもまだ未確定で分からないのですけれども、ワクチンの接種は取りあえず国の方針では16歳以上でしたね。そしたら、それから今回中学生は外れるのですけれども、もし中学生を受けてくれるのだよねというフィンランドのほうで言うだけなのであって、そして実施できるようであれば例外的に中学生にも先行的にワクチンの接種なんかというのはできないのかなと思うのですけれども。

○住民福祉課長 真鍋委員のご質問にご答弁いたします。

16歳未満のお子さんたちの接種については、薬事承認の中でそれができないというか、許されないことになっておりますので、その部分についてはいかなる事情があってもできないものと考えております。

以上です。

○山本委員 私もフィンランドの国際派遣なのですけれども、判断の時期というか、生徒たちも気にされていると思うのですけれども、保護者の方たちも結構気にされている方多いと思うのです。行けそう、行けない、判断はまだ早いとかと、判断時期だけいつぐらには決定しますというのが分かれば結構皆さん納得されるのかなと思うのですけれども、どれぐらい前に判断するとか、もし分かれば。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

判断時期ということでございますけれども、昨年同様、飛行機代ですとか、もろもろのキャンセル料が発生する時期が4月終わり頃までに判断しなければキャンセル料が発生するというのでございますので、今回もそういった判断については遅くともそのような時期までというふうに考えておりますが、この辺につきましては町側と協議しながらなるべく早い時期にというふうに考えてございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、174ページ、175ページ、保健体育総務費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 引き続き176ページ、177ページ、保健体育総務費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、178ページ、179ページ、災害復旧費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、180ページ、181ページ、公債費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、182 ページ、183 ページ、諸支出金について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 これより休憩といたします。再開は 14 時 10 分とします。

休憩 午後 1 時 5 8 分

再開 午後 2 時 1 0 分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

184 ページ、185 ページ、給与費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、186 ページ、187 ページ、予備費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、歳入について、一般会計、見開き 4 ページから 5 ページ。

○松本委員 確認だったのですが、町税に関して個人、法人ございまして、予算計上額は削減されて、その状況は理解するわけですけれども、個人均等割の対象が年々人口減に伴って下がっているのも理解するわけですけれども、法人数が例えば令和元年度からいきますと 132 法人、令和 2 年度は 139 法人、そして令和 3 年度は 142 法人を法人町民税として徴収予定であると。法人が増える、単純に企業が増えているということが現実的に、その数字そのとおりのことかということだったわけですけれども、そのとおりののでしょうか。

○会計管理者・税務会計課長 ご答弁申し上げます。

今松本委員の質問ですけれども、そのとおりのことでございます。それが企業が新しく来て増えているということもあるかもしれませんが、例えば本当に事務所とか構えていけば分かるわけですけれども、そうでないケース結構ありまして、マンションみたいなところに入っている例えば保養所だったりですとか、外から見では分からないような事務所とかって結構ありまして、それを税のほうで、ちょっと見ても分からない、そして企業側も本当に店を構えていけば法人ということとちゃんと申請はしてくれるわけですけれども、企業側も実はそこまで分からないケースもありまして、それを税のほうでいろいろ調査するわけです。それで、新たにそういう事業所を見つけたらそこに連絡をして、申告する必要がありますよということを伝えて、なるほどというふうにしてくれた企業は翌年からはちゃんと申告してくれるというようなことをもう 3 年、4 年前ぐらいから行ってまして、それで今までは分からなかったとか、そういう捕捉できなかった事業所を少しずつ捕捉することができて、税のほうでのそういう努力もありまして、それで実際増えている。毎年毎年新しい企業が来ているとかということよりも、そっちのほうが大きということになっております。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、6ページ、7ページ、地方譲与税から7の地方消費税交付金まで。

○松本委員 私は、法人事業税交付金について質問いたします。

言うまでもなくですけれども、法人事業税の中で、これは7.7%というのが基本ですけれども、道が徴収してよかったのでしたっけ、それを各市町村に案分、従業員数で案分して交付されるというふうに理解していますが、法人事業税含めて、その収益含めて全体のパイというか、升というか、それが大きくなったとは思いませんけれども、一応本年度の見込みが400万円、前年度の290万円よりも110万円多くなっていると。これこうなのでしょうけれども、その原因といいますか、その説明をお願いしたかった。本当に増えるのですかという素朴な質問です。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

法人事業税交付金につきましては、R2年度予算290万円、R3年度予算が400万円ということで110万円増やしておりますけれども、今年度、R2年度の見込みとして大体予算額と同額ぐらいを見込んでおまして、委員おっしゃったとおり従業員数で案分されて交付されるわけですが、全額が従業員数で交付されるのは令和5年度からで今は経過措置期間中ということで、令和3年度は3分の2の額が法人税割額、3分の1の額が従業員数で案分されて交付されるものでございます。また、交付率につきましては、これも経過措置がありまして、令和2年度までが経過措置期間でありまして、令和2年度は100分の3.4という交付率、そして令和3年度からは交付率が本則どおりになりまして、今委員おっしゃったとおり100分の7.7になると、そういった率がありますので、ただ見込みですので、実際こうやって増えるのかと言われましたら来てみないと分からない部分がありますけれども、一応そういうことに基づいて積算しているところでございます。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、8ページ、9ページ、環境性能割交付金から交通安全対策特別交付金まで。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、10ページ、11ページ、分担金及び負担金から使用料及び手数料について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、12ページ、13ページ、引き続き使用料と手数料まで。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 14ページ、15ページ、国庫負担金と国庫補助金について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 16ページ、17ページ、国庫補助金並びに委託金について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、18 ページ、19 ページ、道支出金について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、20 ページ、21 ページ、道補助金について。

○松本委員 すみません。教えていただきたかったのですが、道補助金の総務費補助金になりますが、自然公園等整備事業補助金、今回はこれを有効活用して仲洞爺キャンプ場のトイレ改修でよかったのでしたよね、それを行うと、1,600 万円のこれは補助金と、あとは過疎債でしたか、で2,900 万円の建物と設計が300 万円で了解したのですけれども、この自然公園等整備事業補助金、あまり聞き慣れないわけでありましてけれども、今回有効活用できましたけれども、ほかに壮瞥町もアウトドアの関わりとか、今後展開しそうな気配もあるわけですので、その活用という言い方をしたらどうか分かりませんが、補助金を交付してもらうための工夫、要するにこの補助金がこういった範囲で、目的といいますか、活用できるものなのかという、教えていただきたいということなのではないでしょうか。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

こちらの補助金につきましては、対象メニューが、今回トイレの更新になりましたけれども、比較的ハードルが低いというか、既存の施設の更新によって利用環境をよくするとか、あるいは利用促進を図るような、そういうハード整備。通常であればいろんな意味で先駆性を求められたりとかいう制度が多い中で、そういう意味では緩やかなものなのかなというふうには思いますが、ただこちらの補助金を活用するに当たっては北海道が道内の国立公園等の事業をまとめる、そういう計画を策定します。そちらに計画にのせてもらえないとそもそも対象にならないということで、今回のトイレにつきましては、実は数年前から打診はしております、計画に登載されているので、まだ採択は分からないのですが、今の道の計画の中で本町からのもっている事業というのはこのトイレの件だけでございます。ですから、今後活用するに当たっては改めて別の、仮に別の事業で使うという場合にはその計画登載のところからスタートをしていかなければならないので、この制度がいつまで残っていくかというのはもちろん分かりませんが、利活用にあたっては多少前広に道のほうと協議をしていく必要があるというふうに考えます。現段階では他の施設について、具体的にこれをのせてこの活用をしていこうというようなところは今のところはまだ絞り込んでいません。

以上でございます。

○佐藤委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、22 ページと23 ページ、道補助金、委託金について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、24 ページ、25 ページ、委託金、財産売払収入について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、26 ページ、27 ページ、物品、生産物売払収入、寄附金、繰入金、繰越金について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、28 ページ、29 ページ、諸収入、町預金利子、貸付金元利収入、雑入について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、30 ページ、31 ページ、諸収入の続きと衛生費受託事業収入について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、32 ページ、33 ページ、町債について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、給与費明細書、債務負担行為に関する調書及び地方債の現在高の見込みに関する調書について、一般会計 188 ページから 196 ページまで。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、予算書の第 1 表、歳入歳出予算、第 2 表、債務負担行為、第 3 表、地方債及び条文について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 予算書及び予算に関する説明書全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 13 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号 令和 3 年度壮警町一般会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 14 号 令和 3 年度壮警町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。予算書及び予算に関する説明書全体について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 14 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号 令和 3 年度壮警町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 15 号 令和 3 年度壮警町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。予算書及び予算に関する説明書全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 15 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号 令和 3 年度壮警町後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 16 号 令和 3 年度壮警町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。予算書及び予算に関する説明書全体について。

○松本委員 予算全体に関わることで介護保険特別会計についてお伺いするわけでありませうけれども、さきの議案審議の中でもでしたでしょうか、要は新たに 3 か年の介護保険福祉計画ができて、同時に介護保険料が向こう 3 年間のが決まったと。多少のアップがあつて、微増ではございますけれども、この近隣では一番高いのかな。もともと、2000 年、ちょうど噴火とともに始まりました介護保険制度ですけれども、冒頭から、その当時制度導入から全道一という不名誉とは言いませんけれども、あまり芳しくない、高い保険料だということで話題になりました。いろんな形で今があるのですけれども、実際はそのとき壮警町は全て、すべからくというか、あれはご承知のように 40 過ぎから 65 歳までの方々、そして国と市町村、そして受益者、受益者というのか、保険加入者がそれぞれの負担をして成り立つ。ただ、割り返していくときに分子、要は介護保険対象事業の総体で当然単価

も変わってくるということでもあります。ある意味だから利用者が多くあって介護保険料が上がっていく、その町、市のです。そういった地域差が出るのは前提であったわけです。一番悲しいのは保険料払いながらサービスが受けられないという状況でしょうけれども、そうではなかった。だけれども、介護保険料が高いというのは暗いといいますか、小さい市町村にとっては厳しいと。ただ、そのときの実態では低く抑えるために一般会計のお金をそちらに回して抑えていたという市町村が実は多かったのです。それが解けてきて今標準化ではないですけれども、ほぼそんなに差がなくなったというのは事実。

すみません。前段長くなりましたが、何が言いたいかというと最終的に介護保険料の軽減にもつながるのだろうなということで、たまたま昨年でいいのですよね、札幌医大の大西教授に来町いただいて、なぜか議会主催で講演聞かせてもらったわけですが、その際にも話題になりましたサルコペニア症候群、分かります、フレイルという状況。どちらも虚弱、老衰というか、弱っていくことなのですけれども、サルコペニアは筋力低下、フレイルというのは全体が老衰化していくと。それをいかに抑えていくかということが体力、そして老化の要介護度につなげない工夫になるよということなのでありますが、医療の世界もそれに注目しているというお話でありましたし、ただ我々自身もそれを積極的に先取りといいますか、学んで自分自身も守らなければいけないというようなお話であったわけですが、そういう工夫を実は壮瞥町は予算でいいますと、ご承知だと思いますけれども、保険者機能強化推進交付金、それから介護保険保険者努力支援交付金、両方を額としては少ないけれども、もらっていると。この交付をされている市町村ありますが、そこにはメニューがあって、どういったことを介護予防を含めてやっているのかというのが試金石といいますか、それがメニューになって、それをクリアして交付金をもらっているのですけれども、それはかなり優秀なほうなのです。そういったメニューを抱えていると。でも、一方で、やはり小さい町なので、割り返すと介護保険料は多少高いと。今後、さきに戻りますけれども、介護保険料の軽減化にもつながるだろうフレイルとかサルコペニア、そういった対応をさらに肉厚に進めるお考えあるかどうかと。現在取り組んでいることも含めてですけれども、お伺いしたいということでございます。

○住民福祉課長　ご答弁申し上げます。

介護保険料につきましては、先般以来種々ご説明してまいりましたが、年々の高齢化率の高まりによりまして第8期の計画では第5段階で6,600円に上げざるを得ないということでご説明申し上げてきた次第でございます。委員おっしゃるとおり、国のほうからも今現在この介護保険制度を今後安定的に運用していくためには特に高齢者が介護の必要な状態になる前に早急にその状況に気づき、適切に対処し、あるいは適切に関係機関につないでいくという、いわゆるフレイル対策が重要とされております。今現在保険センターを中心にこういった方々をリスト化しまして、適宜スタッフによりましてきめ細かく対応を続けているところであります。今後につきましても、新規事業を入れてさらにという部分は今はございませんが、この体制の中でできるだけお年寄りに寄り添いながらフレイル対策

を進めていくものと考えております。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 16 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号 令和 3 年度壮警町介護保険特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 17 号 令和 3 年度壮警町簡易水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。予算書及び予算に関する説明書全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 17 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号 令和 3 年度壮警町簡易水道事業特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 18 号 令和 3 年度壮警町集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。予算書及び予算に関する説明書全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 18 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号 令和 3 年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎閉会の宣告

○佐藤委員長 これにて本特別委員会に付託された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、予算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 2 時 3 8 分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

委員長

署名委員

署名委員